進が、價格の騰貴を促したるもの少からざりしものとす。

日用品中此の種の原因に依りて騰貴したるもの少からざるは、此等日用品の輸入額が增加したること多きに因るも、其の一斑を推知するを得べし。

食料品中消費が增加したる爲め、價格の騰貴したるものの中最も重要なりしものは米穀なりとす。米穀は我國人口が增加すること急激なると同時に、生活の程度の上進に伴ひ、米穀を用ふるもの增加したるを以て、其の價格を騰貴したること少しとせず、牛豚肉の價格の騰貴したるは蓋し消費の急激に增加したること與て力あるべきなり。

其の他物價騰貴の原因の中に世界の金產額の增加したることを數ふるものあり。世界の金產額の增加したることは左表に據るも明なり。

一八九〇年	二四、六百万封度
一八九六	四二、一
一九〇〇	六二、三
一九〇六	八一、〇
一九〇九	九二、一

一一八、八百万弗	
二一一、二	
二五八、八	
四〇五、五	
四五九、四	

從て金產額の物價を騰貴し、之と密接の關係を有する國の物價を騰貴せしめたることは、疑ひを容れず。泰西諸國の物價騰貴が金產額の增加に關係あるは或は事實なるべし。然れども此の理を推して我國の物價騰貴の原因の內に數ふを得べきやは甚だ疑はし。何となれば我國は金產國にあらず、農商務省調査に依れば我國の金產額は次の如し。

明治三十三年	同	三十四年	同	三十五年	同	三十六年	同	三十七年	同	三十八年	同	三十九年	同	四十年	同四十一年	同	四十二年
五六六、貫五三五	六六〇、貫一五三	七九三、貫五一八	八三五、貫八四七	七三六、貫一三七	八二三、貫七六四	七一四、貫五八八	七三三、貫五一一	八九二、貫四八六	一、〇四八、貫五九								

即ち我國に於ける金の供給は主として外國に仰がざるべからざりしなり。從て貨物の輸出入其の他國際貸借關係に由らざるべからずと雖も、我國は輸出入關係に就き連年輸入超過を繼續したるを以て、外國より金の供給を仰ぐこと能はず、寧ろ泰西諸國は金產額の增加の爲めに物價の騰貴を見たるに反し、我國は輸出を爲すに易く、輸入を爲すに難き狀態に在り、輸入超過の勢を稍〻緩和することを得たりと謂ふを得べきなり。若し泰西諸國にして物價騰貴せざるときは我國の輸入超過の勢は更に之より甚だしきものありしやも未だ知る可らず。然れども我國の國際貸借關係は順なりしが故に、此の原因よりして金の輸入を見たり。但し既述の如く日本銀行は其の正貨準備の一部分を外國に置き、之を維持せんと勉めたるを以て、金の輸入は多からざるも之を基礎として兌換券を發行したるを以て、この點より通貨の膨脹を招き、物價に影響を及ぼしたるものと云ふべし。而して國際貸借關係が、我國に順なりといふは主として外債を募集したるに由りたるを以て、若し公私の外債を募集せざるときは國際貸借も我國に順なることを得ず、從て金の輸入を見ること難かりしなるべし。故に我國に金の輸入あり、若くは之と類似の影響ありしは世界金產額の直接の結果にあらずして、外資輸入の結果といふを適當とす。故に世界金產額の增加を以て我國の物價騰貴の原因と爲すべからざりしなり。

重要日用品輸入額表

年次	小麥		石油		大豆	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
明治三五	八六、五三四擔	二四〇、〇五〇円	七五、四八〇、一五四ガロン	一四、九三七、一七〇円	一、八〇一、三九二擔	四、九五六、〇〇九円
同四〇	九〇四、〇四九	三、六六九、二二七	七〇、一六五、六二六	一四、三二四、八〇〇	二、六五六、四一六	九、五八四、三二二
同四一	五九三、七八六	二、五〇九、七四五	七二、二〇二、八三三	一五、一〇五、二〇〇	三、三二〇、四七八	一〇、九三〇、六七一
同四二	三五〇、三三六	一、三七五、七八二	五七、四二六、九一六	一一、六五七、二九九	三、六二三、三七七	一〇、五四六、四二八
同四三	八一八、二〇三	三、三三八、二四三	六八、九六八、一三一	一四、三〇三、二九〇	二、六三六、六五七	八、九七七、七七二
同四四	九〇八、六二四	三、七二八、八二九	六三、六六七、二七一	一三、〇六五、三八〇	二、九三四、〇五〇	一〇、三〇五、六三六

第二節　世界大戰時の物價と其の對策

第一款　物價の狀勢

歐洲戰亂の勃發するや、交戰諸國の生產組織は忽ち激變を劃すると共に、消費作用は急激に增進し內外の交通運輸亦大に阻害せられたる爲め、一般に物資の缺乏を來し、勞銀其の他の上騰に因る生產費の增加又は軍費の散布に因る資金の膨脹と相俟つて、此等諸國に於ける物價の奔騰を馴致せり。斯くの如き變調が直に附近の中立諸國に波及し、延て世界各國の物價に動搖を來さしめたるが、本邦の如きは特殊の輸入品を除きては一時其の惡影響を被り却て物價の低落を示したるものにして、一般に此の世界的騰貴の大勢に順應するに至りたるは漸く大正四年末頃なりとす。從て此の期間に於て輸出の大宗たる生絲の救濟的調節を必要とし、又米價の崩落に伴ふ農民の困苦を救濟せざる可からざるが如き事情ありしと雖も、一度物價騰貴の趨勢現はるるや、以來漸次其の速度を昂め、遂に財界の活況と相俟つて狂奔狀態を現出するに至れり。而して物價騰貴の調節に就ても當局に於て夙に留意する所あり、特に大正六年下半以後の狂奔時代に於ては特に之れが調節に就き種々苦慮せる所ありしも、未だ以て所期の目的を達すること能はざりしのみならず、騰貴の趨勢を緩和し得たるの效果に就ても尙往々疑問の餘地なき能はざるの有樣なりき。之れ一は此の時代に於ける騰貴事情の複雜せるが爲め、其の調節の困難なりしに由る所なりと雖も、仍ほ調節施設又は其の運用の如何に因る所も尠からざりしなるべし。尙又斯くの如き場合の調節策としては、價格の公定、物資の管理又は消費の制限等を以て最も有效なる方策と爲し、諸外國に於ても此等の調節策を實行せるに拘はらず、我國に於ては諸般の事情に依り遽に之が遂行を期し得ず、或は偶々其の一部に觸るるも既に時期を失し又は其の方法宜しきを得ざりし爲め、物價調節の實果を收むること能はざりしものなるべしと思惟せらる。何れにしても調節の奏效乏しかりしが爲め、物價の狂奔殆んど底止する所を知らず、殊に食糧の騰貴に依り國民の生活を苦境に陷れ、此の如き實情は他方富の集中偏倚に基く思想上の變革と相倚り遂に大正七年八月の暴動を醞釀するに至りたるものと謂はざるべからず。

第一項　物價の大勢と外國物價

今開戰前後に於ける本邦物價の大勢を示さんが爲め、玆に當時日本銀行の調査せる所に基きて、大正三年一月以降の東京物價指數と同行本支店所在地の平均物價指數とを表示すれば左の如し。

大正三年以降平均物價指數表

年月	明治三十三年十月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價	開戰當時即大正三年七月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價
大正三年一月	一三〇・二	一三八・四		一〇三・五	一〇四・八	
〃 二	一二九・〇	一三六・八	一二八・三	一〇二・五	一〇三・六	一〇〇・二
〃 三	一二八・一	一三五・七		一〇一・八	一〇一・七	
〃 四	一二七・七	一三四・八	一二八・六	一〇一・五	一〇一・〇	一〇〇・四
〃 五	一二五・一	一三三・〇		九九・四	一〇〇・七	
〃 六	一二五・九	一三二・八	一二八・一	一〇〇・一	一〇〇・五	一〇〇・〇
〃 七	一二五・八	一三二・一		一〇〇・〇	一〇〇・〇	
〃 八	一二七・七	一三五・七	一三〇・七	一〇一・五	一〇一・七	一〇一・〇
〃 九	一二九・二	一三五・七		一〇一・七	一〇一・七	
〃 一〇	一二五・七	一三一・八	一三〇・〇	九九・九	九九・八	一〇〇・七
〃 一一	一二一・六	一二八・六		九六・七	九七・四	
〃 一二	一一九・八	一二六・二		九五・二	九五・五	九五・九
大正四年一	一二〇・六	一二七・八		九五・九	九六・七	
〃 二	一二三・七	一三一・〇	一二四・九	九八・三	九九・二	九七・五
〃 三	一二五・三	一三一・九		九九・六	九九・八	
〃 四	一二七・四	一三三・二	一二七・五	一〇一・三	一〇〇・一	九九・五
〃 五	一二八・四	一三一・〇		一〇一・一	九九・二	
〃 六	一二七・一	一二八・三	一二九・五	一〇一・〇	九七・一	一〇一・一
〃 七	一二五・六	一二八・九		九九・八	九五・三	

年月	明治三十三年十月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價	開戰當時即大正三年七月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價
大正四年八月	一二六・三	一二六・〇	一二七・九	一〇〇・四	一〇〇・四	
〃 九	一二六・三	一二六・九		一〇〇・四	九六・一	九九・八
〃 一〇	一二七・九	一二九・八	一二九・二	一〇一・七	一〇五・八	一〇〇・九
〃 一一	一二三・四	一二四・二		一〇八・〇	一〇一・六	
〃 一二	一二四・一	一二四・五	一二七・〇	一〇八・〇	一〇七・九	
大正五一	一二五・七	一二四・六		一〇三・〇	一〇七・八	
〃 二	一二三・八	一二五・四	一二四・八	一〇三・〇	一〇七・八	
〃 三	一二五・二	一二五・〇		一〇三・四	一〇八・〇	
〃 四	一二三・二	一二四・八	一二四・七	一〇三・六	一〇八・三	
〃 五	一二五・六	一二四・五		一〇九・七	一〇七・〇	
〃 六	一二四・五	一二四・〇	一二四・八	一〇七・二	一〇七・六	
〃 七	一二四・〇	一二四・〇		一〇七・〇	一〇八・三	
〃 八	一二五・一	一二四・八	一二四・〇	一〇三・〇	一〇三・〇	
〃 九	一二五・五	一二五・八		一〇三・〇	一〇三・一	
〃 一〇	一二七・五	一二六・九	一二七・二	一〇二・二	一〇八・八	
〃 一一	一二八・八	一二六・八		一〇三・二	一〇八・三	
〃 一二	一二七・一	一二七・五	一二九・五	一〇三・六	一〇三・七	
大正六一	一二六・三	一二七・〇		一〇三・〇	一〇三・四	
〃 二	一二六・二	一二六・八	一二六・〇	一〇二・九	一〇二・八	

年月	明治三十三年十月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價	開戰當時即大正三年七月を百とせる指數 東京卸物價	日本銀行本支店所在地卸物價平均	東京小賣物價
〃 三	一二六・〇	一二六・八	一二八・九	一〇二・〇	一〇二・〇	
〃 四	一二四・三	一二五・四		一〇二・七	一〇二・七	
〃 五	一二五・二	一二五・〇	一二五・二	一〇二・七	一〇二・七	一〇二・七
〃 六	一二五・八	一二五・四		一〇二・七	一〇二・七	
〃 七	一二四・五	一二四・六	一二四・八	一〇二・七	一〇二・七	
〃 八	一二四・二	一二四・八		一〇二・七	一〇二・七	
〃 九	一二四・〇	一二四・五	一二四・〇	一〇二・七	一〇二・七	
〃 一〇	一二四・五	一二四・〇		一〇二・七	一〇二・七	
〃 一一	一二四・八	一二四・〇	一二四・八	一〇二・七	一〇二・七	
〃 一二	一二四・七	一二四・〇		一〇二・七	一〇二・七	
大正七一	一二四・〇	一二四・〇	一二四・〇	一〇二・七	一〇二・七	
〃 二	一二四・〇	一二四・〇		一〇二・七	一〇二・七	
〃 三	一二六・八	一二六・九	一二六・八	一〇二・七	一〇二・七	
〃 四	一二七・一	一二七・〇		一〇二・七	一〇二・七	
〃 五	一二七・一	一二七・〇	一二七・一	一〇二・七	一〇二・七	
〃 六	一二七・一	一二七・〇		一〇二・七	一〇二・七	
〃 七	一二七・一	一二七・〇	一二七・一	一〇二・七	一〇二・七	

前表に示せる三種の物價に就て觀るときは、各其の採擇品目を異にせるに拘はらず、略々騰落の大勢に於て一致せるのみならず、騰落の程度も亦極めて近似せるを以て、本邦當時の代表物價として東京卸物價を採り、以下之に據りて記述せんとす。而して前表に據れば開戰間近の物價は一時的ながらも低落の傾向を有したるもの、開戰後の二箇月間に多少の跳返しを見せたる後更に遞落の形勢となり、大正三年末迄に約四分八厘の低落を示せり。然るに大正四年に入りては概ね恢復氣味に上向きの歩調を採り、殊に年末急騰ありしが爲め、開戰當時に比して一割三分の騰貴を示せり。爾後半年間は更に多少の澁滯を示したるも、大正五年下半季以後は大勢として漸次騰貴の速度を昂め、開戰當時に比し大正五年末には三割七分六厘、同六年末には七割四分九厘、同七年十月には十二割六分九厘の騰貴率を現出せり。斯くて明治三十三年十月より大正三年七月に至る十三年十箇月間に二割五

分八厘方騰貴せる物價は、開戰後の四年三箇月間に更に十二割六分九厘(此の十八年一箇月を通じて十八割五分五厘)の騰貴を示せるものとす。而して既述の如く、開戰後に於ける物價の奔騰は世界共通の事實なりしと雖も、仍ほ國に依りて奔騰の遲速と其の程度とに多少の差異ありたるは勿論にして、本邦の如きは大正五年央に於ては英・米・佛の騰貴率に及ばざる尙遠きものありしが、爾後本邦に於ける騰貴の速度大に加はり遂に英・米・佛に於ける騰貴の速度をも凌駕するに至れり。今大正七年五月末現在に就て各國に於ける開戰後の騰貴率を見るに、本邦の九割六分に對し英國は十三割五分、米國及佛國(四月)は十一割八分を示し、又此の期間に於ける瑞典の中流生活費は十割三分を增加し、其の他瑞西・和蘭・印度・獨逸・墺太利の諸國に在りても何れも十割以上に騰貴に遭遇したり。是を以て觀れば開戰後各國に於て價格の公定、輸出入又は消費の制限等を行ひ、世界的經濟に限界を付すると同時に、各國個個の調節を加へたるに拘はらず、物價奔騰の大勢に於て甚だしき軒輊を示さざりしを知るべく、而も此等の諸國に比すれば本邦に於ける騰貴率の稍〻低位にありたるを見るべし。

第二項　物價の騰落狀況

開戰後の物價は一時低落せるも大體に於て騰貴の大勢を支持せること前項の如くなるが、多少仔細に觀察するときは各種物價變動の間には自ら差別あるのみならず、各時期の騰落事情も亦相等しからざるを以て、玆に開戰後の經過と騰落事情とを概記せんとす。而して其の經過に徵すれば之を三期に分つを便宜とす。卽ち時局勃發と共に輸出入に關係ある貨物は市價の動搖甚だしく、其の他の貨物も亦他の事情に依りて變動せるが爲めに一般に市價の高低亂雜を極め、而も物價の平準は低落を示せり。之を第一期とす。然るに大正四年に入りては輸入品の價格も幾分落付氣味となり又輸出貿易も漸次復興の氣運を示したるを以て、玆に一般物價は漸騰狀態を呈せり。之を第二期とす。次に大正五年下半期に入るや、我輸出貿易は漸く旺盛に向ひ、生產界の活躍と相俟て一般財界の活況を呈せるが爲め、物價は一齊に奔騰し、特に生活必需品の狂奔を見るに至れり。之を第三期とす。

(一)　第一期

開戰後、大正三年末に至る迄は卽ち第一期にして、西歐の風雲急を告げ倫敦市場の狼狽となるや、我對英爲替は遽に騰貴し、又横濱に於ける外國銀行の如きは輸出爲替を警戒すること嚴を極め、戰時保險を付したるものに非れば之を拒絕するの有樣となり、各國の財界も亦一時恐慌狀態を呈せるを以て、我輸出貿易は急激に打擊を蒙り、其の大宗たる生絲の如きは恰も出廻り期節に際したる爲め、其の打擊特に激甚を極めたり。又原棉の下落、銀塊の不勢等は綿絲に影響せること著しく、斯くて一般に輸出品の價格は大に低落し、其の後斯かる急激なる動搖は多少落付きしも、仕向國の動搖及海上の危險等は尙ほ我輸出を困難ならしめ、依然として價格の低落狀態を持續せり。然るに從來輸入に依りて內地の需要を充し來りたる貨物にありては、海上の危險と生產國の動搖との結果輸入絕望となりたるもの多く、一般に市價の奔騰を惹起し、就中染料及醫藥品の如きは八月中既に三倍四倍の騰貴を示したるものあり、又硝子板・鐵材の如きも著しく騰貴し、其の他の軍需關係品も時局の影響氣構にて稍〻市價の上騰を見たり。輸出入に多くの關係を有せざる貨物にありては、時局の影響を蒙ること甚だ尠かりしも、各特有の事情に基きて市價の變動を惹起せり。就中米は稀有の豐作を告げたるを以て市價は著しく低落し、其の他の穀類・肥料等の市價も亦米價に壓迫せられたり。要するに此の期間

にありては輸出入關係品軍需關係品・純內地向き等各個々に市價の變動を恣にせるの觀ありしのみならず、各品の騰落も聊か常軌を逸せるが如く、而も財界の不況其の他に因りて物價の低落せるもの多かりしが爲め、平均相場は結局四分八厘の低落を示せり。

（二）第二期

第二期とは卽ち大正四年初より大正五年中葉に至る、所謂輸出恢復、物價漸騰の時期を指すものにして、大正四年に入りては歐米の秩序次第に恢復せられ、此等の諸國に對する輸出貿易は漸次舊に復することを得たるのみならず、從來歐洲より物資の供給を受けたる諸國に於ては輸入の杜絕又は減少に依りて在荷の拂底を來したる爲め、我貨物は漸次此の方面に吸收せられ、從て輸出品の市價は上騰するに至れり。

他方輸入品に在りても歐洲戰亂の益擴大するに伴ひて輸入困難となり、在荷は愈減少して更に市價の昂騰を示し、軍需品も亦交戰國の需要に依りて市價の上騰を見たり。而して穀類其の他の食料品も漸次市價を引緊めたるが、此等は尙主として米穀豐作の影響を被りて其の伸力の遲緩なるを示したるものとす。然れども此の期間に於ける初半卽ち大正四年十月頃に至る迄は未だ從來の不勢を恢復するに止まり、物價の平準は約六分五厘方上騰せるに拘はらず、開戰當時に比すれば尙一分七厘の上値を示すに過ぎざりしが、同年末頃に至り市場の人氣は漸く沸騰し來り、同年十一月より大正五年三月に至る五箇月間に二割一分七厘の上騰を示せり。而も此の如き形勢に於て需要者の中には買控を爲すものも多く、他方大正三年末以來輸入品の相場更に奔騰して輸入貿易を增進せしめ、此の種在庫品の必ずしも過少に非ざるを思はしむるものありしかば、物價は俄然反動安を示し四月より六月に至る三箇月間に六分二厘の引戻を示せり。斯くて一時は開戰當時に比し二割三分四厘高に上れるもの大正五年六月に至りては結局一割七分二厘の騰貴率を示したるに過ぎざるなり。

（三）第三期

第三期は卽ち大正五年下半以後の財界活躍、物價奔騰の時期を指す。此の期間に入るや、從來歐洲品の輸入に依賴すること多かりし諸國に在りては、益物資の缺乏を來し、物價の奔騰を惹起したるを以て、勢ひ本邦品に對する註文殺到し、殊に其の品種の頗る擴大せられたる爲め、我輸出市場は空前の殷盛を極め、延て此等諸物價の奔騰を誘致せり。輸出市場斯くの如くなりしのみならず、既に貿易其の他に依りて我國の收得せる資金は漸く累積するの傾向を示し來り、財界の前途は益樂觀せられ、各種の事業計畫は頻出せり。事業の勃興は卽ち生產財に對する需要の增加にして、爲めに生產原料・建築材料等は著しく騰貴することとなり、從て勞銀も亦上騰するに至れり。建築材料の騰貴は既に大正五年初以來の現象なりしと雖も、大正六年に入りて特に其の騰貴の顯著なるを認め、又工業界の殷盛に伴ひ燃料の需要を激增せること勿論なるも、其の產出には自ら限りありしを以て市價は從來の遲々たる騰貴を一蹴して、爰に急激なる騰貴を始めたり。斯くの如く本期前半卽ち大正六年中頃に至る迄は尙ほ主として生產財・貿易品等に於て市價の奔騰を認めたりしが、大正六年七・八月の頃よりは消費財殊に生活必要品の急激なる騰貴を認むるに至れり。之れ海外需要の次第に加はれる上に勞働者其の他の所得增加に因りて需要を增し、又一面に於て生產財等の騰貴が生產費の增加を來せるに由る所なり。猶生活必要品は消費上の彈力性頗る乏しきを以て、僅少の品不足も直ちに價格に影響すること甚しく、玆に於て融通力の增大せる商人及生產者は或は買占を行ひ或は賣惜を爲し、仍

て以て益〻市價の奔騰を助長したり。斯くて市價の奔騰は各種の品目に傳播し、一として從來の安値を維持するものなかりしのみならず、財界の愈〻活況を呈するに從て物價は益〻狂奔し、當局に於て調節施設を加ふるも、其の騰貴力の熾烈なりしが爲めに之を抑制するに由なく、却て騰貴の速度は愈〻相加はり英米に於ける騰貴の速度をも凌駕するに至れり。今本期間卽ち大正五年七月より大正七年十月に至る二十八箇月間の平均物價の騰貴率を見るに九割三分六厘にして、更に大正七年十月を開戰當時に比すれば實に十二割六分九厘の騰貴を示せるが、特に本期間に於て穀類及綿織物類が十八割近くの上騰を示し、就中米價に至りては二十四割餘の騰貴を見たるが如き顯著なる事實なりとす。

開戰後に於ける物價の騰落狀況は概ね前記の如くなるが、尙ほ各品に就て價格の變動を示さんが爲め各期の指數を表示すれば左の如し。

開戰當時を百とせる各品物價指數（東京卸物價）表

品別	第一期 大三年七月	第一期 同三年十二月	第二期 同四年十二月	第二期 同五年六月	第三期 同五年十二月	第三期 同六年十二月	第三期 同七年十月
米麥	一〇〇	七九	八八	八一	一〇六	一四七	二七六
大麥	一〇〇	八三	九一	八二	一三九	二二四	三二六
裸麥	一〇〇	九一	一〇〇	八四	一一九	一九四	二六六
小麥	一〇〇	一一九	一三〇	九八	一三〇	一七一	二四四
大豆	一〇〇	六九	八一	八五	一〇二	一二九	一五五
小豆	一〇〇	五八	六四	六二	九〇	八九	一〇四
小麥粉	一〇〇	一一三	一一八	一〇四	一二七	一六六	二二三
砂糖	一〇〇	一一一	一一〇	一一九	一二七	一二四	一四六
製茶	一〇〇	九七	一〇三	一〇三	一二九	一二二	一七六
鹽	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九八	九八	一三〇	一三〇
味噌	一〇〇	八三	八一	八一	一〇〇	二〇六	三五二
醬油	一〇〇	一〇六	九八	九六	一三七	一二五	一八三
日本酒	一〇〇	八八	一〇八	一〇四	一一七	一三一	一五五
鰹節	一〇〇	八七	九〇	九三	一四五	一七六	一九四
鷄卵	一〇〇	一〇一	九四	八一	一〇五	一一九	二一三
刻莫	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五	一一六
西洋莫	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一一六	一一六
油	一〇〇	九三	一〇一	九一	一三八	二〇四	二三五
肥料類	一〇〇	八四	七四	七八	九六	一三八	一八四
魚肥	一〇〇	九〇	九九	九二	一一五	一四七	一九五
油粕	一〇〇	八〇	八六	八七	一〇九	一三五	一六九
生絲	一〇〇	七二	一〇七	一〇八	一二九	一三二	一六〇
羽二重	一〇〇	八四	一〇〇	一一三	一三四	一五一	一九七
絹手巾	一〇〇	七八	九八	九八	一一一	一五九	一八八
甲斐絹	一〇〇	八八	一〇一	一〇一	一一三	一五九	一九五
絹裏地	一〇〇	九一	一〇五	一一四	一三四	一六五	二〇九
眞綿	一〇〇	七七	九四	八八	一一〇	一三五	二〇八
綿絲	一〇〇	七四	一〇一	一〇九	一五一	二四九	二五九
白木綿	一〇〇	八二	八八	九五	一三〇	二〇一	三三九
金巾	一〇〇	九三	九七	一一二	一四四	二二九	三一三
綿	一〇〇	七六	一〇七	一一一	一三一	二三〇	三二九

| | | |

ることすら困難となるに至れり。茲に於て全國の蠶絲業者は十一月初旬大會を開きて政府の救濟を要請したるが、政府も亦之を必要と認め、而して之れが爲めには專ら資金供給の方面より救濟を圖らむとし、十二月二十二日蠶絲業救濟法案なるものを衆議院に提出したり。然るに議會は數日を出でずして解散の運命に遭遇し自然本案は立消の姿となりたるが、政府は其の後の狀勢に於て尙ほ救濟の緊要なるを認め緊急勅令を以て之を實施せむとしたるも、樞密院の反對に會ひて遂に成立するに至らずして止みたり。試みに當時政府の意圖したる所を該法案に就きて窺はんに左の如し。

第一條　銀行カ本法ニ依リ生絲ヲ擔保トシテ手形ノ割引ヲ爲シ之ニ因リテ損失ヲ受ケタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其損失額ノ全部ヲ補償ス

第二條　前條ノ手形割引ハ左ノ各號ニ該當スルモノナルコトヲ要ス

一、日本銀行以外ノ銀行ニ在リテハ生絲ノ製造業者又ハ問屋ノ振出シ又ハ裏書シタル手形ノ割引、日本銀行ニ在リテハ該手形ノ再割引タルコト

二、日本銀行以外ノ銀行カ割引ヲ爲ス場合ニ於テハ日本銀行カ國債以外ノモノヲ保證トスル手形ノ最低割引歩合ヲ、日本銀行カ再割引ヲ爲ス場合ニ於テハ其割引歩合ヨリ日歩二厘ニ減シタル歩合ヲ超エサル者ヲ以テ割引歩合トスルコト

三、大正四年五月三十一日以下ノ日ヲ以テ滿期日ト爲シタル手形ナルコト

四、信州上一格以上ニシテ輸出ヲ目的トスル生絲ヲ擔保トスルモノナルコト

五、本法公布當時ノ横濱ニ於ケル信州上一格現物賣買相場ニ參酌シテ政府ノ定メタル一定ノ金額ヲ以テ擔保トスルモノナルコト

六、生絲カ擔保價格以上ノ市價ヲ有スル場合ニ於テハ銀行ハ手形ノ滿期日前ト雖モ擔保物ヲ處分シ得ヘキモノノ特約アルモノナルコト

第三條　銀行ハ手形ノ割引前政府ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス銀行ハ承認ヲ受クルニアラサレハ擔保物ヲ處分シ又ハ債權ヲ放棄スルコトヲ得ス

銀行ハ擔保物ノ處分ニ關シ政府ノ命令ヲ拒ムコトヲ得ス

第四條　補償ヲナスヘキ損失額ハ命令ノ定ムル處ニ依リ政府之ヲ決定ス

第五條　政府カ銀行ニ對シ補償ヲ爲シタルトキハ補償ノ原因タル債權ハ當然政府ニ移轉ス

第六條　本法ニヨリ政府ノ行フ事務ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

救濟法案は右の如くにして成立を見ること能はざりしも、救濟其ものは到底忽諸に付す可からざりし所なるを以て、政府は凝議の上更めて民間に於て二百萬圓の資本を有する蠶絲會社を設立せしめ、之に對し國庫剩餘金の責任支出に依りて五百萬圓を出金し、同會社をして生絲の買上を爲さしむるの方針を確定せり。仍ち其の結果、政府當局と關係業者とは協議の上帝國蠶絲株式會社を設立することとなり、大正四年三月二十日其の創立總會の開催を見たるが、政府に於ては右五百萬圓の出金を爲すに就き、會社の遵守すべき各種の事項を命令すると共に、會社解散の際殘餘財產が拂込金額に不足する時は、政府の出金中より補給することをも定めたり。既にして同會社の成立を告げんとするや、既に絲價は八百圓臺に昇り、越て四月には堅く八百圓以上を維持するに至り、卽ち略絲價釣上の目的を達したるが、其の創立以後解散迄の買入高は約七十萬斤(一萬二千梱)に達したり。斯くて幾くもなく同會社の存廢問題が論議せらるるに至りたるが、會社側に於ても大體に於て存續を欲せざりしものの如く、五月十八日農商務省に出頭して救濟の目的物は大正三年絲と思惟すること、然らざれば

更に政府より五百萬圓を支出せられたきことの二件を申出でたり。然るに政府は最初より時局中の救濟を爲すの目的を以て出金せるものなるのみならず、更に出金することは財政上困難とせる事情ありしを以て、四月二十一日の閣議に於て會社を解散せしむることに決定し、五月三十日限り會社事業を打切らしめたり。

第二目　米價調節令

大正三年の米作は實收五千七百萬餘石の豐穰を告げ、平年作に比して六百三十七萬餘石を超過するの有樣なりしを以て、米價は遂に同年十二月十二圓四五十錢程度に落込み（開戰當時に比すれば約二割一分安）益〻農民の困苦を訴へて米價調節の輿論を昂めたり。斯くて政府は十二月二十四日必要に應じて米の買入又は賣渡を爲すことを得べき米價調節法律案を衆議院に提出し、之に要する資金は一般會計より國債整理基金に繰入るべきものの中千五百萬圓を減額して之に充當せんことを期したり。然るに議會は翌日解散せられたるを以て、政府は更に審議の上大正四年一月二十五日勅令第二號を以て左の調節令を公布し、即日施行せり。

勅令第二號（大正四年一月二十五日）

大藏大臣ハ米價調節ノ爲必要ト認ムルトキハ米ノ買入、交換又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入、交換又ハ賣渡ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して右買上調節の實行方針に就き、當時政府の說明せるは左の如し。

一、買入等は正米に限り定期米には一切關係せず。

一、買入等は主要なる米の集散地たる東京、大阪等二三箇所に於て正米師一人を選び之と隨意契約を爲す。

一、買入其他の時期は理財局長をして其任に當らしむ。

一、買入に依りて餘り高値に釣上ぐる時は却て外米の輸入を促進することあるを以て概ね十五六圓見當を買入の限度とす。

一、買入資金は衆議院提出案の如く限定せず總て國庫剩餘金中より責任支出を爲す。

一、買入は舊節季前に著手し、買入米は其地に於ける民間の倉庫に貯藏の上米價の騰貴を例とする端境期迄持越す豫定にて都合に依りては新舊米の振替を爲す。

右の方針に基きて實際に政府の買付けたるものは約三十萬石にして、其の買入竝賣却成績は次の如し。

一、買入期間　大正四年三月十日より五月十日迄

一、買入場所　東京、大阪、神戸門司

一、買入高　正米三十萬二千百六十二石餘

此代金四百十九萬三千二百八十五圓餘（一石當り十三圓八十七錢餘）

一、支出　內閣決議額五百萬圓（三百萬圓（三年分）國庫剩餘金より　二百萬圓（四年分）國庫剩餘金及第二豫備金より）

一、處分　大正六年五月十五日迄に賣却二十七萬六千五百六十七石餘（買入との差額は新米と交換したる九萬石、其他升減による減石額とす）。

此代金三百六十三萬三千三百一圓餘（一石當り十三圓十三錢餘）

一、差損　五十五萬九千九百八十四圓餘

右買上調節の結果を觀るに、本令發布の報傳はると共に、米價は既に引返し氣味となり、發布後更に騰貴して相當調節の效果を現はしたるも、四五月に至りては多少軟弱の氣配に襲はれ、買付終了後は益〻低落の形勢を示すに至れり。斯くて當初豫期せるが如き十五六圓見當の高値は之を現出することと能はざりしのみならず、九月に至りては豐作尻餘剩米の壓迫と新作の豐穣とに因り更に崩落相場を現出したり。今參考の爲め開戰當時及買上調節前後の標準米平均相場を表示すれば左の如し。

年月	一石相場	開戰當時を百とする指數	年月	一石相場	開戰當時を百とする指數
大正三年七月	一五・九三円	一〇〇	大正四年五月	一三・三一円	八四
同　二月	一二・四八	七八	同　六月	一二・九四	八一
大正四年一月	一三・四七	八五	同　七月	一二・六三	七九
同　二月	一四・三三	九〇	同　八月	一三・一六	八三
同　三月	一四・一六	八九	同　九月	一一・五八	七三
同　四月	一三・六四	八六	同　十月	一一・四二	七二

本調節令は大正七年四月二十五日勅令第九十二號に依り、之れが廢止を見る迄其の效力を有したるものにして、右以後は買上調節を加へられたるものなかりき。尚ほ右調節令に直接の關係はなきも、大正三年六月取引所法の改正に際し、五十石より百石に引上げたる賣買單位の實行を猶豫する意味より、大正四年一月二十七日勅令第五號を以て大正五年六月三十日に至る間五十石單位に低下し以て定期賣買上に便宜を與へたることは注意すべき所なり。

第二項　騰貴物價の調節

第一目　概說

既に述べたる如く歐洲戰爭勃發以後、市價の崩落したる生絲及米に就き、救濟的調節を加ふる必要ありしと共に、他面には開戰の爲めに輸入杜絶し、又は其の減少せる種類の品目も少からざりき。之れが價格騰貴抑制の措置を要することとなり、卽ち此の種物價調節の施設も亦均しく多忙を極めたり。而して騰貴物價の調節は低落物價の調節に於けるが如く少數の品目に局限せらるることなく又其の期間も時局の全期に涉りたるものにして、而も此の種の調節は國民生活に直接重大なる關係を有したるものにして、勢ひ開戰後の物價調節は卽ち騰貴物價の調節なるかの如くに解せらるるに至れり。

今右の物價騰貴に對する調節施設に就き記述せんとするに當り、先づ當時に於ける物價騰貴の原因に就きて見るに概ね次の如き諸項を擧げ得べし。卽ち(イ)輸出の增進(ロ)輸入の減退又は杜絶(ハ)運賃及保險料の上騰(ニ)外國物價騰貴の影響(ホ)內地に於ける需要の增進(ヘ)勞銀の上騰其の他に因る生產費の增加(ト)物價の傳播性又は貨物相互間に於ける騰貴の影響(チ)生產者及商人の投機(リ)資金の增加等之れなり。而して之れに對し政府の加へたる調節施設は概ね(イ)輸出制限(ロ)輸移入の促進及生產の奬勵(ハ)船舶の管理及保險の補償(ニ)暴利取締令及定期取引の制限(ホ)外米の管理又は穀類の收用(外米關稅撤廢共)(ヘ)增加資金の處分等にして、此等の對策に就ては以下順次記述する所あるべきも、特に米價の調節は大正六年下半季以來政府の最も苦心せる所なるを以て、次に市價と調節施設とを對示

して以て參考に資せんと欲す。

年	月	標準米平均石相場	開戰當時を百とせる指數	摘要
大正三年	七月	一五円九三	一〇〇	
大正四年（開戰後最低）	十月	一一・四二	七二	
大正六年	一月	一六・三八	一〇三	
同	六月	一九・七七	一二四	
同	七月	二一・九一	一三八	
同	八月	二一・一四	一三三	
同	九月	二一・三三	一三四	暴利取締令發布
同	十月	二三・六一	一四八	
同	十一月	二三・八一	一四九	
同	十二月	二三・四九	一四七	
大正七年	一月	二三・八四	一五〇	
同	二月	二四・九四	一五七	輸出制限發表
同	三月	二六・六〇	一六七	
同	四月	二七・三八	一七二	物價調節調令、再輸出制限、期米當中限取引停止命令、外米管理
同	五月	二七・四六	一七二	
同	六月	二八・三四	一七八	全國標準相場發表禁止
同	七月	三〇・三九	一九一	在米調査
同	八月	三八・七〇	二四三	暴動起る、穀類收用令公布
同	九月	三八・二三	二四〇	內地收用米買付打切發表
同	十月	四三・九一	二七六	外米管理撤廢、輸入關稅免除（十一月一日）

既にして大正七年八月所謂米騒動の勃發となり、延て內閣の總辭職を見るに至りたるが後繼內閣は米價の低落すべき新穀の出廻り期節に於て尙ほ買付を行ふが如きは、米價調節上却て得策にあらずと爲し暫く自然の形勢に委するを適當と認め十月二日を以て其の買上の打切りを發表し、續いて十一月一日米及籾の輸入稅を免除し、外米の管理を撤廢するに至れり。

第二目　輸出制限

政府は工業原料の確保及價格調節の意味に於て、大正三年九月十八日農商務省令第二十二號を以て、黃燐以下十品の輸出に就ては戰時中農商務大臣の許可を要すべき取締令を公布したるが、其の後此等の品目は漸次追加せられ又工業原料以外の物品にも推及せられたるものにして、卽ち今制限品目（一は輸出制限品、二は輸出竝再輸出制限品）と制限施行期日とを列示すれば左の如し。但し再輸出制限は大正六年二月一日より實施せるものとす。

大正三年九月十八日より實施

（一）黃燐、赤燐、苛性曹達、曹達灰、硼酸曹達、鹽酸加里、外國製阿膠、人造乾藍、アリザリン染料、アニリン染料（黃燐、赤燐、鹽酸加里は大正七年十一月二十六日より削除し人造染料に改む）。

大正四年三月三日より實施

（二）生護謨、護謨製品

大正四年八月十五日より實施

(二)　錫、錫製品

大正四年九月四日より實施

(一)　鹽化加里(大正七年十一月二十六日より削除)

(二)　クローム、フエロクローム、クローム鋼、各種羊毛、毛絲、軍服用絨毛製ブランケット、毛製莫大小類(肌衣、手袋、及靴足袋)

大正五年七月二十九日より實施

(二)　重石鑛、水鉛鑛

大正六年七月一日より實施

(一)　硝石、硝酸曹達、青化加里、青化曹達、青化加里又は青化曹達を含む青化鹽類(硝酸曹達は大正七年四月十九日より削除、其他は大正七年十一月十五日より削除)。

(二)　錫鑛、鹽化錫、ニツケル鑛、ニツケル、フエロニツケル、滿俺鑛、スピーケルアイゼン、フエロマンガニーズ、コバルト鑛、コバルト、フエロコバルト、モリブデナム、フエロモリブデナム、タングステン、フエロタングステン、安質母尼、黑鉛、雲母、雲母製品。

大正六年八月二十五日より實施

(一)　錫を鍍したる鐵板及鋼板(葉鐵及葉鋼)(大正七年十一月十五日より削除)。

(二)　コプラ、椰子油

大正六年九月二十日より實施

(一)　製紙用パルプ、ザラ紙を除きたる印刷料紙、硫酸アンモニア、過燐酸石灰硫酸アンモニア、過燐酸石灰若くは硝酸曹達を原料の一とする調合肥料(硫酸アンモニア以下大正七年四月十九日より削除)。

大正七年三月八日より實施

(一)　米、麥、小麥粉(米、麥は大正七年四月十九日より削除)。

大正七年四月十九日より實施

(一)　過燐酸石灰調合肥料にして硫酸アンモニア、過燐酸石灰又は硝酸曹達を其の原料の一とするもの。

(二)　硝酸曹達、硫酸アンモニア、米、麥

大正七年五月十八日より實施

(二)　外國米の移出

大正七年十月一日より實施

(二)　錫合金

大正七年十一月十五日より實施

(二)　硝石、青化加里、青化曹達、青化加里又は青化曹達を含む青化鹽類錫を鍍したる鐵板及鋼板(葉鐵及葉鋼)。

右の外一部の醫藥品に就ても大正三年八月二十七日內務省令第十八號を以て除外品目を示し輸出制限を加へたるが、以後此等の除外品目に改正を加ふると同時に或る種のものには再輸出の制限を加へたり。(大正七年四月一日內務省令第三號參照)。

第三目　輸移入の促進及生産の奬勵

開戰後、諸外國に於て物資の輸出に制限を加へんとするや、帝國政府は特に必要なる物資の輸入確保に就き便宜を得んが爲め、隨時關係各國に對し交渉する所あり、羊毛・鐵類・棉花・米等の輸入に就ては最も留意せしものなるが、其の他或は印度棉の如き爲替上の關係に依り輸入困難となれるものに對しては、正貨を輸送し、又は南洋爲替を利用するの途を開きて之が輸入の繼續を圖り、或は米價の奔騰に際し支那米の輸入を企圖し、或は鹽類の缺乏に際し支那鹽の輸入を計り、或は製造品の原料輸入稅拂戻に關する勅令に改正を加へ、或は生牛等に就き朝鮮よりの移入稅を免除する等輸移入の促進に努めたるものにして、尙ほ後に述ぶる船舶管理及保險の補償、外米管理竝同關稅撤廢の如き孰れも之に關する施設なりとす。

而して右の內原料の輸入に關するものは一面に於ては畢竟生產の奬勵に關する施設に外ならざるものにして、此の種の施設は戰亂を機會とせる我商權の擴張又は我產業の獨立に關する所甚だ大なりしを以て、政府に於ても特に之に注意を拂ひたりき。其の直接に奬勵法を布きたるものは染料醫藥品製造奬勵法及製鐵業奬勵法の二に過ぎざりしも、間接に奬勵の策に出でたるもの亦尠からず其の他緬羊飼育に關する奬勵規則を定め、又軍需工業動員法及軍用自動車補助法を布き以て軍事關係に依る特種の奬勵を加へたり。

第四目　船舶の管理及保險の補償

開戰後益〻船腹の缺乏著しく運賃上騰の傾向を示したるを以て、政府は之れが調節の要あるを認め大正六年九月二十八日緊急勅令を以て戰時船舶管理令を制定せり。本令に於ては(イ)日本船舶を外國人(日本船舶を所有し得ざる者)に貸渡し、擔保に供し又は引渡すこと(製造中の船舶共)(ロ)外國人の註文に依り船舶を製造すること(ハ)外國諸港間の航行にのみ從事することの三項に就き逓信大臣の許可を必要とするの制限を附し、又逓信大臣は(イ)外國諸港間に於ける日本船舶の旅客又は貨物の運送を禁止又は制限すること(ロ)船舶の航路を指定し又は特定の旅客若くは貨物の運送を命ずること、(ハ)運送賃を制限することを得る旨の規定を設け、更に船舶造船所又は造船設備の徵發等に就ても定むる所ありたるものにして、依りて以て海運の整正を圖り、且運賃の上騰を防ぎ、物價騰貴の抑制上に貢獻する所尠からざりしなり。一方鐵道運輸に關しても輸送能力の增進を圖ると共に、特に食糧の奔騰に際し之が輸送に便宜を加ふる等、物價調節に資する所尠からざりしなり。

開戰後海上保險率の著しく騰貴し、爲に輸出入貿易は非常の打擊を蒙りたるを以て、大正三年九月十二日法律第四十四號を以て戰時海上保險補償法を公布して卽日施行し、更に大正六年七月二十一日法律第二十號を以て戰時海上再保險法に改め同年九月二十日より之を實施せるが、此等の施設が間接に物價の調節に資する所ありしは言を俟たず。而して戰時海上保險補償法に於ては、日本の保險業者又は外國保險業者の日本に設けたる支店事務所若くは代理店が主務官廳の定めたる海上保險率以下に於て保險契約を爲し、戰爭に因りて生じたる損害を塡補したるときは、政府に於て其の一部(塡補額の百分の八十)を補償することを定むると同時に、其の補償を受くべき保險の目的は日本に船籍を有し、主務官廳の定めたる航路の航海を爲す船舶及其の積荷竝日本の輸出入貨物に限定し、此等

に關する再保險をも包括せしめたり。

戰時海上再保險法は要するに右の補償制度を再保險制度に改めたるものにして、船舶に關しては戰時海上再保險審査會を特設して政府の引受くべき保險金額を査定するものと爲せり。

第五目　暴利取締令及定期取引の制限

大正六年當時の物價が我財界の活況に伴ひ益〻急激なる騰貴の趨勢を示すや、政府は之を時局に依る需給關係の變調に基くもののみにあらず、他方此の變調を奇貨とし買占又は賣惜を爲し暴利を博せんとする者あるの結果なりと認め、九月一日農商務省令第二十號を以て「暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件」を制定公布し、即日之を施行すると共に、農商務省訓令第八號を以て本令發布の趣旨を明かにし、各地方長官に於て此等の取締に關し相當の措置を怠らざるべき樣訓令する所ありたり。本令に於て特定したる物品は米穀・鐵類・石炭・綿絲及綿布・紙類・染料・藥品の七種（大正七年二月四日「米穀」を「米穀及穀粉類」と改め又同年六月十日「肥料」の一種を追加せり）にして、此等の物品に就て急激なる市價の變動を誘致し、因て暴利を得るの手段として買占又は賣惜を爲し又は爲さむとする者と認むるときは、農商務大臣は期間を定めて其の行爲を爲すべからざる旨を戒告し、且必要と認むるときは同一物品の賣買に付條件を附することを得るものと爲し、他人をして其の行爲を爲さしめ又は爲さしめむとする者と認むるとき亦同樣なる旨を規定し、其の戒告に違反して買占若くは賣惜を爲し又は戒告に附したる條件に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處すべきことをも定めたり。又農商務省は本令を徹底せしむる上に於て右の戒告又は戒告に違反する賣買の委託を受けたる場合は取引所に於ても除名又は營業停止等の處分を爲さしむる爲め、九月十一日各米穀及綿絲取引所に對し營業細則中に相當の規定を設くべき旨通牒する所ありたり。

斯くの如く諸般の對策を講じたるに拘らず、而も尙ほ物價特に米價の奔騰止まざりしを以て、大正七年四月六日に至り農商務・內務兩相の連署を以て地方長官に對し物價調節に關する訓令を發し、主として米の賣惜みに對し警告する所あり、而して該訓令と前後して米の輸出又は再輸出に制限を加へたるは既記の如くにして、其の他定期市場に對しても變に應じて個々に臨機の處置を採りたるが大正七年四月十六日の如きは全國の取引所に對し一齊に當中限取引の停止を命じたり。又同年六月十四日勅令第二百二十九號を以て取引所令の改正を行ひ、小口落の禁止を爲したるが如きも一に取引所の健全なる發達を期して投機取引に制限を加へたるものにして、其の改正の要點は(イ)仲買人は委託を受けたる定期取引に付其の委託者の指圖に依らずして轉賣又は買戻を爲すを得ざること(ロ)定期取引に付證據金を納めしむる取引所は同一仲買人の賣付と買付とが對立する故を以て證據金の減額又は免除を爲すを得ざることの二點に在りたるものとす。

第六目　外米の管理及穀類の收用

大正七年四月の交、政府は米價騰貴の原因が主として供給の不足に存せるを惟ひ、外國米の供給を潤澤にし仍て以て米價の騰貴を抑制せんことを企圖するに至れり。斯くて同月二十五日勅令第九十二號を以て所謂外國米管理令を制定し農商務大臣は(イ)外國米、朝鮮米又は臺灣米の輸入、移入、買入又は賣渡を爲すこと(ロ)農商務大臣の指定したる條件に依り外國米、朝鮮米又は臺灣米の輸入、移入、買

入又は賣渡を爲す者に對し補給を爲すことを得るものと爲し、又此等の買入又は賣渡は隨意契約に依ることを得る旨を規定し、即日施行せり。而して管理實行の爲に同日勅令第九十三號を以て農商務省に臨時外米管理部を設置することを定め、又墾二十六日農商務省令第十三號を以て外國米管理規則を公布し即日施行せるが、該管理規則に於ては主として左の如き規定を設け違反者等に對しては夫々罰則を定めたり。

一、外國米は農商務大臣又は農商務大臣の指定したる者に非ざれは之を輸入又は移入することを得ず。

二、本則施行前又は施行後三日内に買入れたる外國米は施行後一月内に農商務大臣の許可を受けたる場合に限り之を輸入又は移入することを得るも許可に條件を附することあるべし。

三、本則施行前又は施行後三日内に輸入の目的を以て買入れたる外國米にして其の輸入者の所有に係る者に付ては施行後一月内に限り農商務大臣に買入を請求することを得るも、其の買入價格は外國に於ける買入原價に運賃及諸掛を加へたる金額を超ゆることなし。

四、右の請求に付ては農商務大臣の指定したる者をして買入を爲さしむることあるべし。

五、農商務大臣又は地方長官に於て必要と認むるときは米若くは麥を所有し又は之を保管する者に對し其の數量に關する報告を命ずることを得。

斯くて政府は五月七日外米取扱商人を指定すると同時に、之に對する補給方法を定め、五月十四日外米賣出指定價額を發表して賣出を開始せるが、同月十七日に至り工業原料に供せらるる外米に對しては特殊の規定を設くるを必要とし、省令第十五號を以て管理規則に左の改正を加へ、同月二十日より之を實施せり。

一、飴、酒類又は酒精の原料として外國米を使用せんとする者は農商務大臣の許可を受くべし。

二、外國米中碎米及濡米は管理外とす。

此の管理規則は大正七年十一月一日の省令に依りて廢止せられたる迄は效力を有したるも、主として買入れを爲したるは八月央以前にして八月十三日管理部の發表せる所に據れば、其の當時迄に買入れたる外國米は約三百萬石に達し、其の内約百五十萬石は輸入濟となり、殘餘は十月迄に到著するべき筈なりしが、之より前既に朝鮮米の移入を圖るが爲めに特に鈴木商店をして約三十萬叺（十二萬石）を買付けしめ八月五日以後同商店をして政府の指定價格に依りて賣出さしめたり。

右の如く外國米及朝鮮米の配給を圖りたるの外、六月二十六日全國に於ける標準相場の發表を禁じ、或は七月十七日各地方長官に内地米現在高の强制調査を命じたるが如き、何れも米價の引下げに資せんとしたるに外ならざるなり。而も外米の需要は比較的に少く、米價は更に奔騰するの形勢となり、遂に八月の狂奔を演ずるに至り、富山縣の一隅に起れる漁夫家族の騷擾を導火として、各地に暴動の蜂起を見るに至りたるが、此の當時に至りては外鮮米の需要漸く增加し、殊に金澤市を先驅として大阪・東京・京都・名古屋等の都會に於て公共的施設を以て販賣の擧を見るに至り、更に商業會議所・農會・産業組合等の註文指定商の手許に穀到して、之が配給に困難をすら感ずるの實況を呈したり。然れども既に暴動各地に彌蔓するに至りては、政府も之を默視すること能はず、更に適切なる調節策を講ずるの必要に迫りたるを以て、先づ八月十三日の閣議に於て米價調節資金一千萬圓を支出することに決定し、更に同月十六日に至り緊急勅令（三百二十四號）を以て穀類收用令を制定公布せり。其の要

項は左の如くにして、收用の拒絶及公定價格以上の賣却に對し夫々罰則を定めたるものとす。

一、農商務大臣は補償金額を定め米・雜穀を收用し又は其の指定したる者をして之を收用せしむることを得。

二、右の米、雜穀或は農商務大臣の買入れ又は買入れしめたる、ものは農商務大臣の定むる價格を以て賣却し又は賣却せしむることを得。

三、補償金額に不服ある者は三月內に通常裁判所に出訴することを得。

四、農商務大臣の職權に屬する事項は地方長官をして之を行はしむることを得。

右收用令の公布と同時に外國米管理令中輸移入賣買を爲すべき『外國米、朝鮮米又は臺灣米』を『米雜穀』に改めて其の範圍を擴め、又臨時外米管理部を臨時米穀管理部に改めたるが、穀類の收用に就ては八月十九日農商務省令第三十二號を以て施行規則を制定し、收用處分等に關する細則を定めたる外農商務大臣は官吏又は吏員にして米・雜穀の生產者・賣買業者・倉庫業者其の他の占有者の營業所・倉庫・圃場等に臨檢し、物品・帳簿其他の書類を檢査せしむることを得るものと爲せり。而して收用補償額を公表したるは八月二十七日にして之れには左の如き規定を設けたり。

一、補償金額は東京又は大阪の正米市場に於ける中米一石に付

大正七年九月五日より九月二十日迄金三十三圓以內

同　九月二十一日以後追て改定する迄金三十圓以內

とし大正七年九月四日迄に收用する場合の補償金額は其の都度之を定む。

二、東京及大阪の正米市場以外の地に於ける米並右の市場に於ける中米以外の米に就ては右價格を標準として之を定む。

然れども實際には是より數日前既に東京・大阪・神戸・京都の四大都市に於て指定商を設け、九月十日迄に關東、關西各二十五萬石宛合計五十萬石の買付を爲す豫定にて各產地に出發せしめ、八月二十五日以後九月六日迄に約三十三萬七千餘石を買付け、爾後尙ほ京都及東京の買付を持續せる結果、關西に於ては略豫定の二十五萬石に達したるも東京分約十六七萬石にして、十月二日打切迄の買上總額は四十萬石餘に過ぎざりしき。而して此の買付を爲すに當りても全然收用令を强用するに至らず相對的買上方針を支持せるの結果、其の買上價格は前記公定價格より遙に高く卽ち三十五圓乃至四十圓にして平均三十七圓程度に上りたり。

此の買上米の賣出は九月九日以後、右の四大都市に於て實行せられたるが、各都市の賣出期日・賣出價格竝に數量は左の如くにして全く配給を打切りたるは十月二十六日なりき。但し賣出價格は漸次多少低下するものと爲せり。

神戸	九月九日より	一日の消費量約二千石に對し千五百石	
		中米三十二圓五十錢見當	
京都	九月十二日より	略同前	
		中米三十二圓見當	
大阪	九月十六日より	一日の消費量約六千石に對し三千石	（廉賣米二千石）
		中米三十一圓五十錢乃至三十圓見當	
東京	九月十六日より	一日の消費量約一萬石に對し八千石	

中米三十圓見當

斯くて政府より指定商に支拂ひたる補給金は手數料等と共に一石平均六、七圓に上り其の補給總額は約三百萬圓に達したり。

今收用令發布前後に於ける東京相場の成行を觀るに、八月上旬中約八圓十錢高を告げて四十三圓見當を唱へたる正米相場は定期米の立會開始と暴動の發生とに依りて數日間に八圓餘の反動安を示したるも、廉賣米の需要に氣を得て下げ止り、十六日收用令發布以後却て更に漸騰の形勢を示しつつ、政府の相對的買上方針に依りて產地相場の沸騰を來したると品薄とに二十六日迄に又々六圓近くの跳返しを見せたり。然るに二十七日發表の收用價格に震駭し人氣は政府米賣出前の賣焦りとなりたるを以て九月七日迄に約五圓九十錢方引下げて三十四圓八十錢見當の安値を出したるが、其の後政府米賣出前の急需に一圓餘りの反動高を告げたる上、政府米賣出後に於ても配給洩の買付に相場は徐々に高まり、更に暴風雨と秋霖の影響氣構へに奔騰して九月二十六日四十三圓八十錢の新高値を唱へ、政府の買上打切の噂に多少の落付を見せて越月せり。十月に入りては買上打切以來、一時は却て相場の變動尠かりしが、政府配給米の漸減鎌入れ不足出廻りの遲滯等に買人氣引立ちて月央四十五圓見當に跳上げ其後の出廻り增加と天候の回復とに月末迄に約二圓五十錢の引戻を見せたり。

是に由て觀れば收用令公布後に於ける調節の效果は收用價格發表當時に於て最も顯著なりしも其の前後に於ては收用の强行を手控へたると其の他との原因とに依て概ね其の效果を覆はれたるものの如く、一方買上米の配給に就ても小賣相場を限定することを爲さざりしが爲め單に白米商を利するの結果となり、是に依りて殆んど實際の需要者を益することを能はざるの憾を存したり。又新內閣の放任主義に依りて十月二日買上の打切を發表せられて以來の米價は豫定の如く一時高値を出して更に安値を唱へたるも、其の後の形勢に於て期待に反せんとするは既に記述せるが如くなりとす。尙外米に關しては十月三十日の緊急勅令（第三百七十三號）に依りて、勅令の定むる期間內米及籾の輸入稅を低減し又は免除し得ることを定め、十一月一日外國米管理規則を廢止すると同時に勅令第三百七十四號を以て大正八年十月三十一日迄米及籾の輸入稅を免除することを公布したるも、其の後の產地相場騰貴せるが爲に思はしき買付を爲すこと能はざるが如きは其の後に於ける米價騰貴の一原因にして、從て此の免稅は產地の利する所となりたるが如く報ぜらるるに至れり。

第七目　增加資金の處分

開戰後、貿易其他に依りて收得せる資金の增加は所謂通貨の膨脹として現はれ、相互に因果關係を爲して物價の騰貴に關する所大なりしを以て、政府當局も夙に資金の處分に苦慮し、輸出貿易の發展と產業の振興とを阻害せざる程度に於て通貨の收縮に力めたり。卽ち內國債の募集、聯合與國に對する貸付、支那借款の引受、外國證券の買入及其他海外投資の奬勵、外債の償還、爲替資金の吸收又は郵便貯金の奬勵竝小額勸業債券發行に依る零碎資金の吸收等は其の主なるものなり。

第三款　米價調節に關する諸計畫

米價調節に關する諸施設に就きては既に述べたる所なりと雖も、當時實行の運びに至らざりし此

の種の諸計畫にして特に注目すべきもの亦尠からず。卽ち以下之れに就て少しく述ぶる所あらんと欲す。

第一項　米價調節調査會と其の決議

政府は米價の暴落に對し既記の如き一時的調節策を遂行せるが、米價問題は國民の生活及經濟に至重至大の關係を有するを以て、之が急速なる騰落を調節すべき根本方策を樹立する爲に、社會各方面の智識を網羅して愼重なる研鑽を盡すを必要と認め、大正四年十月七日米價調節調査會官制を公布せり。本調査會は農商務大臣の監督に屬し其の諮問に應じて米價調節に關する事項を調査審議するの機關にして農商務大臣を會長とし、副會長は委員中より任命し、又委員は七十人以內を定員として農商務大臣の奏請に依り高等官、貴衆兩院議員及學識經驗ある者の中より內閣に於て任命するものと爲せり。

斯くて成立せる調査會は十月二十一日第一回委員會を開きたるが農商務大臣よりは左の如き諮問事項と參考案とを交付せられたり。

諮問事項

米價を常時調節するには如何なる方法を採用すべきか

參考案

第一　常平倉案

第一、米穀貯藏の制度を採ること。

一、米價(東京正米市場に於ける中米相場以下同じ)一石十四圓(假定)を下るときは政府は米を買入れ十八圓(假定)を超ゆるときは之を賣出す其の價格に付ては時價を參酌す。

二、政府は約二百萬石の收容力を有する國立倉庫を設置し米穀を貯藏す。

三、前項の數量以上に買入れたる米は倉庫を借入れて之を收容す。

第二、外國米の專賣を爲すこと。

第三、米價十八圓(假定)を超ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府地方團體產業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること。

(備考)一、本案に於ては政府自ら本事業を爲すこととせしも政府監督の下に地方團體地方特種會社等をして之を行はしむるも一案なり。

二、本案に於ては國立倉庫を主としたれども國立倉庫を設置せずして專ら地方團體等の倉庫を使用するか又は國立倉庫の規模を縮小し主として地方團體等の倉庫を使用するも一案なり。

第二　米倉證券案

第一、米倉證券發行の制度を採ること。

一、政府は指定倉庫の保管米に對して物權的效力を有する米倉證券を發行す。米倉證券に付ては利子の支拂資金の融通通貨との引換等の方法に依り證券(東京正米市場に於ける中米に對する證券)の時價一石に付十四圓(假定)を下ることなからしむ。

二、米價(東京正米市場に於ける中米相場以下同じ)一石十四圓(假定)を下るときは政府は指定倉庫の發行したる證券と米倉證券との交換の請求に應ず。

三、米價十六圓(假定)以上の場合に非ざれば米倉證券の所持人は米の交付を請求することを得ず。

四、米價十八圓(假定)を超ゆるときは米倉證券の所持人は米の交付を請求することを要す。若し一定の期間內に其の請求を爲さざるときは政府は一石十八圓(假定)にて之を買取ることあるべし。

五、米倉證券に對して交付すべき米は其の證券記載の品位に相當するものとす。

第二、外國米の專賣を爲すこと。

第三、米價十八圓(假定)を超ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府地方團體產業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること。

(備考)一、本案に於ては政府自ら本事業を爲すこととせしも政府監督の下に特種會社等をして之を行はしむるも一案なり。

二　本案に於ては廣く指定倉庫の保管米に對して米倉證券を發行することとせしも國立倉庫に米を貯藏し之に對する米倉證券を發行するか又は指定倉庫國立倉庫併用の制度を採るも一案なり。

第三　低利資金案

第一、低利金貸付の制度を採ること。

一、米價(東京正米市場に於ける中米相場、以下同じ)一石十四圓(假定)を下るときは政府は指定倉庫の保管米に對し一石十四圓の低利資金を貸付す。

二、低利資金の貸付を受けたる者は米價が其の借入當時より二圓(假定)以上高價と爲るに非ざれば米を出庫することを得ず。

三、米價一石十八圓(假定)を超ゆるときは債務者は借入金を返還することを要す若し指定期間內に返還を爲さざるときは政府は一石十八圓(假定)にて擔保米を辨濟に充當することあるべし。

第二、外國米の專賣を爲すこと。

第三、米價十八圓(假定)を超ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府地方團體產業組合等に米を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること。

備考)本案に於ては政府自ら本事業を爲すこととせしも政府監督の下に特種會社等をして之を行はしむるも一案なり。

第四　米價補給案

第一、米價補給の制度を採ること。

米價(東京正米市場に於ける中米相場、以下同じ)一石十四圓(假定)を下るときは指定倉庫に米を寄託せる者は政府と米價補給契約を爲すことを得。

米價補給契約期間は次の十月末限とす。

二、十月中の平均米價が左に揭ぐる金額に達せざるときは政府は十月末現在の補給契約米に對し其の不足額を補給す。

前年十月中に契約したる分に對しては一石十五圓二十錢
前年十一月中に契約したる分に對しては一石十五圓十錢
前年十二月中に契約したる分に對しては一石十五圓
一月中に契約したる分に對しては一石十四圓九十錢
二月中に契約したる分に對しては一石十四圓八十錢
三月中に契約したる分に對しては一石十四圓七十錢
四月中に契約したる分に對しては一石十四圓六十錢
五月中に契約したる分に對しては一石十四圓五十錢
六月中に契約したる分に對しては一石十四圓四十錢
七月中に契約したる分に對しては一石十四圓三十錢
八月中に契約したる分に對しては一石十四圓二十錢
九月中に契約したる分に對しては一石十四圓十錢

三、補給契約を爲したる者は隨時補給契約を解除することを得。

四、米價十六圓(假定)を超ゆるときは政府は補給契約を解除することあるべし。

五、契約期間の滿了又は契約解除の場合に於て米價が相當高價なるときは其の價格に應じ一定の料金を政府に納付せしむ。

第二、外國米の專賣を爲すこと。

第三、米價十八圓(假定)を超ゆるときは政府は米の所有者に命じて政府地方團體産業組合に米等を讓渡せしむることあるべく其の價格は時價を參酌して政府之を定むること。

(備考)本案に於ては政府自ら本事業を爲すこととせしも、政府監督の下に特種會社等をして之を行はしむるも一案なり。

然るに當時の米價は更に低落の形勢を示せるを以て、調査會に於ては其の根本策を考究するに先ち、應急的調節策を究むるの要ありと爲し、討議の結果十月二十七日に至り左の四項を決議せり。

第一　米輸出の奬勵を爲すこと。

一、政府の持米は成る可く速に輸出すること。

二、民間の米(朝鮮米及臺灣米を含む)の輸出を奬勵すること。

此の目的を達せんが爲に運賃の幾分を補助するか又は他の便宜なる方法を採ること。

第二　低利資金を供給すること。

一、貸金の額は約二千萬圓とし大藏省預金部、日本銀行、勸業銀行、北海道拓殖銀行及農工銀行より供給すること。

二、貸付方法は米穀擔保其の他適當の方法を以てすること。

第三　米の鐵道運賃を輕減すること。

第四　田租納期の臨時繰下を爲すこと。

而して恒久的調節案に就ては十月三十日以來小委員會を設けて討究したる結果、七月二十一日に至りて一の成案を得、更に之を採決する特別委員會に於て審議の上、同月二十四日農會倉庫の奬勵に關する事項に修正を加へ最後に建議案を附することとして左の如く決議せり。

一、低利資金を融通すること。

第一　米價調節上必要と認むる時は政府は相當の石數を限り低利資金を融通すること。

第二　低利資金融通の爲相當の資金を備へ特別會計を設くること。

前項の資金以上に必要なる時は預金部より借入れ又は融通證券を發行すること。

第三　貸附方法(一)貸附は日本勸業銀行をして之に當らしむること(二)日本勸業銀行は米を擔保として貸附を爲すこと貸附限度は普通貸附の標準に據ること(三)貸附金の利率は年七分以內とし政府より日本勸業銀行に融通する場合の利率は年五分以內なること。

第四　償還方法(一)貸附金は毎年八月、九月及び十月の三箇月間に償還せしむること但期限前と雖も償還することを妨げざること又期限に至るも米價調節上必要と認むる時は其の償還を延期することを得ること(二)米價調節上必要と認むる時は貸附金は期限前と雖も償還せしむること。

二、關稅制度に改正を加ふること。

第一　關稅定率法第六條を改正し必要ある場合には勅令を以て米及び籾毎百斤に付き最高二圓五十錢(一石に付き六圓二十五錢)最低無稅の範圍內に於て其の輸入稅を變更し得ることに改むること。

第二　朝鮮に輸入する外國米にも成るべく國定稅率を適用する樣に改むること。

三、米の輸出を奬勵すること。

米價著しく低落する時は政府は左の方法に依り米の輸出を奬勵すること。

(一)補助航海に從事する會社に對し補助の條件として輸出米の運賃を割引かしむること(二)輸出米發送地より輸出港に至る鐵道運賃を輕減すること(三)爲替及び販路に關し當業者に便宜を與ふること。

四、農業倉庫の設置を奬勵すること。

第一　農業倉庫の發達を期する爲今後一層農業倉庫に關する知識の普及を圖るの外左の方法を採ること。

(一)農業倉庫の建設費に對し補助を與ふること(二)農業倉庫業には所得稅・營業稅及農業倉庫證券に關する印紙稅を免除すること(三)農業倉庫に對し低利の資金を融通すること(四)農業倉庫に對し府縣は罹災救助基金より貸出の便宜を圖ること(五)農業倉庫の敷地に關し便宜を與ふること(六)農業倉庫事業を經營する產業組合は組合員以外の所有に屬する米穀を保管するを得ることとすること。

第二　前項の特典を受くる倉庫は左の條件を具備するものなること。

(一)公共團體・農會・產業組合又は公益法人の經營に係るものなること(二)倉庫に保管すべき農產物は左に揭ぐるものなること。

(イ)　其の物の生產者が現に所有するもの。

(ロ)　土地所有者が小作料として受取りたるものにして現に其の土地所有者の所有するもの。

(ハ)　他の農業倉庫より保管を委託せられたるもの。

(ニ)　命令を以て定むるもの。

農業倉庫に於て一旦保管したるものは(イ)乃至(ニ)の條件に該當せざるに至りたる場合と雖も一定の期間を限り尙ほ其の保管を繼續することを得ること(三)受寄物の種類及品位の同じきものに付ては業務規定の定むる所に依り混合保管を爲すことを原則とすること(四)受寄物に對し農業倉庫證券を發行すること(五)保管料其の他寄託者より徵收する手數料は成るべく低くし特別の者に對しては之を減免すること。

第三　農業倉庫は寄託者の請求に依り受寄物に對し左の事業を爲すことを得ること。

一、調製・改裝又は荷造

二、販賣又は運送の斡旋

五、正米市場を整備すること。

第一　米の現物取引を爲さしむる爲正米市場を設置せしめ主務官廳の監督の下に正米の公定相場を作成せしむること。

正米市場に於ては營利行爲を爲すことを得ざること。

第二　組織(一)正米市場は會員組織とし米販賣を業とするものを以て其の會員と爲すこと(二)正米市場に於ては會員又は特に市場の許可を受けたるものにあらざれば賣方となることを得ざること又買方となるものは延取引に就ては會員に限り現物取引に就ては制限を爲すことを得ざること。

第三　賣買方法(一)賣買取引は見本賣買に依ることとし現物取引及び五十日以內の延取引に限ること(二)解約預合又は差金授受の目的を以て賣買取引を爲すことを禁ずること(三)格附賣買單位賣買等定期取引と類似の取引を爲すことを禁ずること。

六、田租納期の繰下げを爲すこと。

地租條例を改正し田租納期を左の如く改むること。

第一期　其年二月一日より同二月末日限地租額四分の一

第二期　其年三月一日より同三月二十一日限地租額四分の一

第三期　其年五月一日より同五月三十一日限地租額四分の一

第四期　其年六月一日より同六月三十日限地租額四分の一

七、米の加工及利用方法の研究を爲すこと。

米及其代用物は加工又は利用方法如何に依り其需要を增加し以て米價調節に利することを得べし然るに從來此方面の調査未だ十分ならざるものあるが故に其調査研究を行ひて以て其用途の擴張を圖ること。

建　議　案

朝鮮及臺灣に於ては自今內地に於ける米の需給狀況を參酌し先づ朝鮮臺灣に於ける米の外國輸出に付奬勵を加へ且米以外の農作物(例之棉甘藷等)にして內地の風土に適順せず却て朝鮮臺灣に適應せる產業に對し特別の保護奬勵を加ふる等內地と朝鮮臺灣との農業經濟の調和を計られんことを望む。

第二項　臨時國民經濟調査會と米價調節案

寺內內閣は其の末期に及び、時局に伴ひて發生したる物價騰貴の原因及之が調節救濟に關する方法を初めとして、經濟上の變動に伴ふ社會政策に關する施設竝に經濟界將來の變調に對する方策に付調査審議することを目的として、臨時國民經濟調査會を設置するに決し、大正七年九月十七日勅令第三百四十三號を以て同官制を發布せり。會長は內閣總理大臣、副會長は大藏大臣及農商務大臣を之に充て、委員(五十人以內)及臨時委員は關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より任命することと爲し、斯くて成立せる調査會は九月二十一日第一回の會議を開き、農商務省より米價調節に關する諸問事項を提出したるも、同日は恰も寺內內閣辭表奉呈の日にして數日後原內閣と交迭したるを以て其の後會議を開くに至らずと雖も、寺內內閣の調節意見として諸問の要項を示せば左の如し。

米價調節綱領

第一　激甚なる米價の騰落を防止せんが爲め豫め其最高最低の價格を定め置くこと。

第二　米價が豫定したる最低價格を下るときは政府に於て之を買入れ又は資金の貸付其他適當の方法によりて政府に於て之を貯藏し以て其低落を防止すること。

第三　米價が最高價格を超ゆる時は政府貯藏米の賣出外米の輸入其他適當の方法に依りて不足數量を供給し以て米價の騰貴を防止すること。

第四　米價調節上必要あるときは米以外の主要食糧に付相當の措置を爲すこと。

第五　外國米の專賣を爲すこと。

第六　米價審査會を常置し調節す可き米穀其他主要食糧品の價格の限度制限に付諮詢すること。

以上の目的を完ふせんが爲め左の立法を必要とす。

米價調節法要項

第一條　主務大臣は米價の變動を調節する爲め左の事項を爲すことを得。

一、米其他の主要食糧品の買入交換又は賣渡を爲すこと。

二、指定したる條件に依り米其他の主要食糧品の保管買入交換又は賣渡を爲す者に對し補給を爲すこと。

三、米其他の主要食糧品の寄託を受け又他人をして寄託を受けしめ之に對して證券を發行すること。

四、米其他の主要食糧品を工業原料又は飼料に使用することを制限又は禁止すること。

五、米其他の食糧品の輸出入を制限又は禁止すること。

第二條　主務大臣は戰時其他の事變の場合又は國民生活上緊要なる場合に於ては左の事項を爲すことを得。

一、米其他の主要食糧品の賣買價格を制限すること。

二、補償金額を定め米其の他の主要食糧品を收用し又は其の指定したる者をして收用せしむること。

三、米其他の主要食糧品の所有者に代り之を管理又は處分すること。

第三條　主務大臣は公益上必要と認むるときは倉庫業者に對し其の定めたる保管料に依り米其他の主要食糧品の寄託を受くべきことを命ずることを得。

第四條　主務大臣は調節を爲すべき米其他の主要食糧品の價格の限度及價格の制限に付米價審査會に諮問することを要す。

米價審査會に關する規程は勅令を以て之を定む。

第五條　本法に於て主要食糧品とは米の外雜穀甘藷馬鈴薯及其の加工品を謂ふ。

第六條　本法の施行に關し必要なる事項は主務大臣之を定む本法中主務大臣の職權に屬する事項は地方長官をして之を行はしむることを得。

第七條　本法施行に關する經費に付ては特別會計を立てしむ。

第八條　罰　則

外國米專賣法要項

第一項　外國米は政府の專賣とす。

第二條　外國米は政府政府の指定したる者又は政府の許可を受けたる者に非ざれば之を輸入又は移入することを得ず。

第三條　政府より賣渡し又は政府の許可を受けて輸入若くは移入したる外國米に非ざれば之を所有し所持し讓渡し質入し又は消費することを得ず。

第四條　外國米は政府又は政府の指定したる外國米元賣捌人若くは外國米小賣人に非ざれば之を販賣することを得ず。

外國米元賣捌人及外國米の販賣に關する規程は命令を以て之を定む。

第五條　外國米小賣人は政府の定めたる價格を以てするに非ざれば外國米を消費者に販賣することを得ず。

第六條　本法の施行に關し必要なる事項は主務大臣之を定む。

第七條　罰　則

第三節　休戰後の物價と其の對策

第一款　物價の奔騰と其の對策

第一項　物價の奔騰の概況

大正七年十一月十一日休戰條約の成立するや、財界は一時極端なる不安人氣に襲はれ、諸物價崩落して大正八年三、四月の交に至り其の最低を示したるが、當時最も甚しき打擊を蒙りたるは、固より戰時關係品たる金屬・船舶・染料・化學工業品等にして、即ち時局中奔騰を遂げたる數種の商品に止り、爾餘の物資就中食糧品・絹綿布・毛織物等日常必要品に在りては、寧ろ平和の再來と共に一層其の需要を喚起すべき傾向に在りたるものにして、而も之れが供給は交戰各國の產業復舊の容易に進捗せざりしが爲め、急激に增大することの困難なる事情に在りたるを以て、勢ひ物價は騰貴の運命に在りたるのみならず、他方米國財界の好況に轉ずるに伴ひ、物資の需要は世界的に旺盛となり、國內購買力の膨脹原料・勞銀等生產費の增嵩、通貨の膨脹、商品投機の流行等諸般の事情は相俟ちて益〻物價の騰貴を招來し、大正九年三月には遂に休戰直前の最高記錄を突破して絕頂に達し、其の騰貴率は正に世界の最高位を示すに至れり。試に之れを指數に就て見るに左表の如く大正九年三月の指數を休戰當時の七年十一月に比するときは三割の騰貴に當り、更に之れを開戰時の大正三年七月に比するときは實に三倍强の暴騰なりとす。

內外物價指數對照表（大正三年七月を一〇〇とす）

年月	東京	倫敦	紐育	年月	東京	倫敦	紐育
大正七年十一月	二二五	二四二	二二〇	大正八年八月	二五八	二五四	二三一
同　十二月	二二五	二三五	二二〇	同　九月	二六五	二五七	二二五
大正八年一月	二二一	二二八	二一四	同　十月	二八〇	二六五	二二六
同　二月	二一九	二二六	二〇四	同　十一月	二九四	二七二	二三〇
同　三月	二一三	二二三	一九九	同　十二月	三〇三	二八七	二三三
同　四月	二一三	二二五	二〇〇	大正九年一月	三一七	三〇三	二三五
同　五月	二二一	二三三	一九九	同　二月	三三〇	三一八	二四一
同　六月	二三五	二四一	二〇九	同　三月	三三八	三二六	二四〇
同　七月	二五四	二五一	二一八				

而して右は總平均指數の比較なるが、更に之を各品別に點檢するときは、其の騰貴の甚しき實に驚く可きものあり、今主要商品數種を採りて其の騰貴の狀況を見るに左掲の如く綿絲・生絲を筆頭として、其の著しきものが何れも平時の生活必需品にして、且つ思惑賣買の最も旺盛を極めし品種なるを知るべし（大正三年十月を一〇〇とす）。

品種	大正九年三月指數	同七年十一月指數	同三年七月指數	品種	大正九年三月指數	同七年十一月指數	同三年七月指數
綿絲	七四七	四〇三	一二八	毛斯綸	五七二	二六六	九四
生絲	五二〇	二〇八	一三〇	鐵	三九四	四三五	六九
砂糖	六七〇	三四八	二二一	銅	一五七	一九〇	九〇
米	四六二	三三八	一三五	石炭	四四四	四一七	一四二
洋紙	六二五	五三三	一〇七				

次に國民の生計と最も緊密の關係を有する小賣物價に就て觀るに、左表に示すが如く之れ亦卸物價に隨伴して空前の奔騰を告げ、隨て各個人の生計費を異常に膨脹せしめたるものにして、之れが爲め當時思想界の變遷と相俟て頻々として同盟罷業の勃發を見たり。然りと雖も一面勞働者は事業界の旺盛に伴ふ勞働需要の增加と勞銀の騰貴とに依りて其の收入は生活費の膨脹を償て餘りあり。又商人は純益の增加に依りて殆んど物價騰貴の苦痛を感ずることなく、農村は米・繭の騰貴に依りて鼓腹擊壤の實情に在りたり。斯くて社會全般に亙り漸く奢侈濫費の風を助長せしが、只勤勞に依りて衣食する俸給生活者は屢〻增俸の行はれしに拘らず、其の收入は到底急調なる物價暴騰に併行する能はず、生活難の聲頻りに起り、政府亦諸種の施設を講じ極力物價騰貴の抑制に當りしも殆んど其の勢を制止することを得ず、遂に大正九年三月には戰前（大正三年六月）の小賣物價指數一二八（明治三十七年一月を一〇〇とす）に對し三十二割高の四一八を示すに至れり。

東京市中小賣物價指數（明治三十七年一月を一〇〇とす）

年月	七十品總平均	飲食用品三十三種	燃料品四種	建築用品十種	服飾用品十七種	雜品六種
大正七年十一月	二八四	二六六	三五五	三一五	三〇一	二四二
同　十二月	二七九	二六七	三九一	二七八	二九二	二五六
大正八年一月	二七九	二六四	三六二	二八〇	二九二	二六六
同　二月	二七六	二六一	四〇六	二六三	二八五	二六六
同　三月	二六九	二四八	四〇六	二五一	二八八	二六六
同　四月	二七三	二五三	三七一	二六二	二九九	二六五
同　五月	二七九	二六四	三四一	二七一	三〇三	二六五

大正八年六月	二九六	二八一	三四七	二八二	三三四	二六五
同七月	三〇九	二九五	三五三	三〇一	三四四	二七〇
同八月	三一九	三〇六	三六五	三一三	三五三	二七八
同九月	三三〇	三〇九	四〇一	三二二	三七七	二八〇
同十月	三四八	三二四	四〇五	三四〇	四〇六	二八四
同十一月	三六七	三四二	四二一	三四九	四三七	二九五
同十二月	三七九	三四九	四三四	三七八	四五二	三〇六
大正九年一月	三八五	三五三	四四二	三九七	四五三	三一三
同二月	四〇三	三六四	四四二	四五二	四六八	三二九
同三月	四一八	三六九	四九二	四六七	四八八	三五六
同四月	四〇〇	三五九	四九二	四三五	四五二	三五六
同五月	三七八	三五二	四四〇	四一一	四〇四	三五六

第二項　物價騰貴に對する世論の一斑

物價の奔騰上述の如くにして、之れが爲め社會一部のものの生活を著しく困難ならしむるに至りたるを以て、此の物價騰貴の勢を制し、更に其の低下を計るべしとの所謂物價調節の論議再び盛に行はれたり。而して其の論議は各其の立場を異にし、論旨頗る多岐に亙りたるが、其の中主要なるもの二三を擧げて參考に資せんと欲す。

(1) 政友會の意見

政友會は九月五日政務調査會長の名を以て、物價調節に關する意見を發表したり。其の要旨左の如し。

近時我國に於ける物價騰貴の主要原因を通貨の膨脹に歸するものあり。然れども我國の近年に於ける物價の騰貴は爾く單純なるものにあらず、四箇年半に亙れる大戰爭の爲めに生產は世界的に激減したるのみならず、今日も尙復舊に至らず引續き減少の情態を持續せり。是れ世界的に物價の騰貴せる第一の原因なり。又戰爭中船舶・鐵道等の輸送機關甚しく缺如し隨て運賃は著しき昂騰の勢を持續せり。是れ世界的に物價の騰貴せる第二の原因なり。其の他保險・倉敷料・手數料等も亦平時の常態に復せず、斯くて物價騰貴すれば同一分量の物資を取引するにも通貨の膨脹は必至の結果たらずんばあらず。故に近時の經濟現象に於ては通貨の膨脹が物價騰貴の原因にあらずして物價の騰貴が却て通貨膨脹の第一原因たるを知らざる可らず。其の上我國は他の交戰國と異りて戰禍を蒙ること少く世界的戰亂に乘じて急に海外市場を開拓し生產は甚しく增加せり。生產增加すれば之が取引の媒介たる通貨の膨脹を來すは亦止むを得ざるの結果なり。故に生產の增加は通貨膨脹の第二原因なり」とす。

成程我國の通貨は戰前に比して大に增加せり。然れども之を諸外國と比較せば其の增加率は我國最も少く、而も今日の擴大せる我經濟界に於て取引に支障なきは寧ろ信用取引の急激に發達したるの事實に負ふ所多きを看過すべからず。我國今日の物價は現金通貨と此の激增せる信用通貨とに依て決定せらるるものなれば、通貨收縮の目的を達せんとせば現金通貨收縮と共に信用通貨の收縮を期せざる可らず。然れども今日の經濟界は現金通貨を收縮するも之に比例して戰前の如き割合を以て信用通貨の減少を見ざるや明なり。隨て獨り通貨收縮の手段に依て物價を

引下げんとするには頗る巨額の收縮を斷行するにあらずんば十分の效果を見ること能はざるべし。而も之を斷行するときは取引の媒介に缺乏を告げ、資金の不足を來し產業を破壞し經濟界を不振に導き失業者續出の慘狀を呈せしむるの虞なしとせず。

政府の通貨政策としては既に適當と認むる手段は前內閣以來常に之を講ぜり。卽ち開戰以來巨額の正貨受入を海外放資に振向けたる高十一億圓を算し、又現內閣の下に爲替銀行所有の正貨を買入れたる高は四億五千萬圓を上れり。而して之が買入資金として公債を募集し郵便貯金の奬勵に力を用ひたるは世間周知の事實なり。

尙物價騰貴の情勢に就て最近日・英・米・三國の物價平均騰貴率を比較し我國の物價が最高位を示せるを全く爲政者の罪なりと爲すものあり。然れども日・英・米・三國の物價騰貴率を比較するに當りては

(一) 英・米・兩國は戰時の必要上生產分配を國家の管理に歸したるものあり、又公定價格を强制したるものあり、價額の昂騰を抑制せるを以て不自然なる廉價を示せり。

(二) 騰貴率算出の基礎たる我大正三年の我國物價と英・米の物價との間には甚しき逕庭あり、故に今日騰貴率を以て直ちに是等を比較推斷するは誤れり。

(三) 我國の產業は之を戰前に比すれば殆んど面目一新の盛況を呈し、富力の增殖實に驚くべき巨額を示せり。故に世界的物價の騰貴を見ず、通貨の急激なる膨脹なくとも我國の物價は到底戰前の如き低廉を期すべからず。

是等の事情を綜合して之を考究するときは今日我國に於ける物價の騰貴は甚しく驚異し悲觀すべきにあらず。然れども物價騰貴の爲め一部國民の間に生活の不安を來せる事實は之を閑却するを許さず。又歐洲產業界復舊の曉我國の產業は今日の如き橫行濶步を期すべからず、早晚來るべき此の趨勢に對しては今日より備ふる所なかるべからず。是等の見地より通貨及物價政策に關し相當の考慮を費すべきは固より當然のことなりとす。

(ロ) 憲政會の意見

憲政會は政友會の物價調節意見に對し九月九日政務調査會長の名を以て反駁書を發表せり。其の要旨左の如し。

政友會は生產の減少と運賃昂騰の二者を以て世界的物價騰貴の原因なりとし、物價騰貴すれば同一分量の物資を取引するにも通貨の膨脹は必至の結果なり。故に近時の經濟現象に於ては通貨の膨脹が物價騰貴の原因にあらずして、却て物價の騰貴が通貨膨脹の第一原因なりと斷定せるは矛盾の譏を免るべからず。何となれば既に生產の減少を認むる以上は假令物價騰貴するも通貨の膨脹する理由なければなり。若し此矛盾を免れんとせば世界的物價騰貴の原因に更に第三の原因として交戰各國に於ける通貨の膨脹を加へざる可らず。次に政友會は生產の世界的減少の結果を受けて騰貴したる我國の物資が大に生產を增加したるを以て國內通貨の膨脹を告げたりと云へり。果して然らば世界的にあらざる物資卽ち輸出入の影響を蒙らざる物資の騰貴の原因は之を何れに求めんとするか、此種物資の戰前戰後に於ける騰貴割合は二倍三割五分を示せるの事實は決して世界的騰貴の一語を以て一概に說明し去るを許さず。此の如きは通貨の膨脹が物價の騰貴を促がせる明證なり。政友會は現金通貨を收縮するも之に比例して信用通貨の減少

を見ず獨り通貨收縮の手段に依て物價を引下げんとするには頗る巨額の收縮を斷行するにあらざれば十分の效果を見る能はずと爲すも、吾人は日本銀行の金利引上は通貨と信用とを併せて收縮するを得べきを信ず。而かも只金利引上の一法のみを以て物價の調節を策せむとするものにあらず。從來通貨膨脹防止策として政府の執り來れる處置は未だ世人の滿足を買ふに足らず、政府の募集せる軍事公債事業公債の類が通貨收縮の效に乏しきこと及郵便貯金の奬勵は貯金利子引上を俟て始めて有效なるは今更云ふを俟たざる所なり。

（ハ）東京商業會議所の意見

東京・大阪・京都・名古屋其の他主要都市商業會議所は大正七年十二月聯合して米價調節に關する建議を政府に致したるが、八年十一月東京商業會議所は更に一般物價の調節に關し政府に對して建議したり。其の要旨を擧ぐれば左の如し。

一、通貨の收縮

（イ）金利引上　最近日本銀行の金利引上を見たるも斯の如き程度の引上は未だ以て我通貨を收縮するに足らず、今一段の利上を必要とす。

（ロ）貯金利子引上　現在郵便貯金利率並に貯蓄銀行預金利率年四分八厘は之を普通銀行利率五分八厘乃至六分五厘以上に比して餘りに低きに過ぐ。之を適當に引上ぐることは國民勤儉貯蓄の美風を養成し零細の資金を集めて有用に使用する本旨を完ふする上に於て緊要なり。

（ハ）兌換券發行方法改正　現在の制度を改めて比例準備方法を採用し兌換券の三分の一は少くとも正貨を以て準備せしむるを原則とし、而も此の準備正貨は在内正貨に限り、以て兌換券濫發の弊を除去すべきなり。

（ニ）公債募集　募集は時に通貨の膨脹を伴ふことあるも其の資金の使用方法に注意する一面所謂公債の民衆化、若くは資本化を努むべきなり。

（ホ）外國放資　支那・南洋・西伯利亞等に放資して工業原料確保の方法を講じ、又資金の一部を割きて外國有價證券を購入すべし。

二、輸入稅の免除

物價を調節するには通貨の收縮を行ふと共に物資の供給を潤澤ならしめざる可らず。從て此際少くとも日常必需品なる大豆・砂糖・石油・油糟等數種の輸入稅を減廢するの要あり。

三、輸出の制限

輸出は奬勵せざる可らざるも、國内に必須の物資迄も輸出せしめ、延て益〻通貨膨脹と物貨騰貴を助長せしむるは策の得たるものにあらず。故に國民生活に必要不可缺の數種物資の輸出を禁止或は制限を行ひ供給の潤澤を圖らざる可らず。

四、社會政策實行

各種の方策を一層徹底的ならしむることを望む。

（二）日本銀行の意見

當時日本銀行に於ても物價調節策並に之が財界に及ぼす影響に就き種々調査攻究する所ありたるが、大正八年八月同行總裁は之に就き左の如き所見を大藏大臣に提示せり。

惟ふに現時の物價騰貴は世界各國に共通普遍の事實にして、單に一國一地方に局限せられたる

ことにあらざるを以て一國政府の施設に依りて遽に此の趨勢を轉廻せしむることは固より至難の業に屬す。現に歐米諸國に於て實行せられ居る幾多の物價調節策に就て之を觀るも一として所期の成果を齎すに遺憾なきものなく、又我國の現狀に顧みて之を考究するも到底有效適切の方策を案出し難く、其の中稍〻物價引下に效果ありと認めらるるものに在りても之を實施するに於ては種々の弊害を伴ひ、其の結果或程度に於て內地產業及對外貿易の伸張に惡影響を來し、一國の經濟的發展に幾分の障碍を與ふることあるべし。然らば今日我國に於ては此等の弊害を惧れ何等實行せずして可なりやと云ふに、一般國民生活は物價騰貴の爲め脅威せられ、人心洶々として其の堵に安ぜざるが故に之を自然の成行に放任するときは形勢の推移する所或は眞に憂慮すべき情態に陷ることなしと謂ふべからず。故に現下に於ける我國民生活の危急を救ひ人心の安定を保たしめんとするには、政府當局は此際滿腔の誠意を披瀝し物價調節上相當效果ありと認めらるる方法は之に伴ふ多少の弊害あるも之を顧慮することなく擧つて之を實行するの決心を爲し、之を徹底的に遂行すること最も喫緊のことなりと信ず。而して之等各種の方法は之を單獨の施設として個々に實行するときは其の效果顯著なることを得ざるべしと雖ども全體の施設方策を適當に連絡契合せしめ之を一齊に實行するときは長短相補ひ其の目的の達成上至大の效果を奏することとなるべし。若し又假令不幸にして十分滿足すべき效果を見ることなきに了ることありとしても、政府當局の誠心誠意は深く國民の肺肝に徹し自然人心の安定を保ち得べしと思惟す。

今左に項を分ち物價調節上必要と信ずる施設を述べん。

第一　日本銀行の金利引上

日本銀行の金利は財界將來の豫想及金融界の變化に連れて上下すべきものにして決して固定的に放置すべきものにあらず。然れども目下の物價調節又は兌換券回收の目的を達すべき唯一の策として金利引上を爲すが如きは其の弊害多くして效果の少きは明なり。況んや他に何等の手段の之に伴ふことなく單に之のみを以て其の目的を達せんとする如きは到底成功を期する所以にあらざるなり。乍併政府に於て一齊に物價調節の方策を執ることに決し之と同時に日本銀行に於て金利引上を爲すに必ずや相當の效果を見ることとなるべし。

第二　公債發行

公債の發行に依り民間より遊資を引上げ、之に依りて通貨の收縮を圖ることは現今最も力を盡しつつある方策なるも此後內外債の期限到達して借換を要するもの少なからざるを以て內地市場に於て新規に發行し得べき公債の額には自ら制限あり、況んや右の如く日本銀行の金利を引上げ又下記の如く郵便貯金利子の引上を爲すときは自然公債利子の引上を要することとなるべし。其ことたる單に國庫の負擔を加重するのみならず市場より多額に資金を吸收するの結果財界に種々の好ましからざる影響を與ふるの虞なきにあらず。併しながら十分所期の目的を達せん爲めには政府は此等の不利を忍び公債發行上必要なる程度の犧牲は之を拂ふの覺悟を要すべし。

第三　郵便貯金の利上

郵便貯金の利上は亦日本銀行金利の引上と略〻其の歸結を同じくし一般市場の金利の引上を促し財界に好ましからざる影響を及ぼす虞れあるものなれども目下の如く一般國民の獲る所の利潤多くして手許餘裕の存する際に於ては濫費を戒め貯蓄の奬勵を爲すに種々の手段方法を講じ

遺漏なきを期せざるべからず。然れども啻に言説を以て之が勸奬を爲すのみにては未だ充分なりと云ふべからず此の上郵便貯金の利上を行ひ相當多額の民間資金の吸收を圖ること最も肝要にして此の策の如きは他に先んじて直に決行す可きものと考ふ。

第四　金輸出特許の緩和

金は米國に於ける輸出解禁以來同國より續々輸入せられ已に當初より四千三百餘萬圓に及び本年末までには其の額一億圓以上に達するは明なり。金の輸入は直ちに日本銀行兌換券の增發となり、貸出金等の如く金利引上等に依りて之が膨脹を抑制すること能はず、加之金輸出を禁止し若くは之を制限するが如きことは本來機宜の措置に過ぎざる故、上記の如く正貨の增加相當巨額に達する見込の立ちたる今日に於ては直に之が解禁をせざるまでも特許の程度を次第に緩和すべきものと信ず。

第五　酒造制限

現今の米價騰貴は消費高の增加と外米輸入の困難とに基くこと多しとす。故に假令本年米作の豐饒を見るとしても米價に著大の下落を見ることは困難なるべし。依て酒造高の制限又は酒造稅率の引上を爲し、之に依りて相當の節約を爲すことは此の際不得止の處置なりと考ふ。

第六　日用必需品の輸出制限及輸入稅撤廢

食料品其の他日用必需品の輸出を制限又は禁止し、尙一面に於て輸入稅を輕減又は撤廢することは最も有效なる物價調節策にして、米・麥・小麥粉に就ては既に實施せられたる處なるが、更に其の範圍を相當擴張すること必要なるべし。固より之が實行の結果は政府に於ては關稅收入を減少し又內地生產者に於ては幾分の打擊を受くることとなるべきが故に、其の實行の方法程度等に就ては愼重なる考慮を要すべしと雖も、此の際一大決心を以て速に之を斷行せられんことを望む。

イ、豆類の輸出制限及輸入稅撤廢

輸出向豆類の大宗は豌豆及隱元豆の兩種にして主として北海道の產出に係り、其の輸出額は昨大正七年に於て三億五千萬斤、五千五百萬圓を超過せり。又輸入豆類は大豆を主とし小豆之に次ぐ。大豆の輸入は昨年來激增したるも尙市價は十數割の騰貴を示し、滿洲大豆の如き六月以來奔騰を告げ百斤九圓六、七十錢を唱ふる實狀なるは、此等豆類の輸出を制限し其の輸入稅を撤廢するときは兩々相俟て內地の供給を增加し市價の低落を促すべく殊に大豆に在りては少くとも輸入稅（百斤に付七十錢）丈けは價格の低落を期することを得べし。尤も輸出豆類の一半を占むる青豌豆は專ら英國向にして內地の需要に適せざるが故に其の輸出を制限するも之を內地の消費に振向け難かるべしとの說を爲すものの少からざれども、是畢竟嗜好の問題にして食用に適不適の問題にはあらざるを以て、價格の低落相當の程度に達するときは此の種の豆も內地食用品として重用せらるるに至ること格別困難ならざるべきを信ず。

ロ、澱粉の輸出制限

澱粉は全國各地に產するも輸出品は專ら北海道の產出に係り、輸出總額大正六年度一億斤、同七年度一億六千萬斤に上れり。元來澱粉は榮養料の豐富なるものなれども直に之を米麥の代用として食用に供するに適せざるが故に、其の輸出を制限するも物價調節上直接の效果前項豆類の如く顯著ならざるべき憾あり。然れども適度に之が輸出を制限するときは其の原料たる

馬鈴薯は內地に於て食用に供せらるるに至るべく、又馬鈴薯の產地をして他の穀類等の栽培に當らしむることともなり、其の效果は緩徐なれども食料品の價格低下に相當の影響を齎すこととなるべし。尙又假令實際に於て著大の效果を期し難しとするも之に依りて政府當局が物價の調節に凡ゆる手段を盡さんとしつつあるの意氣を廣く公衆に示すこと亦人氣の上に相當の效果あるべきを疑はざるなり。

ハ、砂糖の輸出制限及輸入稅撤廢

砂糖の輸出は本年は左まで多からざれども臺灣糖の生產額は本年四百十五萬擔、昨年四百五十萬擔にして共に一昨年の六百八十二萬擔に比し可なりの減少なるが故に、他方本年一月以降五月迄の外糖輸入額が昨年の同期に比し約百二十萬擔の增加を示せるも內地に於ける砂糖の供給高が例年に比し格別潤澤なりとは謂ふ可らず。寧ろ一方に於て其消費高の著しく增加し居れる事實を顧みれば品拂底の狀に在りと推測するを妥當とす。目下臺灣に於ける砂糖の生產費は百斤七圓五十錢見當にして之に消費稅五圓を加算し原價十二圓五十錢となる計算なれば現時の市價に比して多大の開きあり。依て此際砂糖の輸出制限及輸入稅撤廢を斷行して之が價格の引下を策するに於ては生產者に不當の損失を與ふることなく、單に其暴利の幾分を削減し以て糖價の調節を爲すことを得べし。殊に砂糖は主として支那に輸出せられ、其額も年に依りて增減著しく綿絲綿布等と異なり、其輸出先に於て確固たる地盤を有するものにあらざるが故に假令我國に於て一時其輸出の制限を行ひたりとて之が爲め將來同國に於て我產品の販路を失ふ等の懸念比較的簿く實行上弊害の最も少き方策と謂ふべきなり。尤も昨今瓜哇糖の相場沖著稅拔黃雙三十四圓にして、同格臺灣糖の三十圓に比し四圓方高位にあるが故に、此際輸入稅の撤廢を實行するも內地の糖價引下に效果なかるべしとの說なきにあらず。然れ共目下臺灣糖の相場下位にあるは過般暴騰時に於ける思惑の餘波なれば前途には昂騰を期待するを妥當とすべく、此際關稅を撤廢して將來瓜哇糖以上に奔騰することなからしむると同時に、此最も世上の目標となれる商品に對し調節の手を加ふることは實質上の效果あるべきを信ずるなり。尙形勢の推移に依りては右列擧したる以外の日用必需品に對しても輸出の制限又は禁止を行ひ輸入稅の撤廢を爲すことを必要とすべく、更に進んで種々の方法を行ふの必要あるべし。要之以上六項に列擧したる方法は之を個々單獨の施設として實行するときは其效果薄弱となり却て其弊害を顯著ならしむるに過ぎざるが故に政府當局に於ては世局の推移に鑑み此際非常の覺悟を以て徹底的組織的に物價調節の方策を確立し成るべく一齊に之を實施し、以て國民生活上の危急を救ひ民心の安定を得せしめられんことを切望して止まざるなり。

（ホ）政府の所見

次に當時政府當局者の物價調節に關する意見を窺ふに高橋大藏大臣は物價調節と金利政策との關係に付七月稿として八月上旬其の私見を發表したるが、其の大略左の如し。

『今や世界大戰は漸くにして終結を告げ各國は（中略）國際經濟場裡に於ける優勢の地位を獲得せむが爲め全世界に亙りて活動せんと計畫怠る所なし。此間に處して我帝國は克く世界の大勢に順應して（中略）各般の方面に於て既に獲得したる地步を確保するの要あるは勿論、更に進んで之が伸張を圖るの一層緊要なるもの存すと云はざるべからず。

此の秋に當り戰時中に起りたる世界的物價の騰貴は戰爭終了後の今日に於ても尙其の趨勢を改めざるのみならず、最近に於て輸出入制限の緩和最高價格の撤廢其他の事由に因り各國共に却て騰貴を見たるもの甚だ多し。本邦に於ても近時此の物價問題に關し其の調節策として通貨收縮を行ふべしと爲し其の實行手段に付論議するもの少からず。抑も開戰以來各國に於て信用及通貨の膨脹したることは未曾有の高に上り、之が緊縮を必要とするは各國の齊しく認むる所なるも、其の實行手段に付ては孰れの國に在りても苦心の存する所にして、常に穩健の方法に依り漸次其の目的を達するを以て其の要諦と爲さざるはなし。然るに本邦に於ては金利引上に依りて通貨收縮を圖るべしとの議論盛なるを以て玆に先づ此の政策の實行が我國經濟界及國際經濟場裡に於ける我國の地位に如何なる影響を及ぼすべきかに付き所見を披瀝し聊か說明を試みむとす。

抑も通貨には世人の所謂現金通貨の外に信用通貨あることを閑却すべからず。此の二者の割合は(中略)我信用取引も漸次發達を告げ、今や信用通貨八割四分、現金通貨一割六分の割合となれり。故に金利引上政策に依りて通貨の收縮を圖らむとせば現金通貨のみならず、同時に信用通貨をも收縮せざるべからず。然り而して此の兩種の通貨に對して收縮を圖るに當りても輕微なる程度を以てしては容易に現下の物價を低落せしむるの目的を達すること能はざるのみならず、殊に國際的貨物に至りては同時に其の輸出を禁止するか又は之を制限せざる限り其の價格の低落を見ることなかるべし。而かも物價低落の目的を以て有效なる程度に通貨の收縮竝に輸出制限を爲すときは其の結果或は事業會社の破綻、勞働者の失職、農村の疲弊等に因り全國一般の不景氣を招來し、物價騰貴に勝る惡影響を齎すなきを保せず。

次に我日本銀行兌換券發行高の消長を見るに最近(大正八年七月十八日)に於ける發行現在高は九億三千五百餘萬圓にして戰前卽ち大正三年七月末發行現在高三億三千百餘萬圓に比すれば實に六億四百餘萬圓の增加なりと雖も、其の增加は主として我國の對外的發展を反映するものに外ならず。卽ち外國爲替資金貸付は其の額三億四千九百萬圓に及び、其の他滿蒙方面に對する經濟的發展竝に海運業の發達に伴ひ之に必要なる資金の供給等其の多きを占め、內地貸出の如きは僅かに四千五百萬圓に過ぎず(中略)若し夫れ是等の原因以外に於て兌換券の增發せられたるは主として時局の爲め國民所得竝に餘裕金の增加と見て誤なかるべく、是等の事由に基く通貨の膨脹に對しては適當の方策に依り之が收縮の途を講ずるの要あるは勿論なりと雖も、而かも金利引上政策に依て一般的に通貨の收縮を圖らむとせば必ずや其の增發の主要原因たる對外的發展を抑壓し之を萎縮せしむるの結果となるべく、斯くの如きは今後來るべき各國經濟的競爭の深刻なるべきに鑑み產業政策の大局に照し決して策の得たるものにあらざるなり。

蠡つて之を國際市場の大勢に鑑みるに、今や歐洲大陸諸國は孰れも戰爭の後を承けて國力疲弊し資金を海外に放下するの餘力あるなし。此の間に於て兎に角債權國として資金供給の餘裕を有するものは英・米・日の三國に過ぎず。中に就き米國準備銀行の金利は四分五厘、英國の公定步合は五分なるに對し本邦の公定步合は六分五厘七毛にして最も高利の地位に在り。故に此の上金利の引上を實行するとせば益、國際資本市場に於ける本邦の地位を不利ならしむるに至るべし。

又之を東亞の情勢に察するも西比利亞の政情尙ほ未だ安定を見るに至らず、我駐屯軍の如き何時引揚げ得るや分明ならず、其他露國政府に對する財政援助の問題及對支借款問題の如き我帝國

の前途に於て資金需要頗る旺盛なるもの存するを以て今日單に物價調節を目的として公定利率の引上を爲すことは之を國交關係に將た經濟關係に鑑みて策の得たるものにあらずと信ず。

更に之を日本銀行金利政策の實際に徴するに今や本邦の經濟市場は國際市場に密接なる交渉を有するに至りたるを以て其の公定歩合を決定するに當りても專ら海外金融界の情勢に應じ其の宜しきを制すべきものにして、單に國內關係のみに依りて之を左右すべきにあらず。而して是等のことは主として同行理事者の決定する所に委すべきものなり。加之同行公定歩合は最低貸付歩合を定めたるものにして實際の取引に際しては金額信用等の如何に依り公定歩合以上の金利を課し時に年八分以上に及ぶものあるの事實は苟も金利問題を研究するものの注意せざるべからざる所なり。然りと雖も苟も物價騰貴の事實存在し、之が爲に國民生活の安定を脅かすものあるが如きは實に憂慮すべき事態なるを以て、政府は夙に國民の濫費を戒め投機的信用の防止に努むると共に特に民間に於ける餘裕金の如きは其の物資に對する不生產的需要を增進するものなるに鑑み、之が吸收を圖るに最も意を致し、以て一面物價の抑制に資すると共に他面之に依りて國民をして恒產有らしめ、他日反動的時期に處するの準備たらしむることを期し、之が爲に各種の施設を實行したり。(中略)而して之と同時に一面地方債、社債の發行竝株式の拂込も亦相當巨額に上り、資金の吸收を助長する所ありたり。

又曩に日本銀行が輸入手形に對する手形引受制度を設け、今又輸出手形を引當とする日本銀行保證手形の發行に依り市場資金吸收の途を開かんとする如き何れも從來日本銀行が直接融通し來りたる爲替資金を可成一般市場の負擔に移さんとするものにして、穩健なる通貨收縮の一方策と見ることを得べし。(中略)

以上は主に物價調節と金利引上政策との關係に就て所見の大要を述べしに過ぎず、若し夫れ特種貨物の價格調節に至りては幾多方策の存するものあり、之が施設に就ては能く其の時機及方法を選び緩急宜しきを制し、以て其效果を擧ぐるに遺憾なきを期せざるべからざるは勿論なりとす。』

政府當路の意見上記の如くにして物價問題に就き通貨の方面は餘り介意せざるが如く、寧ろ景氣の持續に傾けるものなりとし、輿論は更に沸騰し遂に十月四日貴族院各派委員は首相を訪問し、政府の對物價施設は未だ盡さざるの憾あるを以て、宜しく速に適當なる措置を爲し、國民生活の安固を圖らむことを警告したり。

第三項　政府の物價調節施設

物價調節に關する政府の施設としては既に述べたる如く、歐洲大戰開始以來諸外國の例に倣ひ、直接間接に之が對策を講じ屢次法令を發して臨機適宜の處置に努めたるものにして、今試に其の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

(イ)　生產の奬勵　　生產を奬勵して供給の潤澤を圖るを物價調節の根本策とし、此の趣旨に基き製鐵所の擴張、耕地整理の擴張奬勵、緬羊飼育の奬勵、工業試驗所の增設等を行へり。

(ロ)　輸入の奬勵　　內地に於ける生產の增加を圖ると共に生活必要品に對しては之が輸入を促進して一層需給關係を圓滑ならしむる爲め米及籾の輸入稅を免除し(大正七年十月三十日勅令第三百七十三號及第三百七十四號大正九年十月三十日打切)大麥・小麥の輸入稅を免除し、小麥粉の輸入稅を低減せり(大正八年三月二十六日法律第二十八號大正九年十月末打切)。

（ハ）輸出の制限　國内に於ける貨物の需給を圓滑にして物價の調節を圖らんが爲めには生産の增加と輸入の促進とに加ふるに、或る種貨物に對する輸出の制限を行ふこと亦必要たり。されば政府は大正三年九月輸出取締令（農商務省令第二十二號）を以て當時歐洲戰亂に因り供給困難となりたる輸入原料品の國内在荷を保有する爲め其の輸出に農商務大臣の特許を要することとせしが、其の後物價騰貴の勢加はるや更に價格調節の意味をも含め内國生産品をも追加せられ、一時該省令中に包含せらるるもの數十種の多きに上れり。

（ニ）戰時船舶管理令の制定　大正六年九月政府は緊急勅令を以て戰時船舶管理令を制定し以て外は共同籌畫の便を進め、内は産業運輸の調節を圖るに努めたり。

同令は許可なくして日本船舶を外國に讓渡し、又は外國港灣間の運送に從事するを禁じ、運賃に制限を加へ、船舶竝に造船設備の徵發を爲すを得せしめたるものにして、卽ち運輸力の不足若くは運賃の騰貴に因る物貨の停滯乃至物價の騰貴を防止せんとするに外ならず。

（ホ）暴利取締令の發布（大正六年九月一日農商務省令第二十號大正七年二月及六月改正）　時局以來經濟界の變態を奇貨とし頻りに奸策を弄して不自然に價格を釣上ぐる商人尠からず、之が取締として大正六年九月農商務省令第二十號を以て米穀・鐵・石炭・綿絲布等生活必需品に就き急激なる市價の變動を誘起し、因て暴利を得るの手段として買占賣惜を爲すものを戒告し、且必要と認むるときは賣買の條件に制限を附することとしたり。

（ヘ）外國米管理令の制定（大正七年四月二十五日勅令第九十二號大正七年八月改正）　外國米の供給を潤澤にして内地米價の騰貴を制するを以て急務とし、政府は外國米・朝鮮米及臺灣米の輸移入又は賣買を企て、大正七年四月本令を制定したり。而して右勅令に基きて農商務省は外國米管理規則を定め、三井物産株式會社・合名會社鈴木商店・合名會社湯淺商店・株式會社岩井商店其他三商店を指定商として外米・朝鮮米・臺灣米の買付輸移入を爲さしめ、著荷次第賣捌かしむることとせり。

（ト）内地米の管理（大正七年八月十六日勅令第三百二十四號）　各地に於ける米の自然的移動の困難を除き、過剩なる地方と不足せる地方との間に於ける需給を圓滑にし、以て穀價を調節するの必要あるを認め、政府は大正七年八月穀類收用令（勅令第三百二十四號）を發布し、緊要の場合に於て補償金額を定め米雜穀を收用し又之を賣却するを得るの途を開き指定の商人をして約五十萬石の内地米を買付けしめ、之を米價の決定に最有力なる市場たる東京・大阪等に蒐集し、以て先づ此等市場に於ける米價の低落を圖ると共に全國をして之に順應せしむることとせり。

政府以外に於ても東京府市は大正七年秋以來東京市内及附近に數十箇所の公設市場を設けて生活必需品の廉賣供給を計り、各地公共團體に於ても大に此等類似の施設を行ひたり。

以上各種の施設は何れも市場に相當の反響を與へ、市價の奔騰を牽制するに幾分の效果ありしは疑なき所なるも、滔々たる物價騰貴の勢は到底抑止し得る所にあらず。大正八年五、六月以來更に其の趨勢を加へたり。茲に於て政府は物價騰貴に係る國民生活の困苦を緩和する爲め、從來の施設を勵行するに力を用ふると共に、更に各種の方策を講じ、社會政策的施設を實行したり。卽ち先づ生活必需品の供給潤澤を圖る爲めには外米の買付及び朝鮮米・臺灣米の移入增加を圖りたるものにして外米管理以來政府の管理に屬することとなりたる外米の合計は約三百三十萬石、朝鮮米約十二萬石、臺灣米約五萬石に上れり。又米・粃・其の他穀類輸入稅減免期間を延長し、綿織絲の輸出を制限し（大正

八年十一月農商務省令第三十二號)たる外、大豆・生牛肉・鳥卵・綿絲布の輸入稅を免除したり(大正八年十一月勅令第四百七十八號)。第二に生活必需品の配給を圓滑ならしむる爲めには外米の賣出しを頻繁に行ひ、又地方長官をして全國米貯藏者に注意して其の賣出を勸奬せしめたる外、鐵道院は期間を定めて廻米の無賃優先輸送、其の他日用品の運賃低減を行ひ、且各船主に通牒して海上運賃の特別低減を爲さしめ、以て出荷の奬勵運輸の圓滑を圖れり。第三に消費の節用を圖る爲めには消費の方面に於ても米の節約に意を用ひ、農商務省は七月二十二日附を以て管下各廳に對し左記節米に關する通牒を發したるが、尙之が趣旨徹底の爲め國庫補助金を交附して宣傳に努めしめたり。『現在に於ける米の需給狀態に鑑み之が調印を圖るには一面供給の增加に努むると共に他面に於て出來得る限り內米の單食を避け外米・麥・其他の雜穀・甘藷・馬鈴薯・麵麭及麵類等の混食、代用食又は半搗米を用ひ以て其消費を節約するは最緊切の事に有之政府は此際特に之が普及に努むる方針に有之候條本省竝に所管官衙に於ても此趣旨十分徹底する樣致度候間貴員に對し右御示達の上之が實行可然御取計相成度云々』第四に社會政策的施設としては、內務省に於て社會政策の一端として、各府縣に對し住宅建築及公設市場の設置に充當すべき低利資金六百萬圓を融通するに決せるが、右資金は大藏省預金部より融通し、地方債として府縣に交付し、府縣より町村又は公共團體及個人に貸付くるものにして、唯東京・京都大阪・神戸・橫濱・名古屋の六大都市に限り府縣を經ずして直接交付せり。其の融通條件の主なるものは(一)融通總額を六百萬圓以內とす(二)利息は年四分八厘とし債券發行の形式に依ること(三)道府縣以外の所要額も總て地方費債券又は府縣債とし、一般地方費又は府縣に於て融通を受けたる上、更に郡・市・區・町・村其の他に貸付すること、但し其の貸付利率は四分八厘を超えざること、人口四十萬以上の都市は前項の例に依らず自ら債券を發行すること(四)個人に對する貸付は地方費又は府縣より直接貸付を爲すとを問はず成るべく組合を設けしめ、組合員の連帶債務とすること等之れなり。而して其の後融通限度を一千萬圓に增額し十月十三日先づ各府縣竝に大都市の要求に基き資金の配分を決定し、合計九百二萬五千圓を計上したり。第五に收入の增加を圖る爲めには(一)國費支辨の官吏其他に對しては五割の臨時手當支給(二)俸給年額の一割乃至一割五分の增加手當の支給を爲し(三)更に地方稅支辨の吏員に對しては地方稅制限の緩和に依り財源を與へ國費支辨の者と同樣に支給することとし、其の他小學校教員其他の俸給令の改正に依り最低を切上げ、最高を增加したり。

第二款　財界の反動と物價の推移

第一項　物價の推移

物價は大正九年三月の指數三三八を最高として反動期に入り、漸落して十年四月迄一箇年間に約四割の下落を見たり。然るに此の頃に於て反動襲來後著しく增嵩せし滯貨の減少顯はれ、金融は緩慢を呈するに至りしが、過去好況時代の殘夢に捉はれたる投機者は動もすれば、此等の事實よりして好景氣の再來を豫想し、各定期市場の活躍を惹起して所謂中間景氣を發生せしめたり。從て諸商品も之に伴れて强調を呈し、一般物價は騰貴して十年十月には其の指數二三〇迄引返したりと雖も、此の如きは固より一時の變態的現象たる中間景氣に過ぎざりしを以て、引續く貿易の逆勢と銀行の嚴重なる警戒とに依りて忽ち消散し、物價は十年十一月より再び反落傾向となり、翌十一年十二月には

一九二に低落して卽ち約一箇年有餘の間に於て一割六分の下落を爲したり。十二年に入りては一月ルール占領問題を動機に砂糖・銅・鐵等の昂騰を先驅として諸品逐月騰貴し、十二年六月末の物價指數は二〇八を示して前年同期と殆ど同樣の地位を保ちたり。今英米兩國に於ける物價の趨勢を見るに、英國は九年三月の三二六、米國は同年二月の二四一を最高として爾來概して低落の一途を辿りて何れも大なる反撥なく、十二年六月の指數は英國一六八、米國一五五を示したるものにして、我國に比し著しき輕輕ありたるものとす。

内外物價指數對照表（大正三年七月を百とす）

年月	東京	倫敦	紐育	年月	東京	倫敦	紐育
大正九年三月（最高）	三三八	三二六	二四〇	大正十年十月	二三〇	一七九	一二九
同　六月	二六一	三〇六	二三〇	同　十一月	二二五	一七四	一三一
同　十二月	二一六	二三一	一五七	同　十二月	二二〇	一七〇	一三一
大正十年一月	二一一	二一九	一四六	大正十一年一月	二一六	一六七	一三一
同　二月	二〇五	二〇二	一四三	同　二月	二一四	一六六	一三二
同　三月	二〇一	一九九	一三七	同　三月	二一一	一六八	一三四
同　四月	二〇〇	一九二	一三一	同　四月	二〇七	一六七	一三三
同　五月	二〇一	一九一	一二五	同　五月	二〇四	一七〇	一三五
同　六月	二〇一	一八八	一二三	同　六月	二〇七	一七一	一三八
同　七月	二〇七	一八七	一二四	同　七月	二一一	一七一	一四〇
同　八月	二一〇	一八八	一二八	同　八月	二〇五	一六六	一三九
同　九月	二一八	一九二	一二八	同　九月	二〇二	一六三	一三九

次に之を重要商品別に見るに次表に示すが如き綿絲・砂糖・石炭・銅の如きは反動直後九年十二月迄に二分の一乃至三分の一に暴落し、爾來著しき騰落を示さず、生絲は反動により二分の一以下に落込みたりしが、帝國蠶絲會社の價格維持策に依り人氣好轉し、其の後一張一弛ありたるも、大體に於て漸騰的歩調を改めずして反動前の三分の二見當迄引返したり。米及小麥は何れも動搖後二分の一以下に崩落し、其の後一張一弛の有樣なりしが大勢は幾分反騰的形勢となり、木材及洋紙は急激の反動なかりしも、其の後逐年漸落の一途を辿り動搖前に比すれば前者は約三分の二、後者は約三分の一見當にあり、洋鐵は反動襲來と共に二分の一以下に暴落せしが、其の後も下げ足止まらずして終に動搖前の三分の一に降り、諸商品中低落率の尤なるを示せり。

重要商品別物價指數表（大正三年七月を百とす）

年月	米	小麥	砂糖	生絲	綿絲	木材	洋鐵	銅	洋紙	石炭
大正九年三月	四六〇	三七六	六四二	四五〇	七四四	四五一	三九四	一五七	六二五	四四四
同　十二月	三三四	一八七	三六四	一九七	二六八	三四六	一九二	一一九	五一八	三六八
大正十年一月	三三八	二二五	四一九	一九七	二五六	三四六	一七九	一一	四七七	三六〇
大正十一年十月	二〇〇	一六六	一四四	大正十二年三月	二〇六	一七一	一六一
同　十一月	一九七	一六七	一五四	同　四月	二〇六	一七三	一六一
同　十二月	一九二	一六六	一五九	同　五月	二〇九	一七二	一五八
大正十二年一月	一九三	一六九	一五八	同　六月	二〇八	一六八	一五五
同　二月	二〇二	一七二	一五九				

| | | |

を辿り、十二年六月の位置は最高時の約二割七分の下落なるに、卸賣相場は此の間三割八分の低落を示したり。之れ國民の緊縮氣分充分ならず消費力の尚ほ衰へざるに因る所なるべし。

東京市中小賣相場指數表（明治三十七年一月を百とす）

年月	指數	年月	指數	年月	指數
大正九年三月	四一八	大正十年九月	三二四	大正十一年八月	三二六
同　六月	三四九	同　十月	三三四	同　九月	三二四
同　十二月	三一九	同　十一月	三三八	同　十月	三二三
大正十年一月	三一一	同　十二月	三三六	同　十一月	三一六
同　二月	三〇七	大正十一年一月	三三五	同　十二月	三〇八
同　三月	三〇九	同　二月	三三六	大正十二年一月	三〇五
同　四月	三一六	同　三月	三三二	同　二月	三〇三
同　五月	三二〇	同　四月	三二八	同　三月	三〇五
同　六月	三二一	同　五月	三二六	同　四月	三〇六
同　七月	三一二	同　六月	三二七	同　五月	三〇六
同　八月	三一五	同　七月	三二六	同　六月	三〇六

尚ほ物價の推移に關聯して、當時に於ける勞働賃銀の趨勢に就き瞥見する所あらんに、抑、本邦に於ては賃銀に就き未だ物價指數の如く一般的に其の推移を指示すべき統計なかりしを以て、適確に之を知ること能はずと雖も、今東京及大阪に於ける諸職業の職工（工場職工を含まず）賃銀に依り其の一斑を窺ふに、次表に示す如く此等の賃銀は反動期に入り一時僅に約五、六パーセントの低落を見たることあるも、十年八九月の交より再び騰貴に轉じ好況時代よりも却て上位に在るものあるに至れり。之れ戰時好況時代に獲得せる財力の充實に依る日常生活の向上と、好況時代に於ける奢侈の風が人心を浮華に導き質實の勞働に服するを好まざる風を馴致せると相俟て玆に至らしめたるものと云はざるべからず。

東京・大阪市内諸職業職工賃銀指數表（明治三十三年十月基準）

年月	東京	大阪	年月	東京	大阪
大正三年平均	一三四	一六四	大正十年六月	四一〇	四八〇
大正九年四月	四四一	四九二	同　七月	四〇九	五〇五
同　五月	四三六	四一七	同　八月	四〇九	五〇五
同　六月	四二八	四六三	同　九月	四一五	五一一
同　七月	四二八	五〇六	同　十月	四二五	五二五
同　八月	四二一	五一二	同　十一月	四四一	五二〇
同　九月	四二二	五一三	同　十二月	四五三	五二五
同　十月	四二八	五一五	大正十一年一月	四四二	五二二
同　十一月	四二一	五一四	同　二月	四四三	五二三
同　十二月	四二六	五一二	同　三月	四四六	五四〇
大正十年一月	四一九	四九六	同　四月	四四八	五四五
同　二月	四二〇	四九一	同　五月	四四八	五四七
同　三月	四二三	四八〇	同　六月	四四五	五五〇
同　四月	四二二	四八二	同　七月	四四六	五五一
同　五月	四〇七	四八〇	同　八月	四四四	五五八

第二項　政府の物價調節施設

政府に於ては夙に物價の引下策に就き種々攻究を重ねたるが、大正十一年六月緊縮方針を以て立てる加藤内閣は特に物價の調節を急務と認め鋭意其方策に就き審議を遂げたる結果、差當り實行し易き方法より物價の調節を講ずることとし、之に關し十一年八月十八日左記十九箇條を發表せり。

一、在外正貨を兌換準備より除外すること

日本銀行所有の在外正貨を正貨準備に充當するは多少兌換券の增發を容易ならしむるものと云ふを得べく從て此際一時的の處置として之を除外するは多少其の膨脹を抑制する結果となるべきに依り現在保有の在外正貨は全部之を準備より除外することとせり。

二、小額紙幣を回收すること

現在の小額紙幣は戰時の變態に屬するものにして而も其の流通速度大にして不知不識の間に濫費を助長する傾向あるを以て其回收を促進する要あるを認め既に著々之を實行しつつあり、今明兩年度に亙り其の全部を回收する計畫なり。

三、煙草の定價を引下ぐること

煙草の生產費は戰後に比し著しく增加し從て現時の生產費對差益歩合は戰前に比し著しく減退せりと雖も現下の情勢に鑑み消費の方面を考慮し口付紙卷煙草にありてはカメリヤ以下、兩切紙卷煙草にありてはリリー以下、刻煙草にありてははぎ以下の低級品に付値下を爲すこととし十月一日より之を實行する計畫なり。

四、郵便據置貯金の利上を爲し其の他貯蓄奬勵の方法を講ず

利子引上其の他の方法を以て貯蓄を奬勵するは現下の情勢上必要を認むと雖も一般郵便貯金の利子は金融上竝に財政上尙考慮を要するものあるに依り据置貯金の利子に限り二厘四毛の增率を爲し、同時に講演其の他の方法に依り適切なる奬勵方法を執る所あらんとす。

五、日用必需品に對する鐵道運賃を輕減すること

貨物の價格に對する鐵道運賃の影響は概して些少なりと雖も、現下運賃の輕減は一般の囑望する所なるを以て從來一割乃至三割の低減を行ひ來れる米外十數品に對し其の割引率を增加し二割乃至四割とし、且つ新に雜穀物等十數品に對し一割乃至二割を低減せんとす。

六、日常必需品に對し一層輸送上の便宜を圖ること

日常必需品の輸送に對し可及的輸送時間を短縮し且つ適當なる時刻に市場に達せしむる樣列車の新設又は改善を行ひつつありと雖も、產地又は市場關係者の努力に依り其の必要を生ずるに至らば何時にても更に輸送上の便宜を圖らんとす。

七、冷藏車の數を一層增加すること

冷藏輸送は食糧品特に生物輸送上必要にして近時其の利用益〻增加の趨勢にあるを以て鐵道省の現在所有冷藏車五百四十三輛に對し本年百四十八輛を製作し明年は更に二百二十五輛を製作せんとす。

八、主要都市に於ける小運送賃の低下を圖ること

都下に於ける小運送賃の割高なる現狀に鑑み差當り全國五千七百の鐵道公認運送業者をして

能ふ限り小運賃其の他附帯の諸料金の低減を行はしむるやう當局より勸告を爲さんとす。

九、主要都市に於ける電車夜間貨物運送の設備を爲さしむること

主要都市に於ける小運送の運賃が頗る高價なるを以て之が輕減の一方法として夜間閑散の時を利用し貨物運送の設備を爲さしめ野菜鮮魚等の日用必需品の運搬に便せんとし已に東京市に對し速に之を實現する樣當局より協議する所ありたり。

一〇、出荷組合の設置を奬勵すること

各地に於ける主要生産物特に日用必需品の出廻を容易にし其の價格を低廉ならしむる爲め一層地方農會・産業組合等をして出荷組合を設置せしむる樣夫〻奬勵せんとす。

一一、消費組合の性質を有する購買組合を奬勵普及せしむること

中間商人の介在を可成減少し併せて消費者としての團結を鞏固にする爲め此の際一層此種の組合の改善普及を奬勵する所あらんとす。

一二、出荷組合・消費組合・公設市場等の取扱貨物の輸送に便宜を與ふること

低廉なる運賃は物價に好影響を與ふること勿論なりと雖も、一方貨車配給を正確ならしめ市場への供給を潤澤ならしむることは運賃政策に劣らざる緊要のこととす。依て出荷組合・消費組合・公設市場等の取扱ふ貨物に對し貨車の優先配給を行ひ、以て運賃政策と相俟て之が目的を達せんとす。

一三、物資配給機關の整備安全を期すること

物資配給機關の整備安全を期する爲め主要都市に中央卸賣市場を設置し以て生産物の出荷を助成すると同時に公設市場の機能を益〻發揮せしめ、一般小賣業者に對し便宜を與へ且つ公正なる卸賣相場及小賣相場の實現を容易ならしむるの必要あるを以て政府は豫算の審議と相俟て之が實現に努むる豫定なり。

一四、公設市場の改善及增設を爲すこと

公設市場に於ては其の利用程度及設備等に就き尙遺憾の點少からざるを以て此の際出來得る限り低利資金の供給を潤澤にし主要都市に其の增設を奬勵し又既設のものに對しても改善の標準を示し以て市場經營團體の施措を促さんとす。

一五、日用必需品の價格を調査し之を公示すること

一般消費者が日用必需品の公正なる價格を知悉するは消費經濟上最も必要なるを以て先づ公設市場に於て其の取扱ふ日用必需品の價格を市内適當の場所に公示せしむる外事情の許す限り相當調査の方法を講じ、以て一般に之を周知せしめんことを期す。

一六、公共團體・住宅組合等の所要木材薪炭に對し國有林の木材薪炭を一層便利且つ低價に供給すること

從來公共團體・住宅組合等に對し、國有林生産物を低價に供給せるも將來尙一層能ふ限り便利且つ廉價に之を供給せんとす。

一七、消費節約を宣傳すること

講習講話其の他の方法に依り全國に對し此の際極力消費の節約勤儉貯蓄の宣傳を爲さんとす。

一八、取引所並に場外の投機取引を嚴重に取締ること

取引所に於ける取引は動もすれば放慢に流れんとし、場外に於ける投機取引亦根絶に至らず。

斯くの如きは民心に投機射倖の念を増長せしむる虞あるのみならず、價格を不自然に攪亂するの弊あり。幸ひ本年取引所法改正せられたるを以て之が實施と共に尚一層嚴重に取締を勵行する所あらんとす。

一九、銀行業者に對し投機資金融通を慎むべき樣注意すること

銀行業者が投機的行爲に對し放資することなき樣從來注意を與へ來りたりと雖も、尚遺憾の點少からざるを認むるを以て今回更に各府縣に對し取締監督上右に付慎重なる注意を加へしむべく、且つ必要なる生産事業に對しては之が金融に努むべき旨を通牒し同時に特殊銀行に對しても同樣の主旨を注意せり。

第三章附表

第一表　累年東京重要物品卸賣價格指數商品別表

品目	明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年
米	一〇〇	一〇五	一〇七	一一三	一一三	一〇九	一一四	一三九	一三六	一一三	一一三	一四七	一七六	一八三
大麥	一〇三	九二	一〇七	一四一	一七五	一六四	一〇八	一三三	一五一	一四三	一三九	一四四	二〇七	一九七
裸麥	一〇七	九七	一一〇	一四七	一五六	一五一	一一七	一三四	一四四	一三八	一三三	一六四	二三六	二〇一
小麥	一〇三	九三	九三	一一九	一一七	一五六	一一四	一三二	一一六	一一六	一一四	一二〇	一四五	一四六
大豆	一〇二	九四	八九	一〇一	一三六	一二九	一一四	一三五	一二七	九九	一二七	一二七	一三九	一四一
小豆	九八	八八	一四九	一五八	一六六	一五六	一五五	一四九	一三三	一六三	一六六	一五三	二〇四	一三三
小麥粉	一〇三	九九	一〇七	一一三	一一八	一三七	一三八	一四六	一四〇	一四六	一四五	一三八	一五三	一五一
肥料糠	九七	九三	九四	九八	一一三	一一三	一〇〇	一一八	一一一	九一	九七	一〇五	一一一	一一七
魚肥	一〇一	九四	八九	九九	一一七	一一三	一一四	一三二	一一三	一〇五	一一七	一一八	一三三	一二七
油〃精	一〇〇	九三	八九	一〇六	一一九	一一四	一一〇	一一七	一一六	一〇二	一一七	一一九	一一八	一一〇
砂糖	一〇三	一一四	一〇三	一一六	一五三	一七九	一七六	一八四	二〇八	二一七	二〇九	二一〇	二五二	二四三
製茶	九七	八六	九二	一〇六	九九	一〇三	九六	一〇一	一〇九	一一四	一一九	一一三	一一九	一一三
鹽	九八	八九	九五	一〇三	九六	一〇九	二七二	二六九	二六四	二五一	二四〇	二四〇	二四〇	二三〇
味噌	一〇一	八七	九五	一一七	一三四	一三一	一三八	一五六	一五九	一四二	一六二	一九七	一九九	一九七
醬油	九九	八九	八九	九一	九五	一一	九七	一〇一	一〇〇	一〇四	一〇八	一〇三	一〇五	一〇三
日本酒	九九	九五	一〇四	一〇七	一〇九	一一六	一三〇	一三四	一三七	一三三	一二〇	一二四	一三〇	一三〇
鰹節	一〇三	一〇三	一〇七	一〇四	一〇五	一一一	一一八	一六三	一五八	一三九	一三六	一四八	一三六	一二八

品目	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年
總數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯	九九	八九	八五	八〇	八四	八三	八八	八九	八四	八七	八八	八七	八八
炭	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
石炭	一〇一	一〇一	一〇三	一〇二	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
煉瓦	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
木炭	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
生薪	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
洋薪	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
日本薪	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
雨子	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
洋メン	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
羅紗	九六	九九	九五	九〇	九四	九三	八八	八九	八四	八七	八八	八七	八八
毛織物	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
絹織物	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
綿織物	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
毛織物	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

石石燒皮木生洋日雨塵セ瓦鍋石銅洋洋木鷲毛毛フ鷹鍋
本子メンスリネル
油炭寸蒸鰻漆鐵鐵板炭ト瓦材釘鐵材子輪ル綿

第三章 物價

| | | |

| | | |

二、本表は東京に於ける卸賣相場に基き明治二十年一月石炭・鹽・鹽・綿・綿糸・金巾・晒綿・材木・炭・薪・石油・酒・醬油・鹽・筋・砂糖・雜穀・大麥・裸麥・小麥・白本綿・油・搾・搾肥料・麻・木・蓆・紡績糸・菜種・卵・日本・麻・莫・茶・麻・麦・味・噌・生・清・食・鳥・油・小麥・粉・洋・釘・皮革類・裏地類・絹・絲・硝子・板・蠟の各品相場平均價額を百として算出せしものなり。但し日本銀行は大正二年に至り本調査を廢止せり。

（ロ）明治三十三年十月を基準とする指數

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇九	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇三
同三四	九九・四六	九六・〇九	九六・一八	九四・一三	九三・七〇	九三・八八	九四・九八	九六・三〇	九七・三八	九七・〇三	九五・四三	九四・八四	九五・九七
同三五	九三・九一	九五・〇九	九五・一八	九五・一四	九五・八六	九六・四三	九七・〇七	九八・四八	九八・八六	九八・四	九八・八六	九八・八〇	九八・九〇
同三六	一〇〇・五九	一〇一・七五	一〇三・一四	一〇三・〇七	一〇三・三九	一〇三・一〇	一〇三・五九	一〇三・三四	一〇四・一八	一〇四・三六	一〇三・四三	一〇三・九六	一〇三・〇九
同三七	一〇五・八五	一〇八・八六	一〇八・三六	一〇七・八一	一〇六・五〇	一〇四・九八	一〇四・七五	一〇六・八九	一一〇・二五	一一一・七七	一一一・一〇	一一一・八六	一〇八・三六
同三八	一一一・八五	一一一・八八	一一三・九五	一一三・四一	一一五・二七	一一七・一一	一一八・八〇	一一八・三八	一一九・〇七	一一九・〇一	一一九・一三	一一九・一三	一一八・三六
同三九	一一九・七〇	一一九・一六	一一八・八八	一一八・〇七	一一七・〇九	一一七・四三	一一八・五〇	一一八・五五	一一〇・一四	一一一・五七	一一一・〇四	一一一・四	一一九・七五
同四〇	一一六・〇一	一一五・九五	一一五・八六	一一五・七七	一一五・四六	一一五・三五	一一五・三八	一一五・六八	一一三・八三	一一四・四三	一一四・〇四	一一四・〇四	一一五・〇〇
同四一	一一三・三〇	一一三・三五	一一三・三六	一一三・四五	一一三・八四	一一三・三三	一一三・三六	一一三・四〇	一一四・九四	一一三・五三	一一三・四	一一三・六	一一三・七〇
同四二	一一二・九一	一一二・六四	一一二・九八	一一二・八八	一一二・六三	一一二・九八	一一二・三六	一一二・五七	一一二・六八	一一二・九八	一一二・九八	一一二・九	一一二・七五
同四三	一一三・九四	一一三・三〇	一一三・三五	一一三・三六	一一三・八四	一一三・三三	一一三・三六	一一三・五〇	一一三・九四	一一三・五三	一一三・四	一一三・六	一一三・〇四
大正元	一一二・一四	一一二・〇三	一一二・一七	一一二・四五	一一二・九五	一一二・九四	一一二・六六	一一二・九八	一一二・〇九	一一二・五一	一一二・四	一一二・八	一一二・七七
同二	一一四・五九	一一四・〇四	一一三・五九	一一三・八八	一一三・六六	一一三・四三	一一三・〇六	一一三・〇六	一一三・〇〇	一一三・〇三	一一三・〇四	一一三・〇四	一一三・〇四

（備考）調査品目は第一表に同じ。

（ハ）大正三年七月を基準とする指數

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
大正三	—	—	—	—	—	—	一〇〇・〇	一〇一・九	一〇一・七	一〇〇・〇	九六・七	九五・三	九九・四
同四	九五・九	九六・三	九九・七	一〇一・三	一〇三・一	一〇一・一	九九・九	一〇〇・四	一〇〇・四	一〇一・五	一〇五・八	一一三・七	一〇一・六
同五	一一五・六	一一四・〇	一一三・一	一一三・四	一一九・六	一一七・〇	一一七・四	一一〇・一	一一一・八	一一五・〇	一一四・九	一一五・一	一一三・九
同六	一一四・一	一一三・五	一一三・一	一一七・六	一一四・七	一一四・四	一一五・一	一一六・一	一一七・五	一一七・一	一一六・九	一一五・五	一一五・一

第三章　物價　　第三章　附表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
同七	一一五・一	一一五・六	一一五・一	一一五・七	一一五・一	一一五・八	一一五・五	一一五・五	一一五・一	一一五・五	一一五・六	一一五・一	一一五・三
同八	一一六・六	一一六・五	一一六・一四	一一六・六	一一六・六	一一六・一	一一六・三	一一六・六	一一六・一二	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同九	一一六・四	一一六・六	一一六・四	一一六・一	一一六・〇	一一六・一	一一六・四	一一六・一	一一六・〇	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一〇	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一二	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
昭和元年	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同二	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同三	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同四	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同五	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同六	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同七	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同八	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同九	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一〇	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一
同一二	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一	一一六・一

第四表　累年東京小賣物價指數月別表

年	元和	年	四十正大	年	三十正大	年	二十正大
總	二九二	總	三九九	總	三四四	總	二四二
其	二九二	其	三九九	其	三四四	其	二四二
服	二九二	服	三九九	服	三四四	服	二四二
燃	二九二	燃	三九九	燃	三四四	燃	二四二
食	二九二	食	三九九	食	三四四	食	二四二
飾	二九二	飾	三九九	飾	三四四	飾	二四二
料	二九二	料	三九九	料	三四四	料	二四二
用	二九二	用	三九九	用	三四四	用	二四二
雜	二九二	雜	三九九	雜	三四四	雜	二四二
平	二九二	平	三九九	平	三四四	平	二四二
均	二九二	均	三九九	均	三四四	均	二四二
他	二九二	他	三九九	他	三四四	他	二四二
品	二九二	品	三九九	品	三四四	品	二四二
火	二九二	火	三九九	火	三四四	火	二四二
品	二九二	品	三九九	品	三四四	品	二四二

年	元和	年	四十正大	年	三十正大	年	二十正大
總	二九二	總	三九九	總	三四四	總	二四二
其	二九二	其	三九九	其	三四四	其	二四二
服	二九二	服	三九九	服	三四四	服	二四二
燃	二九二	燃	三九九	燃	三四四	燃	二四二
食	二九二	食	三九九	食	三四四	食	二四二
飾	二九二	飾	三九九	飾	三四四	飾	二四二
料	二九二	料	三九九	料	三四四	料	二四二
用	二九二	用	三九九	用	三四四	用	二四二
雜	二九二	雜	三九九	雜	三四四	雜	二四二
平	二九二	平	三九九	平	三四四	平	二四二
均	二九二	均	三九九	均	三四四	均	二四二
他	二九二	他	三九九	他	三四四	他	二四二
品	二九二	品	三九九	品	三四四	品	二四二
火	二九二	火	三九九	火	三四四	火	二四二
品	二九二	品	三九九	品	三四四	品	二四二

（備考）本表は大正三年七月を基準とす。

第三表　累年東京小賣物價指數類別表

年	十正大	年	一十正大	年	元	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	大正
總	二六九	總	二四四	總	二九二	總	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
其	二六九	其	二四四	其	二九二	其	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
服	二六九	服	二四四	服	二九二	服	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
燃	二六九	燃	二四四	燃	二九二	燃	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
食	二六九	食	二四四	食	二九二	食	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
飾	二六九	飾	二四四	飾	二九二	飾	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
料	二六九	料	二四四	料	二九二	料	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
用	二六九	用	二四四	用	二九二	用	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
雜	二六九	雜	二四四	雜	二九二	雜	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
平	二六九	平	二四四	平	二九二	平	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
均	二六九	均	二四四	均	二九二	均	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
他	二六九	他	二四四	他	二九二	他	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
品	二六九	品	二四四	品	二九二	品	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
火	二六九	火	二四四	火	二九二	火	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
品	二六九	品	二四四	品	二九二	品	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九

年	十正大	年	一十正大	年	元	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	大正
總	二六九	總	二四四	總	二九二	總	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
其	二六九	其	二四四	其	二九二	其	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
服	二六九	服	二四四	服	二九二	服	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
燃	二六九	燃	二四四	燃	二九二	燃	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
食	二六九	食	二四四	食	二九二	食	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
飾	二六九	飾	二四四	飾	二九二	飾	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
料	二六九	料	二四四	料	二九二	料	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
用	二六九	用	二四四	用	二九二	用	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
雜	二六九	雜	二四四	雜	二九二	雜	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
平	二六九	平	二四四	平	二九二	平	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
均	二六九	均	二四四	均	二九二	均	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
他	二六九	他	二四四	他	二九二	他	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
品	二六九	品	二四四	品	二九二	品	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
火	二六九	火	二四四	火	二九二	火	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九
品	二六九	品	二四四	品	二九二	品	三三八	三三八	三六九	三六〇	三六九	三六九	三六九	三六九	三六九

（備考）調査品目は第一表に同じ。

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
大正一一	二四四・二三	二四六・八九	二四八・二九	二四八・一五	二五五・九七	二三一・七九	二三三・五六	二三三・四四	二三八・二六	二三四・九四	二二〇・一八	二二三・九八	二二五・八八
同一二	二二四・六七	二二五・一七	二二八・四二	二二八・四二	二二二・〇三	二二六・三六	二二六・〇三	二二五・六六	二二六・六四	二二三・六六	二二七・六六	二二六・二六	二二〇・九二
同一三	二二三・七一	二二一・二二	二二九・〇二	二二七・四九	二二一・七五	二二五・三七	二二一・九二	二二五・〇九	二二九・四六	二二五・八一	二二九・四二	二二八・五四	二二〇・七三
同一四	二二九・三九	二二六・六三	二二二・八五	二二〇・九五	二二七・九八	二二三・〇七	二二一・二六	二二三・五一	二二五・八九	二二六・二九	二二四・六四	二二二・三〇	二二七・九〇
昭和元	二二〇・二七	二〇七・四九	二〇四・六一	二〇五・四〇	二〇一・六〇	一九八・八六	一九六・七六	一九五・四九	一九五・一九	一九四・五八	一九〇・二五	一八八・六五	一九九・〇一

第四章　對外金融

曾て明治初年準備金なる名の下に、政府に於て蓄積せられたる正貨及其の後日本銀行に於て兌換準備として蓄積せられたる正貨は、孰れも國内に於ける紙幣又は銀行券の引換準備金たると共に、對外的には國際支拂準備金たるの性質を有し、所謂對外爲替政策が常に此の種準備正貨の維持又は擴充を根本目的として實施せられたるは言を俟たざる所なり。從て本章に於ては對外爲替に關する政策と本邦正貨の消長とを、特に兩者の關聯に於て記述する所あらんと欲す。若し夫れ日本銀行兌換準備としての正貨に就て知らんと欲せば、須く銀行編に於て說述せる所を見るべきなり。

第一節　明治時代に於ける正貨政策

第一　正貨吸收組織の成立

『兌換券正貨準備のことは、本邦幣制の基礎に關し、國家信用上重大のことなるのみならず、國家最後の準備金とも謂ふべきものなるに依り、此の點に就ては充分なる注意を要す』とは、明治三十二年三月大藏大臣松方正義の日本銀行に對する内命中の一句なり。其の後明治三十六年大藏大臣曾禰荒助も亦、日本銀行營業方針の改良方に關する内訓中、矢張り同樣の趣旨を陳べたり。曰く『日本銀行兌換券正貨準備金は、我國最後の準備金にして、之が增減は市場の安寧秩序に關し、又國の威信に關することなれば、日本銀行は之が保護者となり、之が增殖に充分の注意を與ふべき義務あるものとす』と。斯

かる重商主義的思想を漸く半世紀足らずの昔、卽ち德川時代の貴穀賤金尊農抑商の思想に對比せば文字通り隔世の感なき能はず。

抑明治政府は二年十月紙幣及び公債證書の回收に備ふる爲め、始めて岩鐵の賣却代金を積立てしが、其の高は僅に四百六十八圓五十錢、而も之れ實に本邦正貨の元本たり、生みの親なりき。爾後舊幕府貸付金の返納金、舊藩の殘金、貯蓄金等を始め、凡ゆる雜收入を繰込みて積立準備金の增加に努め、明治五年六月には其の高千百三十三萬餘圓に達せり。命じて『金庫準備金』と云ひ、別に『創設準備金規則』なるものを定め、其の出納・保管・運用に關する大綱を設けたり。趣旨に曰く『經國理財の實況に依り紙幣證券又は公債證書を發行する際に於ては、殊に豫備の眞價を貯蓄し、精確の方法を以て之が資用の制を設け、以て證券の兌換及紙幣公債證書等の運用を回護するは、實に大藏の要務にして、而も目今至緊至重の件とす』と。既にして準備金の目的は一に正貨の蓄積に在り、政府は努めて金・銀・銅地金を購收すると共に、他方更に之れを運用して本邦輸出貿易の伸張を圖り、以て海外の正貨を我に吸收するの策を講じたり。横濱正金銀行をして取扱はしめたる海外荷爲替及預ヶ金の制度卽ち之れなり。同行は明治十三年二月の開業に屬すと雖も、既に同年八月政府は同行の請を容れて準備金中紙幣三百萬圓を限り漸次預入し、正金銀行は之れを本邦輸出商に貸付け、輸出商は其の仕向地に於ける賣上代金を、其の地の通貨を以て正金銀行の出張員又は代理人を經て、駐在本邦領事に上納返還する仕組なりき。

然るに明治十五年中央銀行たる日本銀行設立せられ、同行は十八年末より發券銀行として愈〻兌換銀行券を發行することとなれり。之れ固より『全國大小國立銀行の發行紙幣は皆悉く中央銀行に收め、其の性質を變じて私立のものたらしめ、又政府の紙幣をも廢止し、獨り中央銀行の一種と爲すに在る』てふ松方正義の理想を實現せるものなるも、同時に正貨政策の上にも亦重要なる轉換を見たり。蓋し日本銀行に於て兌換券發行の結果、正貨は原則として、其の兌換準備として同行に吸收せられ、曾て政府自ら『豫備の眞貨を貯蓄し』『以て證券の兌換及紙幣公債證書等の運用を回護する』と爲せる、所謂準備金の制度は、當然日本銀行の兌換券發行制度に依つて繼承せられ、卽ち『日本銀行兌換券正貨準備は、我國最後の準備金』となり『日本銀行は之が保護者となり、之が增殖に充分の注意を與ふべき義務』を負ふに至りたるを以てなり。仍て政府は日本銀行と正金銀行との營業を截然區別すると共に、曾て政府が正貨政策の見地より正金銀行に與へたる援助を、更めて日本銀行をして與へしむるの必要を認め、明治二十一年其の旨兩行に內命する所ありたり。茲に於てか同年九月二十日、兩行の間に於ては『各自政府の機關となり、銀行の業務を營むものなるに付、共に政府の御旨意を遵奉し、互に其の業務を區劃し、協心戮力以て國家經濟の進步を謀らざるべからず』とて、大要次の如き契約を締結せり。

卽ち(イ)日本銀行竝に正金銀行は、親睦和合して共に國家の財政を幇助すること(ロ)外國に關する銀行事業に就ては、正金銀行專ら之れに任じ(ハ)日本銀行は正金銀行の事業を幇助する爲め、外國爲替資金として、一箇年三百萬圓を限り、年三分の利息を以て貸與すること等が之れなり。而して右三百萬圓の貸付は、日本銀行の正金銀行に對する低利資金融通の嚆矢にして、爾後漸次改正せられしも、本邦正貨政策上に於ける兩銀行の任務乃至營業範圍等に就ては、當初の協定を履行して大正末年に及びしものとす。

尤も此の間明治二十二年日本・正金兩銀行間に於ける右の如き關係を一層强化せんとするに際し

政府と日本銀行の當事者とは其の意見を異にし、時の日本銀行總裁富田鐵之助は、之れが爲め辭職するが如き問題を惹起したることあり。即ち明治二十二年三月末日限り、政府は準備金と日本銀行よりの借入金とを以て、政府紙幣の銷却を完了し、茲に勢ひ準備金制度の廢止を見ることとなり、從來正金銀行をして行ばしめたる御用外國爲替の制度も亦當然廢止せらるることとなれり。仍て政府は響に日本・正金兩行の間に締結せしめたる協定の趣旨に基き、御用外國爲替の廢止に代ふるに、新に日本銀行をして正金銀行に對し、低利融通を行はしめんと欲したるも、之れに對し日本銀行總裁は、爾後外國爲替のことは之れを同行自ら經營すべきものなりとの主張を堅持して讓らず、『正金銀行へ巨額の資本を投じて銀貨買收を計らしむるものは、同行に取りては不利なり、又日本銀行に取りても不利なり、兩行合せて不利なれば、國家經濟上の不利なりと謂はざるを得ず』として、別に同行自身の爲替方法案を具し、大藏大臣に上申したるが、政府の方針は固より動かず、其の結果總裁の辭任となり、川田小一郎の新に總裁の職に就くに及び、茲に問題は次の如く落著せり。即ち日本銀行は、前の貸付金に關する契約を解除すると共に、新に正金銀行に對して、外國爲替手形再割引の方法に依りて年額概ね一千萬圓を年二分の低利を以て融通し、正金銀行に於て該爲替代金を取立てたるときは、之れを日本銀行に戻入るるものにして、兩行營業の分野は茲に於てか愈〻劃然區別せらるるに至れり。當時大藏大臣松方正義は說いて曰く『日本銀行は內國を經理して以て外國に當り、正金銀行は海外を經理して以て內國を益し、內國に事あるときは正金銀行其の全力を盡して日本銀行に補益し、外國に事ある時は日本銀行其の全體を奮て正金銀行を贊助し、內外相應じて以て國家經濟を利益するは、實に兩行創立の主旨にして此の如くにして、而して後兩銀行も亦始めて其の責任を全ふすと謂ふべきのみ』と。

外國爲替再割引に關する契約は、其の後屢〻改正せられ、殊に明治四十四年五月には從來の再割引制度を改めて外國爲替貸付金の方法と爲し、融通金額も漸次增加せられしが、此等の點に就ては後述する所あるべし。尙ほ日本銀行の正金銀行に對する融通資金としては、此の外に明治二十四年五月以降當座貸越契約に依りて融通を與へたるものあり、其の額は當初二百萬圓なりしが、明治三十年七月以後四百萬圓となれり。更に預ヶ金の制度もあり、日本銀行は正金銀行の爲替資金として、或る種の資金を正金銀行に預入せり。尤も此の種の資金は概ね國庫の資金か、又は之に準ずべきものにして即ち日本銀行の取扱に係る國庫の資金を、更に指定預金として正金銀行に預入せしめ、以て正貨吸收の爲めに運用せしめたるものなり。

斯くの如く日本銀行が正貨の吸收を目的として、正金銀行に與ふる融通資金には、本來の爲替資金の外に、種々なる名目を以てせりと雖も、其の主要なるものは既記再割引契約に依る融通資金、即ち後の外國爲替貸付金にして、而して外國爲替手形再割引契約の締結に依り、日本銀行と正金銀行との間に於ける營業分野の確定するに及び、日本銀行は正金銀行に對し資金を供給し、正金銀行は之れを運用して正貨の吸收に當るてふ本邦正貨政策の方針、正貨吸收に關する組織の確定を見るに至りしものとす。

第二　吸收資金の融通と其の效果

以上述べしが如き正貨政策の根本組織に基き、政府が日本銀行をして、正金銀行に與へしめたる援助の主なるものを、世界大戰勃發の前年たる大正二年現在に就て見るに、既記外國爲替貸付金・預ヶ金・當座貸越の外に尙ほ特殊なるものとして、對滿貿易振興の目的を以て明治三十九年五月以降の實施

に係る滿洲向爲替資金三百萬圓あり。而して外國爲替貸付金は、明治二十二年外國手形再割引に關する契約締結の當時に於ては一千萬圓を以て限度と爲したるも、其の後四十一年十月前契約を改訂して、一千萬圓までは年二分、それ以上は年五分と爲し、更に其の後千五百萬圓までは年二分、千五百萬圓以上三千五百萬圓まで年六分、三千五百萬圓以上は年六分五厘に改めたり。此の如き融通範圍の擴張は、勿論本邦外國貿易の發展、正金銀行爲替取扱高の膨脹に依る所たり。又預ヶ金としては明治三十二年三月、日本銀行兌換券保證發行制限額の擴張に際し、通貨千九百七十萬圓を年二分を以て預入せしもの、日本銀行正貨準備中、英貨百萬磅（年一分五厘乃至三分五厘）の預入に係るもの、國庫銀塊約二百九十萬圓（年三分）の預入せられしもの等あり。此等の外に當座貸越として、既述の如く四百萬圓を年二分にて融通することとなりしを以て、彼此合計約五千五百二十萬圓乃至七千五百二十萬圓以上の融通を與へたることとなれり。

然らば此等の保護に對する實績は如何、試みに明治二十五年以降四十五年に至る間の本邦外國貿易中正金銀行の爲替取組高を見るに次の如し。

本邦貿易中正金銀行爲替取組高表

年次	貿易高 輸出	貿易高 輸入	貿易高 計	正金銀行爲替取組高 輸出爲替	正金銀行爲替取組高 輸入爲替	正金銀行爲替取組高 計	貿易百に對する爲替取組割合 輸出	貿易百に對する爲替取組割合 輸入	貿易百に對する爲替取組割合 計
明治二五	九一、一〇三千円	七一、三一六千円	一六二、四二九千円	三、六四四千円	九、八一八千円	三一、四七二千円	二四	一四	一九
同二六	八九、七一三	八八、二五七	一七七、九七〇	二〇、七一三	一七、九二一	三八、七〇三	二三	二〇	二三
同二七	一一三、一四六	一一七、四八二	二三〇、七二八	三〇、三九七	一八、四六〇	四八、八五七	二七	一六	二一
同二八	一三六、一一三	一二九、二六一	二六五、三七三	二六、五〇〇	二三、九四二	四九、四四二	二一	一九	二〇
同二九	一一七、八四三	一二七、八七四	二八九、五一七	六四四、八〇八	四六、九一六	一一一、七三三	三五	二七	三一
同三〇	一六三、一三五	二一九、三〇一	三八二、四三六	七五一、一〇一	六七、六九〇	一一七、八九一	四六	三〇	三九
同三一	一六五、七五四	二七七、五〇二	四四三、二五六	五九、〇四五	一一〇、七九七	一七〇、七四二	四一	三一	三八
同三二	二二四、九三〇	二二〇、四〇二	四四三、五三二	八八、一九三	八〇、七六六	一六八、九五九	四一	三一	三八
同三三	二一〇、四四〇	二八七、二六二	四九七、六九二	九七、一五五	九五、〇一五	一九二、一八〇	四八	三一	三八
同三四	二五三、三五〇	二五五、八一七	五〇八、一六六	一一三、六二三	八四、一六七	一九八、八八九	四五	三三	三九
同三五	二五八、三〇三	二七一、七三一	五三〇、〇三四	一〇九、八四二	九六、二一六	二〇六、〇五八	四三	三五	三九
同三六	二八九、五〇二	三二七、一三六	六〇六、六三八	八九、一五三	一一八、〇四九	二〇七、二〇〇	三一	三七	三九
同三七	三一九、二六〇	三七一、三六一	六九〇、六二二	一一三、〇七五	一〇七、二五一	二二九、三二六	三八	三八	三九
同三八	三二一、五三四	四八八、五三八	八一〇、〇七二	一七三、五四三	一三八、四六九	三一二、〇一二	五四	三六	三八
同三九	四一三、七五五	四一八、七八四	八四二、五五九	一七六、〇九九	一四一、一七二	三一七、二七一	四三	三四	三八
同四〇	四三二、四一三	四九四、四六七	九二六、八八〇	二〇五、八六四	二〇五、九六四	三八七、六一七	四三	三四	三八
同四一	三七八、二四六	四六六、二五七	八一四、五〇三	一四三、三三二	一四五、三二二	二八八、五五二	三八	三六	三八
同四二	四一三、一一三	三九四、一九九	八〇七、三一一	一四〇、〇四三	一七七、五五八	三九〇、一九一	三九	三六	三九
同四三	四八六、四二九	四六四、二三四	九三三、六六三	一七三、三三八	一七三、三一八	三六二、四七五	三八	三八	三九
同四四	四四七、四三四	五一三、八〇六	九六一、二四〇	二〇二、三〇二	二四五、二五五	四三二、五九二	四五	四五	四五
大正元	五二六、九六一	六一八、九四三	一、一四五、九三	二六四、一一八	二六四、二四〇	五二九、二七三	四六	四四	四五

右我が對外貿易の總高に對する正金銀行の爲替取扱高の割合は、明治二十五年に於て僅々一割九分に過ぎざりしが、爾後次第に增加して同二十九年には三割九分となり、其の後は一進一退して必ずしも進歩の跡を示さず、降て同四十四年には四割五分にまで增進せり。此の如きは外國貿易市場に於ける本邦商權の發展を示すものにして、卽ち此の點我が正貨政策は或る程度の實效を齎したるも

のといふべきが如し。今明治四十四年に於ける我外國爲替の取扱高を銀行別に表示せば左の如し。

銀行名	輸出爲替	輸入爲替	合計	百分比
正金銀行	二〇二、三〇二、四八六円	二三〇、二八九、八六〇円	四三二、五九二、三四六円	四五
露亞銀行	一二、〇〇〇、九二二	一四、七五〇、八八二	二六、七五一、八〇四	三
獨逸銀行	一〇、九七八、八九五	一四、四〇一、九二七	二五、三八〇、八二二	三
香港上海銀行	一三七、〇八四、二二一	一四六、〇七九、七八八	二八三、一六四、〇〇九	二九
インターナショナル銀行	四九、九一七、〇四五	六八、五四九、二一二	一一八、四六六、二五七	一二
其他	二四、〇三六、三六六	四一、七五四、一四四	六五、七九〇、五一〇	七
計（貿易額）	一一、一一三、九五三	二、〇二〇、一〇八	九、〇九三、八四五	一
	四四七、四三三、八八八	五一三、八〇五、七〇五	九六一、二三九、五九三	一〇〇

即ち正金銀行は其の爲替取扱高に於て、斷然他を壓したることを知るべし。然りと雖も右の如きは畢竟外國貿易上表見的觀察たるに過ぎざるものにして、一歩を退き正貨政策の根本組織に就き、正金銀行に對する融通資金運用の成果如何を顧みるに於ては、又別に多少議論の餘地なきにあらず。先づ第一に正金銀行に對する爲替資金の融通は、果して輸出の奬勵となり、從て積極的に正貨を吸收することに役立ちしや否や。此の點に關しては本邦輸出商中信用竝に營業設備の完全にして、外國銀行をも正金銀行同樣に利用し得るものに於ては、正金銀行より受くる所の利益は比較的寡少なりと謂はざるべからず。蓋し正金銀行としては、種々の事情より通例の場合外國銀行と歩調を一にするの必要あるものにして、例へば爲替相場の如きも格別引下ぐるの必要を認めざる爲め、本邦貿易商としては、正金銀行を利用するも或は外國の銀行を利用するも、相場上には大なる損益を蒙らざるが如き事情にあるを以てなり。されど若し正金銀行にして微力なるに於ては、外國銀行は自然專横となり、輸出商は暗々裡に不利益を受くる理なるを以て、此の點よりすれば正金銀行に對する保護は、間接的に或は消極的に輸出の奬勵となり、從て正貨吸收の實を齎らしたるものと認めざるべからず。而して若し正金銀行の低利資金にして、確實に輸出の奬勵、正貨の吸收にのみ使用せられ、常に倫敦に於て正貨を以て返納せらるるものなるに於ては、其の結果當然歐米對本邦の爲替は常に片爲替となるべきのみならず、正金銀行も亦資金の缺乏に陷り、輸入爲替の割引を制限し又は非常なる高利率にあらざれば割引に應ぜざることとなり、勢ひ輸入を抑止し得るが如しと雖も、實際には往々にして逆の結果を招來せり。何んとなれば、正金銀行の低利資金は屢〻兌換券を以て直接日本銀行へ返納せらるるものにして、正金銀行は爲替の出合を求むる爲め、輸入商に對しても輸出商同樣自由に低利資金を融通し、以て常に片爲替に陷ることを防止せざるべからざりしを以てなり。斯くて正金銀行に對する保護は其の目的たる輸出の奬勵に既述の如き消極的效果のありたると共に、輸入に對しても亦之れを奬勵するかの如き結果を招來せり。

右の如き關係より正金銀行に對する爲替資金の特別融通は、正貨吸收の爲め直接效果の認め難きものありたるのみならず、之れが返納に際し正貨を以てすることにも亦、通例の場合困難なる事情を伴ひたるものにして、唯(イ)正金銀行が外國市場に於て借入れたる資金を、內地に於て運用せんとするとき、(ロ)輸出超過、外國人の內地投資、內國債の流出等の爲め、如何なる方法を講ずるも片爲替となり、正貨を內地に現送するの已むを得ざるときには、例外的に正貨を以て日本銀行に返納することとなりたるものとす。但し右後者の如き場合には、外國銀行と雖も正金銀行と同樣の立場に在り、共に日本

銀行に對し英貨の賣却を申込まざるを得ざる關係に在り、從て右の如き事情を以て直に正貨政策の效果と見ること能はざるなり。

第三　在外正貨の準備繰入と正貨政策

顧て考ふるに上來述べし如き、正金銀行を主なる機關として實施せらるる正貨政策は、歸する所正貨の吸收を目的とする積極政策にして、具體的には貿易政策たる關係に在りしが、斯かる積極政策の半面には、必ずや正貨の流出を防ぎ、一旦吸收したる正貨を擁護し、或は之れが增殖を圖る所の消極政策あらざるべからず。此等の政策たる、既に正金銀行の手を離れ政府又は特に日本銀行に於て直接行はるる所なるが、凡そ本邦正貨の消長は、此の種消極的政策の巧拙如何に影響せらるることも亦甚だ多し。而して我國に於ては、正貨の維持又は運用・增殖に關することは、一に發券銀行たる日本銀行の任とする所にして、政府が直接之れに關與するが如き事は比較的稀なる所にして、又之れに關する日本銀行の政策と雖も、國家又は國民經濟の正常なる場合に於ては、政策の遂行其のものが亦頗る正常にして特に論ずべきものなし。唯問題は國家非常の場合に於ける非常の對策又は措置と其の影響とにして、就中本邦正貨の維持增殖政策の上に、最も注目すべき影響を與へしものは、在外正貨準備のこと之れなり。

所謂在外正貨準備は、明治二十九年五月特別會計法に依つて預合勘定なるものを開き、在英國の清國償金五千萬圓を以て、其の儘日本銀行の正貨準備に充當したるを嚆矢と爲す。其の後大正十一年八月三十一日に至る迄殆ど間斷なく此の種の準備方法行はれ、日本銀行二重利得論等、之れを非難する議論も亦世に行はれしが、更に重要なるべきは、在外正貨準備が我國の經濟に如何なる影響を與へしや、特に正貨政策の立場より見て、其の影響する所如何なるものありしやの問題之れなり。先づ第一に、在外正貨を其の儘準備に繰入るることを認められし結果、日本銀行に於ては正貨回收の費用を惜み、在外正貨の內地回收に冷淡なるかの如き傾向を呈したることを否むべからず。卽ち實際に就きて見るに、明治三十九年以降大正元年迄の七箇年に、在外正貨の正貨準備に繰入れられし額は、三億九百十五萬八十圓に達せしが、其の中內地に回收せられしものは、僅に九千七百萬圓內外なりき。第二に在外正貨の準備繰入額にして多額なるに於ては、それだけ內地の正貨準備は僅少にして、而も尙ほ人爲的に繰入を行ふ關係上、日本銀行に於ては此等の在外正貨準備の額を公表せず、從て世人は正貨準備の內容を知るに由なく、却て之れを誤解したるのみならず、日本銀行に於ては正貨の內地回收を益〻怠るかの如き狀態に在りたり。第三に內地に於ける正貨準備の豐富ならざる爲め、日本銀行に於ては外國銀行の金貨取付を恐れ比較的低廉なる相場を以て、大口爲替を賣却するの已むを得ざるに至れり。蓋し外國銀行は金貨取付を武器として日本銀行を威嚇し、大口爲替相場を有利ならしむるに努めたるものにして、卽ち明治四十年・四十一年の頃は、二志零片三十二分の十七、二分の一、三十二分の十五等、極めて日本銀行に不利なる相場を以て英貨を賣却した有樣なりき。第四に日本銀行正貨準備に變動少なく、偶〻變動あるも其の原因は人爲的なること多きが爲め、世人は正貨準備の增減に依つて國際貸借の順逆緩急を了解し得ず、從て世人をして警戒心を失ふか、又は極端に悲觀せしむるの結果を來たせり。日本銀行の正貨準備は既に人爲的に維持せられ、大口爲替の取付あるも、此等の取付は準備外正貨より拂出さるるのみならず、準備總額は漸次增加せられたるものにして、今計數に就て說明するの煩は之れを避くると雖も、試みに明治三十七年以降大正元年に至る間の實績に就て

見るに、國際債務は比年累進し、輸入超過の連續ありしに拘らず、日本銀行の正貨準備は亡も減少することなく、却て年々增加したり。されば世人は正貨準備の增減は、經濟界の實際と無關係なりとし、全然正貨準備の作用を忘却して、之れに何等の注意をも拂はざるか、或は正貨準備の減少せざるを見て輸入超過の多大なるを恐れざるか、或は又國際貸借の趨勢より判じ、過度に悲觀して兌換停止のことあるを豫言するか、何れにしても健全なる正貨政策の遂行を阻碍するが如き結果を招來したり。第五に主として在外正貨に依る人爲的補充に依賴する結果、日本銀行の割引日步は、必ずしも正貨準備維持上の緩急に依て上下せられざる爲め、其の割引日步は金融市場に於て權威を失墜し、割引政策上の第一目的を閑却するの結果となれり。第六に在外正貨に依る人爲的補充に依賴する結果、日本銀行は全般的に金竝に正貨の吸收に對し熱心ならざるかの如き結果に陷りたり。

在外正貨の準備繰入制度が、我正貨政策と相背馳せりと爲す諸點は、概ね以上の如く指摘せられ、而して此等の諸點は、既に當時世の識者の屢〻論難せる所なりき。而も既に述べし如く、正金銀行に對する正貨吸收資金供給の如きも亦容易に所期の目的を達し得ざりしのみならず、此等の保護たる、既に殆ど正金銀行の獨占せる所なりしを以て、自ら同行の業務に對しても刺戟の與ふべきものなく、彼此の事情は我國經濟界の各方面に對し、種々好ましからざる影響を與へしが、一言にして之れを蔽へば既に逆調となれる我國際貸借を一層逆調ならしむることとなり、極言すれば正貨政策の自殺とさへ批評せざるを得ざる實狀に在りたるものとす。尤も此の如き副作用の故を以て、直ちに在外正貨準備そのことを非難すは又、必ずしも正當にあらず。蓋し在外正貨の準備に繰入れしは、明治二十九年五月のことに屬し、而して其の繰入正貨は英國倫敦に於て收受せし清國償金の一部なりしが、此等の償金は歐米の金融市場に對する影響を慮り、一時に本邦に回收せざることを條件とせしものなりき。又其の後明治三十七年日露の戰端を開くに及び、政府は海外に於て公債を募集し、其の募債金を以て日本銀行に對する借上金の返還に充てたるを以て、日本銀行の在外資金は益〻增加するに至りしが、直に同額の正貨を取寄するときは之れ又歐米の金融市場を動搖せしむる虞ありと爲し、募債金を一時に回送せざることが、既に起債當初よりの條件たりしものにして、日本銀行は何れの場合にも在外正貨を其の儘準備に繰入るるが如き變通策を取るの餘儀なき事情に在りたるものとす。降て大正三年世界大戰の勃發し、爾後我國輸出貿易の急激に膨脹するや、正金銀行に於ては輸出入爲替の出合を得るに狂奔して、尙且つ足らざる有樣にして、我國の在外正貨は徒らに增加し、日本銀行に於ては結局之れを以て正貨準備に充當せざるを得ざるに至れり。此の如く、在外正貨準備のことたる、其の好むと好まざるとに拘らず、多くの場合事情已むを得ざるに出でたるものにして、卽ち直ちに其の全部を否定するが如きは、事情許さざるものありたり。之れ畢竟本邦は世界の金融市場より遠く離るるのみならず、內外金融疏通の關係未だ發達せざりし爲め、自ら英・佛・獨等の諸國と異り、其の金利の高低は資金の世界的移動とは殆ど沒交涉なりしが如き、特殊事情に基くものなりと謂はざるべからず。尠くとも世界大戰前に於ては、右の如き事情頗る濃厚にして、從て若し在外正貨の準備繰入制度にして正貨政策の遂行に障碍あるものとせんか、卽ち之れを不可避のものとして、寧ろ正貨政策其のものを根本的に再吟味すべきものと思料せられたり。其の後世界大戰を契機として、我國の金融市場にも或は世界金融市場に於ける地位にも、昔日と比すべからざる變化を來たし、從て前後の事情も亦自ら同日に論ずべからざるものあるに至りしが明治時代に於ては尠くとも上述の如き關係に在りたる

ものなり。

第二節　日露戰時の對外金融政策

以上明治時代に於ける對外金融政策、特に正貨に關する政策の大要を說述したるが、本節に於ては特に日露戰時に於ける對外金融政策に就きて說述する所あらんと欲す。蓋し日露戰爭は我國曩古の大事件なりしのみならず、之れを契機として本邦經濟界は飛躍的發展を遂げ、國際的にも亦世界的水準に到達したるものにして、該戰役中に於ける對外金融政策は本邦金融史上洵に重要なる意義を有するを以てなり。

第一款　外國貿易の概況

第一項　輸出及輸入の概況

第一　概　說

明治三十六年夏秋の交日露の交涉漸く頻繁となり、時局の切迫を告ぐるに至り、經濟界は過敏となり其の影響を外國貿易に及ぼし、豫想外に穀物其の他軍需品と關係を有する諸貨物の輸入を促せり。之に反して漁獲物の輸入は韓海及北海方面不穩の爲め著しく減退せり。此の如く輸入貿易は開戰前に於て既に多少の變調を呈したりと雖も、幸に輸出貿易は殆ど打擊を受くることなく順調に發達したり。殊に銀貨國に對する輸出貿易は同年四月より銀貨遽に騰貴せしを以て、前年後半期以來の

不況を挽回し、前年に比し東洋向輸出貿易に於て二千五百餘萬圓の增加を呈し、結局對米及對濠洲輸入貿易を除くの外對各洲輸出入貿易は共に前年に比し增進せり。然れども海上保險料は年末に近づくに隨ひ漸次騰貴を來したるを以て當業者は自ら警戒を加へ時局の推移を窺へり。

然るに明治三十七年二月に至り日露外交は遂に破綻を告げ、輸出入貨物に對する戰時保險料は益〻暴騰し、剩へ貨主は我國の船舶に對し萬一の危險を慮り貨物の船積を控へ、加ふるに多數の內國船舶徵發せられて海上の交通敏活を缺き同時に各鐵道も亦專ら軍隊及軍需品の輸送に使用せられ、之が爲め普通商品の運轉に圓滑を缺くの傾向を生じ、且つ勤儉貯蓄の風一般に行はれ自然消費力を減殺して生產業に影響を及ぼし、其の結果或は外國貿易に打擊を與ふるの憂なきに非ざりしと雖も、幸に多數の外國船舶を雇入れ又は購入して海上交通機關の缺乏を補ひ、又雇入に係る外國船を以て沿岸貿易を營むことを得るの便宜を與へられ、加之東洋航路に於ける各國貿易船の船體は年々長大となり、隨て貨物の積載力を增加せしを以て輸出入貨物の運輸力に甚しき不足を告げしむるに至らず、而して當業者は內地市場の不況を挽回するの策として專ら意を外國貿易に傾注し、運輸業者は成るべく貿易品の輸送を先きにしたるを以て輸出入貨物の運轉は殆んど平時と異なることなきを得たり。且開戰以來海陸共に連捷の功を奏し制海權を我に收めたるを以て、航海上の危險を免れ海上保險料は大に下落し、一般貿易殊に對韓及對北淸貿易に利便を與へたること尠からず。六月以降浦鹽艦隊の時々出動せるあり、同時に地中海に於て露國義勇艦隊が中立國の船舶を臨檢拿捕するありて、對歐米貿易に危害を及ぼすの憂を釀出し、隨て海上保險料も亦騰貴せしと雖も其の後浦鹽艦隊は蔚山沖に擊破せられて東洋の海面は再び平穩に歸し戰時保險料は低落して貿易の狀態舊に復し、一時沈靜

なりし國内の產業は大に活氣を呈するに至れり。次で露國バルチック艦隊の一部東洋に向て進航し十一月に至り地中海に到達するや、戰時保險料の騰貴を來したるも同艦隊がスエズ運河を通過して南下するに隨ひ保險料も亦下落し、振古未曾有の大戰局に遭遇したるに拘らず開戰以來甚しき損害を貿易に與ふるに至らざりき。

然りと雖も我國の船舶は開戰の當時より甚しく打擊を蒙り、北清・歐洲・濠洲及孟買航路を順次中止し一時は上海及韓國航路すら中止するの止むを得ざるに至りたることあり、加之貨主は危險を慮り且つ交戰國の船舶に積載する貨物の保險料は中立國の船舶に積載するものに比し高率なるを以て成るべく中立國の船舶を撰ぶの傾向を生じ、我國の船舶は積荷を得ること難く剩へ多數の船舶徵發せられたるを以て、明治三十七年中に於て外國貿易に從事したる本邦汽船の出入數は前年に比し四千六百四十隻八百三萬餘噸を減じ、隨て積載輸出入貨物の價額は前年に比し一億七千六百三十六萬餘圓の減少となり、之が爲め巨額の運賃收入を減少したり。

越えて明治三十八年一月露國の追加艦隊再び地中海に現はれ、次で第三艦隊は本國を拔錨し三月中旬地中海に入りしを以て、時々海上保險料の騰貴を來せしも同艦隊の南下するに隨ひ又下落を告げたりしが、四月上旬に至り突然第二艦隊はマラッカ海峽を通過して支那海に進出し、尋で第三艦隊も亦五月上旬に至り同方面に進航し來り兩艦隊共に暫く佛領印度の沿岸に漂泊せしを以て一時航海業者に危惧の念を抱かしめ、且つ海上保險料暴騰の結果對印度貿易を阻害したるの形跡なきに非ざりしと雖も、一面には戰局益〻擴大したるを以て軍需品の需用は一層增加し之が製造に供すべき原料品及諸機械竝に船艦の修繕及建造に要する諸材料の輸入激增し、且つ前年末より棉花の價格低落したるを以て多量に之を輸入したると、前年豐作なりしにも拘らず戰爭の影響を受けて米穀の輸入增加し、加ふるに同年七月一日より實施せらるべき第二回非常特別稅の增徵に先ち見越輸入ありたる等に因り、同年前半年間の輸入品價額は著しく增進を告げたりしが、五月下旬に於ける日本海々戰後幾もなくして講和の提議あり、續て平和克復の報傳播するや軍需品の輸入漸次衰へたるのみならず、後半年に入りて米穀及棉花の輸入減少し、且見越輸入の反動を受け前半年に比すれば輸入額は減少を來したりしと雖も、一面には將來輸出貿易の好望を豫想して製造原料品の輸入を喚起したるに依り、戰爭前の輸入貿易額に比すれば遙かに發展を告げたり。又輸出貿易に於ては開戰以來多數の人員及莫大の資金を軍用の爲め吸收せられたるのみならず、諸工場及交通機關も亦戰役の用に供せられ、之に加ふるに通貨膨脹し物價騰貴したる等輸出貿易上不利の點少なからざりしにも拘らず、我艦隊は終始敵艦を牽制或は擊破し、東洋の制海權を收めて海上航海の安全を保護し、且つ我軍の連戰連捷の報は間接に我生產品に對して市場の人氣を高めたると出征軍の駐屯する地方に於て本邦品の需要を喚起したる等に因り、三十八年前半年間に於ける輸出貿易は幸に好況を維持し、後半年に入りて愈〻平和克復の報傳はるや商況大に振ひ對米貿易に活氣を呈したるのみならず、滿韓地方に於ては軍資金の放散に依りて購買力を高め、剩へ銀價騰貴の爲め對淸貿易に利便を與へ、且對露貿易の回復等に依りて年末に近づくに隨ひ次第に好況を呈し前半年間に比して輸出額著しく增進せり。翌三十九年に入り戰後の經濟界は概して好良にして資金又乏しからざりしかば、諸般の工場は活動を始め一面には戰後船舶の增加と共に運賃低落し、加ふるに銀價の騰貴止まざりしかば銀貨國に對する輸出貿易の伸長を促し且露領亞細亞及滿洲貿易は平時の姿に復し歐米の經濟界も亦順調なりし

を以て輸出品の賣行一般に圓滑にして前半年間の輸出額は前年同期間に比して增進を來し後半年に入りて益盛況を呈し、生絲・羽二重・綿絲・綿布・茶・精糖及銅等の輸出高夥しく增加せしを以て前半年間の貿易額に比して著しく增進せり。此の如く輸出貿易活潑なりしかば貿易品の原料に供すべき諸物貨の輸入を促進し、且つ戰時軍資金の放散と戰後行賞賜金の散布とは相待て內地の購買力を增進し、同時に戰勝國民として免れ難き奢侈の念は勃然として其の間に胚胎し當業者は其の機に乘じて思惑仕入を爲したるに因り前半年間の輸入貿易は頗る旺盛なりしと雖も、一面には軍需に關係ある物品の輸入全く跡を斷ちたるに因り、前年同期間の輸入額に比すれば稍減少を告げ後半年に入りて一般輸入の步調大に沈著の趨向を示し、且つ價格騰貴の爲め棉花の輸入減少し、加ふるに前年多量に輸入したる反動と內地豐作の豫想に基き米穀の輸入衰へたるに因り同年十月一日より新關稅定率法の實施に先ち見越輸入ありたるにも拘らず、後半年間の輸入額は前半年間に比して減退を告げ、之に反して同期間に於ける輸出貿易は前陳の如く未曾有の盛況を呈したるを以て、明治二十九年以來繼續したる輸入超過の趨勢を一變して年額に於て四百八十六萬圓餘の輸出超過を示せり。然るに戰後內地の財界は日を經るに隨ひ益順調に赴き、三十九年後半年に至り金融緩慢、資金又豐富にして金利低落を告げたるを以て、一時手を束ねて戰後の形勢を傍觀しつつありし企業家は競ふて此の機會を捕捉せしかば遽かに各種の企業勃興し、加ふるに戰後造船事業の發達及農事の改良等に因り四十年に入りて各種の機械類・建築材料・金屬・化學藥・棉花・羊毛・染料及肥料類の輸入增進し、又米價騰貴の爲め米穀の輸入夥多なりしを以て一面飲食物・酒類及布帛類等の如き嗜好品及精製品の輸入減少の傾向を示したるにも拘らず、四十年前半年間の輸入貿易額は前年同期間の輸入額に比して著しく膨脹し、輸出貿易は東洋方面に對する貿易就中對韓貿易の發展と前年來引續き歐米向生絲の輸出盛況を呈し且つ銅價暴騰の爲め銅の輸出激增したるに因り、同年前半年間に於ける輸出貿易額も亦前年同期間の輸出額に比して增進を告げたり。

之を要するに戰爭の爲め輸出貿易は殆ど打擊を受くることなかりしと雖も、輸入貿易に就ては內地に於ける消費力の減少、海上不穩の爲め東洋方面に於ける漁業の中止及交戰地に對する貿易の杜絕等に依り或種の貨物は輸入を減少し、之に反して軍需品に關係ある貨物の輸入は開戰前後に於て著しく增加し、平和克復後は軍資金の放散及行賞賜金ありて金融緩慢となり、且つ歐米の財界も亦好況にして東洋方面の平和と相待て海外貿易の伸長を來せしかば、諸種の事業勃興し輸出貿易の增進に伴ふて機械類及工業材料の輸入增加せり。

茲に明治三十五年以降五箇年間に於ける貿易額の增減及同四十年前半期の貿易額を前四箇年間に於ける同期の貿易額と對照すれば左表の如し。

明治三十五年以降貨物輸出入年額五箇年對照表

年次	輸出品價額	輸入品價額	計
明治三十五年	二五八、三〇三、〇六五円	二七一、七三一、二五八円	五三〇、〇三四、三二三円
同　三十六年	二八九、五〇二、四四二	三一七、一三五、五一八	六〇六、六三七、九六〇
同　三十七年	三一九、二六〇、八九六	三七一、三六〇、七三八	六九〇、六二一、六三四
同　三十八年	三二一、五三三、六一〇	四八八、五三八、〇一七	八一〇、〇七一、六二七
同　三十九年	四二三、七五四、八九二	四一八、七八四、一〇八	八四二、五三九、〇〇〇

明治三十六年以降毎年前半期貨物輸出入價額五箇年對照表

年次	輸出品價額	輸入品價額	計
明治三十六年自一月至六月	一二五、九一八、七五六円	一六六、〇四八、八二八円	二九一、九六七、五八四円
同　三十七年自一月至六月	一三七、四六五、七〇三	一八二、六三四、八七二	三二〇、一〇〇、五七五
同　三十八年自一月至六月	一四二、七六七、九五三	二八六、四六二、八六二	四二九、二三〇、八一五
同　三十九年自一月至六月	一七六、六七〇、七一八	二二三、〇四九、五六一	三九九、七二〇、二七九
同　四十年自一月至六月	一九六、九五〇、二〇一	二六五、二六三、九〇七	四六二、二一四、一〇八

前表に依れば明治三十六年の貿易額は前年に比し輸出額に於て三千百十九萬餘圓卽ち一割二分輸入額に於て四千五百四十萬餘圓卽ち一割七分の增加を爲し、而して輸入額は輸出額に超過すること二千七百六十三萬餘圓なりとす。輸出品中前年に比し其の額著しく增加したるものは、綿絲・銅・茶及羽二重にして各二百餘萬圓乃至千百餘萬圓の增進を爲せり。之に反して著しく減少したるものは、花莚・米・生絲及白木綿等なり。又輸入品中前年に比し其の額著しく增加したるものは米・麥粉・砂糖類及小麥にして、米は前年凶作の爲め、麥粉及小麥は本年麥作不良の爲め主として輸入を促したるの外、日露談判の切迫せしも亦其の輸入を增加したる一原因なり。其の他軍需上の關係を有する罐詰食物・酒精及佩里設林・熟皮・羊毛及毛絲・苧麻・ブランケット・鐵及軟鋼等の輸入も亦增加せり。

明治三十七年に於ては貿易額六億九千餘萬圓に上り、前年の貿易額に超過すること約八千四百餘萬圓にして、輸出貿易に於ては二千九百七十五萬餘圓卽ち一割强、輸入貿易に於ては五千四百二十二萬餘圓卽ち一割七分强の增加を示し、而して輸入額は輸出額に比し五千二百餘萬圓を超過せり。輸出品中前年に比し其の額著しく增加したるものは生絲及羽二重にして、前年に比し合計二千七百餘萬圓を增加し、之に反して綿絲は二百十五萬餘圓の減少を來せり。又輸入品中前年に比し其の額著しく增加したるものは石炭・米・羊毛及毛絲・皮革類・苧麻・罐詰食物・雲齋布及帆布類・鐵及軟鋼材・葉鐵・機械類及汽船等の如き時局と關係ある貨物及非常特別稅に對して見越輸入を爲したる砂糖及石油等にして其の著しく減少したるものは油糟・小麥・乾藍・縮緬・吳呂・生金巾・羅紗類・軌條及附屬品等なり。

明治三十八年に於ては貿易額八億千餘萬圓に達し、前年の貿易額に比して一億二千餘萬圓卽ち一割八分の增進を示し、輸出貿易に於ては三億二千百餘萬圓卽ち一分弱の增加に過ぎざりしが、輸入貿易は四億八千八百餘萬圓卽ち三割二分の增加を告げ、輸入額は輸出額に比して一億六千七百餘萬圓を超過せり。輸出品中前年に比し輸出額著しく增加したる物品は綿絲・綿布・銅・陶磁器・淸酒及木材等、減少の著しきものは生絲・羽二重・米・製茶・麥稈・眞田及樟腦等なり。又輸入品中增加の著しきものは機械類・金屬・革類等の如き軍需品に關係ある物品・棉花・麻類・豆類・毛絲・金巾・羅紗及肥料類にして、減少の著しきものは前年見越輸入を爲したる砂糖及石油を初めとして石炭・汽船・米及ブランケット等なり。

明治三十九年に於ては貿易額八億四千二百餘萬圓に上り、前年の貿易額に超過すること三千二百餘萬圓卽ち四分に過ぎざりしも、之を戰爭前に於ける三十六年の貿易額に比すれば、二億三千五百餘萬圓卽ち三割九分の增進を呈せり。之を輸出入に分てば輸出額は四億二千三百餘萬圓にして、前年の輸出額に比すれば一億二百餘萬圓卽ち三割二分の增加を告げ、輸入額は四億千八百餘萬圓にして前年の輸入額に比すれば六千七百餘萬圓卽ち一割四分の減少を示せり。而して輸出品中增加の著しきものを擧ぐれば生絲・羽二重・精糖・綿布・陶磁器・樟腦・銅・石炭等にして減少の著しきものは紙卷煙草

及清酒なり。又輸入品中增加の著しきものは砂糖・肥料・乾藍・綿絲・軌條等にして、減少の著しきものは棉花・鐵類・機械類・機關車・客車及貨車・革類・米及麥粉等なり。

明治四十年前半年間に於ける貿易額は四億六千二百餘萬圓にして、前年同期間の貿易額に比すれば、六千二百餘萬圓の增進を示せり。之れを輸出入に分てば輸出額は一億九千六百餘萬圓に上り、前年同期間の輸出額に比すれば二千餘萬圓卽ち一割一分の增加を告げ、又輸入額は二億六千五百餘萬圓にして、前年同期間の輸入額に比すれば六千二百餘萬圓卽ち一割六分の增進を告げたり。

今明治三十六年以降五箇年間に於ける輸出入額を月別に擧ぐれば左表の如し。

明治三十六年以降五箇年間輸出品價額月別統計表

月別	明治三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
一月	二〇、四二八、二四四円	二四、七八二、四八二円	二三、七六六、五七二円	二四、九八三、一八三円	二八、三八〇、九二三円
二月	一八、八八九、九五四	二三、二九五、六八六	二四、六三一、四七三	二六、四八七、〇四八	三三、四一六、一八三
三月	二一、一三九、八四五	二二、三五四、六二五	二三、六三二、一一二	三五、四八五、四〇〇	三三、〇七九、八四二
四月	二一、四六二、七二二	二〇、八八六、七三一	二四、四〇二、〇三六	二八、八一〇、七七七	三四、五一五、三四四
五月	二三、三三四、五九八	二三、四二九、三六八	二二、九五四、六六六	三〇、七〇九、七九七	三三、六九〇、一八三
六月	二〇、六六三、三九三	二二、七一六、八一一	二三、三八一、〇九四	三〇、一九四、五一三	三三、八六七、七二六
計	一二五、九一八、七五六	一三七、四六五、七〇三	一四二、七六七、九五三	一七六、六七〇、七一八	一九六、九五〇、二〇一
七月	二二、六〇二、八一二	二二、三七三、六五八	二四、二八七、九八二	三〇、九三五、三二三	四〇、三七七、八一四
八月	三一、〇九三、九五〇	二九、七八二、六四五	二七、八九〇、五七四	三九、九四六、五〇九	四五、三〇九、八三六
九月	二八、一九五、一〇四	三一、〇八八、五三六	二九、五三二、四六八	三八、二九六、九九二	三八、四六七、八〇四
十月	三〇、三八七、七七一	三四、八四七、六一一	二九、二一八、四三一	五一、二二九、七四三	四四、四三五、三九一
十一月	二四、七六八、一七三	三四、六九三、四六五	三一、二九八、二七五	四二、八三一、三八三	三四、九六八、六八三
十二月	二六、五三五、八七六	二九、〇〇九、二七八	三六、五三七、九二七	四三、八四四、二二四	三一、九〇三、一四四
計	一六三、五八三、六八六	一八一、七九五、一九三	一七八、七六五、六五七	二四七、〇八四、一七四	二三五、四六二、六七二
合計	二八九、五〇二、四四二	三一九、二六〇、八九六	三二一、五三三、六一〇	四二三、七五四、八九二	四三二、一一二、八七三

月別	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
一月	二四、七八二、四八二円	二三、七六六、五七二円	二四、九八三、一八三円	二八、三八〇、九二三円
二月	二三、二九五、六八六	二四、六三一、四七三	二六、四八七、〇四八	三三、四一六、一八三
三月	二二、三五四、六二五	二三、六三二、一一二	三五、四八五、四〇〇	三三、〇七九、八四二
四月	二〇、八八六、七三一	二四、四〇二、〇三六	二八、八一〇、七七七	三四、五一五、三四四
五月	二三、四二九、三六八	二二、九五四、六六六	三〇、七〇九、七九七	三三、六九〇、一八三
六月	二二、七一六、八一一	二三、三八一、〇九四	三〇、一九四、五一三	三三、八六七、七二六
計	一三七、四六五、七〇三	一四二、七六七、九五三	一七六、六七〇、七一八	一九六、九五〇、二〇一
七月	二二、六〇二、八一二	二四、二八七、九八二	三〇、九三五、三二三	四〇、三七七、八一四
八月	三一、〇九三、九五〇	二七、八九〇、五七四	三九、九四六、五〇九	四五、三〇九、八三六
九月	二八、一九五、一〇四	二九、五三二、四六八	三八、二九六、九九二	三八、四六七、八〇四
十月	三〇、三八七、七七一	二九、二一八、四三一	五一、二二九、七四三	四四、四三五、三九一
十一月	二四、七六八、一七三	三一、二九八、二七五	四二、八三一、三八三	三四、九六八、六八三
十二月	二六、五三五、八七六	三六、五三七、九二七	四三、八四四、二二四	三一、九〇三、一四四
計	一六三、五八三、六八六	一七八、七六五、六五七	二四七、〇八四、一七四	二三五、四六二、六七二
合計	二八九、五〇二、四四二	三二一、五三三、六一〇	四二三、七五四、八九二	四三二、一一二、八七三

月別	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
一月	二四、七八二、四八二円	二三、七六六、五七二円	二四、九八三、一八三円	二八、三八〇、九二三円
二月	二三、二九五、六八六	二四、六三一、四七三	二六、四八七、〇四八	三三、四一六、一八三
三月	二二、三五四、六二五	二三、六三二、一一二	三五、四八五、四〇〇	三三、〇七九、八四二
四月	二〇、八八六、七三一	二四、四〇二、〇三六	二八、八一〇、七七七	三四、五一五、三四四
五月	二三、四二九、三六八	二二、九五四、六六六	三〇、七〇九、七九七	三三、六九〇、一八三
六月	二二、七一六、八一一	二三、三八一、〇九四	三〇、一九四、五一三	三三、八六七、七二六
計	一三七、四六五、七〇三	一四二、七六七、九五三	一七六、六七〇、七一八	一九六、九五〇、二〇一
七月	二二、六〇二、八一二	二四、二八七、九八二	三〇、九三五、三二三	四〇、三七七、八一四
八月	三一、〇九三、九五〇	二七、八九〇、五七四	三九、九四六、五〇九	四五、三〇九、八三六
九月	二八、一九五、一〇四	二九、五三二、四六八	三八、二九六、九九二	三八、四六七、八〇四
十月	三〇、三八七、七七一	二九、二一八、四三一	五一、二二九、七四三	四四、四三五、三九一
十一月	二四、七六八、一七三	三一、二九八、二七五	四二、八三一、三八三	三四、九六八、六八三
十二月	二六、五三五、八七六	三六、五三七、九二七	四三、八四四、二二四	三一、九〇三、一四四
計	一六三、五八三、六八六	一七八、七六五、六五七	二四七、〇八四、一七四	二三五、四六二、六七二
合計	二八九、五〇二、四四二	三二一、五三三、六一〇	四二三、七五四、八九二	四三二、一一二、八七三

明治三十六年以降五箇年間輸入品價額月別統計表

月別	明治三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
一月	二四、五七〇、三六二円	二四、七八二、四八二円	二四、六一一、八四五円	三四、二二三、三一九円	四〇、三五五、一七五円
二月	二四、一九七、七三二	三〇、一八〇、一一八	三〇、〇二三、五五四	三二、〇七九、五三七	三七、九七七、一五二
三月	三四、七八五、〇八三	三四、二八八、五一六	五二、三五六、〇三五	四二、七四一、七五一	四三、三二一、五七七
四月	三三、〇九二、一〇五	三一、二四八、一六六	五〇、四五三、〇六三	四二、七二七、七九七	五三、三五六、八七二
五月	二六、六〇五、四五八	三五、〇九一、九一九	五七、一三三、五八五	三七、八二〇、四八七	四九、〇七五、九二五
六月	二二、七九八、〇八八	二三、三七一、三二七	四八、二三四、七七九	三三、四五六、六七〇	四一、一七七、二〇六
計	一六六、〇四八、八二八	一八二、六三四、八七二	二八六、四六二、八六一	二二三、〇四九、五六一	二六五、二六三、九〇七
七月	二七、九七五、一七八	二三、四二七、一一三	三五、六〇九、一四二	三〇、五六七、九七一	四〇、五一八、二二八
八月	三一、四六二、〇一九	二八、七一九、八七六	三四、五八九、一五〇	三五、二七一、一九八	三五、三九、一七九
九月	一九、九六一、一〇二	三〇、九七七、六二九	三六、五二六、五一七	三六、五四五、六二四	三三、〇五六、一二一
十月	二二、〇三八、一六九	三三、四一四、七三〇	二九、二六七、六三九	三二、三六二、一一一	四三、五九九、一五五
十一月	二二、〇三五、七四〇	二二、五九八、二三一	三二、二一二、六四九	三〇、〇七三、七五六	三五、八八九、〇〇九
十二月	二七、九一四、四八二	三八、五八八、二八七	三三、八七〇、〇五九	三一、九一三、八八七	三九、六〇一、七四七
計	一五一、〇八六、六九〇	一八八、七二五、八六六	二〇二、〇七五、一五六	一九五、七三四、五四七	二二九、二〇三、四三九
合計	三一七、一三五、五一八	三七一、三六〇、七三八	四八八、五三八、〇一七	四一八、七八四、一〇八	四九四、四六七、三四六

第二　輸出貿易の概況

日露戰爭の輸出貿易に與へたる打擊は、以上に於て述べたるが如く、極めて薄かりしを以て、通商國に對する貿易も亦一小部分を除くの外、孰れも好況を維持せり。殊に開戰前卽ち明治三十六年に於ける通商國との貿易は殆ど打擊を受けたるの形跡を見ること能はざるなり。

今明治三十五年以降五箇年間に於ける輸出貿易額を擧ぐれば左表の如し。

明治三十五年以降輸出貨物價額國別五箇年對照表

國別	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年
亞細亞洲					
英領印度及海峽殖民地	一三、三三六、八九五円	一五、一九五、四九九円	一四、六七五、七五七円	一二、四二一、六六二円	一四、三八五、五一五円
支那	四六、八三八、五四五	六四、九九四、一八〇	六七、九八五、八七三	九八、六八一、九九八	一一七、七七九、五三三
韓國	一〇、五五四、一八三	一一、七六一、四九四	二〇、三八九、七二八	二六、六一八、八七〇	二五、二〇九、七九六
蘭領印度	五七〇、六三四	九一二、四一九	一、〇八二、三二二	一、二三三、〇一一	一、三九三、五三六
佛領印度	一五八、四一一	一九七、七七六	三七四、九四八	四〇六、九三三	一四九、八三八
香港	二五、八七六、〇五九	二九、七二四、六九四	二八、一六〇、一〇二	二〇、二一五、〇八一	二七、〇六一、三二六
比律賓諸島	一、七三一、七三九	一、六七五、五一九	一、六七五、八四七	一、三六三、六七三	一、三七五、四三七
露領亞細亞	二、一四四、九六一	二、二三九、九八七	二七、八一四	一、七〇九、七八七	一〇、四九四、〇七七
暹羅	五六、三四七	七三、六二六	一五九、四二三	一〇三、三四二	二三五、三六五
計	一〇一、二六七、七七五	一二六、七七五、一九四	一三四、五三一、八一四	一六二、七五四、三五七	一九八、〇八四、四二三
歐羅巴洲					
墺地利匈牙利	一、一四三、三一〇	九八一、二九〇	五四三、九二一	四一四、一〇六	一、二二五、七七九
白耳義	六〇〇、四九七	四八七、一七三	三一〇、八八七	六六五、五二〇	七、三六二、六一七
丁抹	二〇、一〇二	二九、四四八	七三、〇二六	七〇、〇四五	一四八、九四一
佛蘭西	二七、二八三、四五八	三四、二七九、一一六	三六、三二〇、一〇一	二七、二二七、四七三	四〇、二八八、八七六
獨逸	四、七三七、〇二九	五、一八五、六五八	四、一〇四、一二二	四、三六〇、四〇二	八、三九六、一三二
英吉利	一七、三四六、一四九	一六、五四四、五二四	一七、六四三、九六三	一三、〇三九、四〇一	二二、五五三、四〇九
和蘭	七四五、二四九	二二四、〇四三	四三二、七三二	一六一、八三四	二二五、八二七
伊太利	一三、二八七、五五六	一一、〇〇三、六〇七	一二、〇七〇、六七〇	八、〇九五、四六七	一一、八〇七、五六七
葡萄牙	—	九九九	九三七	六〇四	二、五八六
露西亞	九六八、九三七	一、一二五、二五一	五三、六二五	一〇、五八四	七七、九〇一
西班牙	八三、二六七	六七、五九四	一六九、二二〇	七七、七四二	八二、四三〇
瑞典、諾威	六、三八五	二、二四六	八、九一八	一一、八八二	六、一二一
瑞西	七五五、九一六	二六四、七三八	五八八、六九九	一一、五五四	二三、三五一
土耳古	四一、八六〇	一〇五、九五九	六八、九六〇	五〇、五一六	七〇、五一六
計	六七、〇一九、七一五	七〇、三〇一、六四六	七二、三八九、七八一	五四、一九七、一三〇	八六、二一七、〇四一
亞米利加洲					
英領亞米利加	三、四八五、八四一	二、九二三、五四〇	三、二一一、六七五	三、二四〇、〇三六	三、九五三、〇五一
墨西哥	一〇一、六〇四	七二、二二二	一四三、〇四八	六〇、九三五	四〇九、四七二
祕露	二、三九一	一二、〇一二	四、六八三	一〇、四〇七	四九、六九四
北米合衆國	八〇、二三二、八〇五	八二、七二三、九八六	一〇一、二五〇、七七三	九四、〇〇九、〇七二	一二五、九六四、四〇八
計	八三、八二二、六四一	八五、七三一、七六〇	一〇四、六一〇、一七九	九七、三二〇、四五〇	一三〇、三七六、六二五
其他諸洲					
濠太剌利	三、一七二、〇九二	三、三五二、四六六	四、四三八、五八九	四、〇七二、九三六	四、二二五、六六二
埃及	四四九、三〇六	三二二、六六四	四一八、五二九	二八三、八〇一	三七八、七三四
布哇	一、八三三、二九三	二、二五三、七八三	二、二四〇、五六四	一、八七六、四五四	二、七五八、二二一
計	五、四五四、六九一	五、九二八、九一三	七、〇九七、六八二	六、二三三、一九一	七、三六二、六一七

又明治四十年一月より六月に至る前半期に於ける輸出貿易額を前四箇年に於ける同期の貿易額と對照すれば左表の如し。

明治三十六年以降毎年前半期輸出貨物價額國別五箇年對照表

國別	明治三十六年自一月至六月	同 三十七年自一月至六月	同 三十八年自一月至六月	同 三十九年自一月至六月	同 四十年自一月至六月
亞細亞洲					
支那	二八、七六四、〇六四円	三〇、〇二八、八四五円	四四、〇三九、一七一円	五三、二二二、五三八円	五五、三三六、五〇四円
英領印度	三、一四九、五一三	四、五五五、四一一	三、六二八、九三二	四、六六一、一六二	五、〇二四、七九八
海峡植民地	四、四四七、〇九二	三、一二五、六一〇	二、三〇、〇一一、一	一〇、二五五、二六二	一三、八二三、五一三
蘭領印度	三七二、六四八	四一七、五五七	六六一、〇一三	六六九、七一二	一、一〇五、九七五
佛領印度	八〇、二六二	一八五、三九九	一七三、五六二	六六、〇三八	一〇一、三五七
香港	一四、五六八、八〇六	一四、七〇九、四六五	一〇、二一一、二六六	一二、九〇七、九〇六	一三、四九三、九六四
海峡植民地	四、四四七、〇九二	三、一二五、六一〇	二、三〇九、七二二	一、九六三、四二三	二、八二七、四五五
遞羅	三五、八七一	五七、五〇二	四九、一六八	九九、六五九	一七六、五九四
馬來諸島	七〇九、八二七	九三六、五九四	八五六、八六一	五二一、八六五	七七二、一八一
蘭領東印度	一、二五三、八八一	二四、四八五	四六六	五八三九、〇七一	二、三六一、八六〇
計	五八、〇六七、一六一	六一、七五〇、一〇五	七三、六八二、〇二六	九〇、二〇六、六二五	九五、〇二四、二〇一
英吉利	九、三二〇、一一九	八、七二〇、四八三	六、六九五、六四三	九、六九二、〇四九	一一、九四六、六九四

其他諸國	合計	不詳	其他諸國
滿洲	二五八、三〇三、〇六四	三九三、四二九	三四三、四〇一円
關東州	二八九、五〇二、四四二	二七八、一三八	四八六、七九一円
朝鮮	三一九、二六〇、八九六	四〇	六三一、四〇〇円
臺灣	三二一、五三三、六一〇	—	一、〇二八、四八二円
樺太	四二三、七五四、八九二	—	一、七一四、一八六円

其他諸國	滿洲	關東州	朝鮮	臺灣	樺太	英吉利	加拿大	墨西哥	秘露	智利	計	亞米利加合衆國	北米合衆國	墨西哥	英領亞米利加	英領北米	亞米利加洲	計	露西亞	獨逸
滿洲	三四、五七七、九五	一、五一六、二九〇	四一、四五八、九〇三	二、七九〇、四七九	二、〇一七、八六二	四二、一八一、二四六	一、六六九五、六四三	二、二二〇、四八三	一、七三八、二四六	四八、六〇四、三八三	一、七三八、二四六	二、二二二、二七九	五六、六六〇、二八〇	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六
滿洲	三四、五七七、九五	一、五一六、二九〇	四一、四五八、九〇三	二、七九〇、四七九	二、〇一七、八六二	四二、一八一、二四六	一、六六九五、六四三	二、二二〇、四八三	一、七三八、二四六	四八、六〇四、三八三	一、七三八、二四六	二、二二二、二七九	五六、六六〇、二八〇	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六
關東州	七、七五〇、一〇五	六一、七五〇、一〇五	七三、六八二、〇二六	九〇、二〇六、六二五	九、六九二、〇四九	六、六九五、六四三	九、六九二、〇四九	二、二二〇、四八三	一、七三八、二四六	四八、六〇四、三八三	一、七三八、二四六	二、二二二、二七九	五六、六六〇、二八〇	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六
朝鮮	八、七二〇、四八三	五、八七一、二四六	一、九二一、二四六	四、七二二、二四六	一、九二一、二四六	一、三六六、四七三	四、四七六、〇四三	一、三八八、八九八	一、三八八、八九八	四七、二一六、九九四	四七、二一六、九九四	一、二六六、五四〇	四、七二二、六六	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六
臺灣	五六、六六〇、二八〇	二、二二二、二七九	三一四、一九五	四、七二二	—	四八、六〇四、三八三	—	八八、六〇四、三八三	八八、六〇四、三八三	三四、〇五五、一五九	三四、〇五五、一五九	一、二六六、五四〇	四、七二二、六六	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六
樺太	九五、〇二四、二〇一	九、六九二、〇四九	一一、九四六、六九四	一、七三八、二四六	一、七三八、二四六	五、六六〇、二八〇	二、二二二、二七九	二、二二二、二七九	二、二二二、二七九	一、七三八、二四六	一、七三八、二四六	一、二六六、五四〇	四、七二二、六六	一、五六七、六五四	五四、六四八、四六五	五五、三三六、五〇四	四〇、六二六、六二八	三四、〇五五、一五九	三一、六二〇、八九六	一、七一四、一八六

埃及	一三一、七八九円	二〇四、七七三円	一四八、〇一五円	一六九、二五六円	二二二、九七八円
布哇	九一一、二三二	一、一六五、四四五	八〇〇、〇二六	一、二〇五、四一四	一、五三二、一一二
計	二、五五九、三一一	四、一六〇、六九七	二、九六五、九〇三	三、一一二、九一六	三、九七七、三六九
其他諸國	二〇一、六六二	三〇七、一八三	四六二、七三五	六九一、六三五	六六一、七二三
不詳	一五二、一七七	四〇	—	—	—
合計	一二五、九一八、七五六	一三七、四六五、七〇三	一四二、七六七、九五三	一七六、六七〇、七一八	一九六、九五〇、二〇一

前表に依れば明治三十六年に於ける輸出貿易は前年に比し亞細亞洲に二千五百餘萬圓、歐羅巴洲に三百餘萬圓、亞米利加洲に二百餘萬圓の增加を示せり。就中對亞細亞洲輸出貿易の好況なりしは主として前年中銀價下落の爲め不振なりし貿易が銀價の騰貴に伴ひ頽勢を挽回したるに因れり。又對歐羅巴洲輸出貿易は佛國に對し生絲及羽二重の輸出額著しく增加したるを以て、對英及對伊國貿易額に減少を來したるに拘らず差引增進を示せり。而して明治三十七年に於ては前年に比し亞細亞洲に七百七十五萬餘圓、歐羅巴洲に二百八萬餘圓、亞米利加洲に千八百八十七萬餘圓、其の他諸洲に百十六萬餘圓を增加し、就中對亞米利加洲輸出貿易の增加額は同年に於ける輸出增加總額の六割七分を占め、對亞細亞洲輸出貿易に於ては露領亞細亞・香港及海峽殖民地に減少したるの外孰れも增加を示せり。右對露領亞細亞輸出貿易は直接に時局の影響を蒙り、二百二十一萬餘圓の減少を來したるに依り、之に露西亞本國に對する輸出減少額百七十萬餘圓を加ふれば、日露戰爭の結果對露輸出減少總額は三百九十一萬餘圓に上ると雖も、輸出總額に比すれば僅に百分の一强の打擊に過ぎず、又香港は中繼貿易地なるを以て同港向に減少したるは直接貿易發展の影響を受けたるに外ならず。要するに對亞細亞洲輸出貿易は一小部分を除くの外孰れも好結果を收めたり。就中對韓輸出貿易は同國に對する國權の伸長に伴ひ八百餘萬圓の增加を示し、對清輸出貿易は滿洲一帶に對する貿易殆ど全く杜絶し、其の他北清貿易に尠からざる打擊を受けたるに拘らず、前年に比し約三百萬圓の增加を示し、對印度輸出貿易は羽二重・メリヤス肌衣及樟腦等の輸出好況なりしを以て、前年に比し百四十餘萬圓の增加を示したりと雖も、對海峽殖民地貿易に百九十餘萬圓の減少を來したるを以て、差引五十餘萬圓の減少を見たり。對歐羅巴洲輸出貿易に於ては、佛國に二百四萬餘圓、英國に百十萬餘圓伊國に百六十萬餘圓の增加を示し、獨逸に百八萬餘圓の減少を來せり。對佛國輸出貿易の增加は主として羽二重の賣行良好なりしに因り、對英國貿易の增加は主として生絲・羽二重・絹手巾等の貿易活潑なりしに因り、對伊國輸出貿易の增加は生絲貿易の好況なりしに因れり。之に對して對獨國輸出貿易の減少は主として樟腦・銅及米の輸出を減じたるに因れり。對米輸出貿易の增加は殆ど全く對合衆國貿易の活況に基けり。同國に對しては前年に比し生絲に千三百七萬餘圓、羽二重に五百餘萬圓の輸出增加を示し、其の他絹手巾・花莚・陶磁器・漆器・帽子用眞田等の輸出孰れも好況を呈せり。其の他諸洲に對する輸出貿易は對濠太剌利貿易に百餘萬圓の增加を示せり。

明治三十八年以降の輸出貿易を洲別に觀察するときは、對亞細亞洲貿易第一位を占めて、三十八年に於ける輸出額は一億六千二百餘萬圓なりしが、三十九年に於ては一億九千八百餘萬圓に增加し、四十年前半年間に於ては九千五百餘萬圓に達し、之を前年同期間の輸出額に比すれば五百餘萬圓を增加せり。次に對亞米利加洲貿易は三十八年に於ける輸出額九千七百餘萬圓より三十九年には一躍して一億三千餘萬圓に上り、四十年前半年間に於ては五千六百餘萬圓に達し、前年同期間の輸出額に比すれば八百餘萬圓を增進せり。對歐羅巴洲貿易は第三位にありと雖も、之れ又年々進歩しつつあ

りて三十八年には輸出額五千四百餘萬圓に過ぎざりしが、三十九年には八千六百餘萬圓に上り、四十年前半年間には四千餘萬圓を計上し、前年同期間の輸出額に比すれば六百餘萬圓の增加を示せり。

更に輸出貿易を國別に觀察するときは對清貿易は戰後交通機關の整備、北清地方に於ける秩序の回復及銀價騰貴等の影響を受けて彼我貿易上大に發展を促し、剩へ當業者は比鄰に於ける一大市場の開發に對して注意を怠らざりしを以て、三十八年の輸出額九千八百餘萬圓より三十九年には一億千七百餘萬圓に增加し、四十年前半年間に於ける輸出額は四千四百餘萬圓に上り之に關東州に對する輸出額千餘萬圓を加へて前年同期間の輸出額に比すれば二百餘萬圓の增加を告げ前途益〻多望なり。對韓輸出貿易も亦頗る好望にして三十八年の輸出額は二千六百餘萬圓に達し、之を戰爭前に於ける三十六年の輸出額に比すれば千四百餘萬圓卽ち十三割の增加を呈し、三十九年の輸出額は二千五百餘萬圓にして四十年前半年間に於ては千三百餘萬圓に上れり。更に之を韓國の貿易年表に照し我國よりの輸入額が全輸入額に對する割合を算出すれば、三十七年は七割一分、三十八年は七割四分、三十九年は七割七分となり、漸次我國生產品の市場を當國に擴張しつつあること歷然として明なり。對印度輸出額は三十八年に於ては七百餘萬圓なりしが三十九年には千餘萬圓に增加し、四十年前半年間には五百餘萬圓に達せり。同國に對しては絹布類・メリヤス類・燐寸及諸雜貨の賣行好良にして年々輸出增加を示し、對露領亞細亞輸出貿易は戰爭中一時中止の姿なりしが、平和克復と共に三十八年末より漸く回復し、三十九年の輸出額は千餘萬圓に上り、戰爭前に於ける三十六年の輸出額に比すれば八百餘萬圓卽ち三十七割の增加を示せしが、其の反動を受けたるに依るか四十年前半年間の輸出額は二百餘萬圓にして前年同期間の輸出額に比し三百餘萬圓卽ち六割の減少を告げたり。

又對蘭領印度・比律賓及暹羅貿易も亦漸次進歩しつつあり、對歐洲貿易の內首位を占めたるは佛國にして三十八年の輸出額は二千七百餘萬圓なりしが、三十九年には四千餘萬圓に增加し、四十年前半年間に於ては千六百餘萬圓に上り前年同期間の輸出額に比して百餘萬圓を增加せり。蓋し三十八年は同國が輸入羽二重に課稅を實施したる年なりしと同國に於て前年來引續き繭作の豐饒なりしに因りて羽二重及生絲の輸出減少したる爲め、前年に比し輸出額九百餘萬圓を減少し、翌年に至り右二品の商況恢復せしに依り輸出額も亦隨て增加を告げたるなり。同國に次で輸出貿易の好況なりしは英國にして三十八年に於ける千三百餘萬圓より三十九年には二千二百餘萬圓に增加し、四十年前半年間の輸出額は千百餘萬圓に達し、前年同期間に比して二百餘萬圓を增加せり。其の主因とも云ふべきは絹布及銅の輸出增進にあり、對伊國輸出額は三十五年以降年額千二三百萬圓にして、戰後に於ても增進の兆なかりしが四十年前半年間の輸出額は前年同期間の輸出額に比し百餘萬圓の增進を示せり。對獨國輸出額は三十五年以降年額四五百萬圓に過ぎざりしが三十九年には銅・羽二重其の他諸雜貨の賣行圓滑なりしかば一躍して八百餘萬圓に上り、四十年前半年間に於ては旣に五百餘萬圓の輸出額を示し前年同期間に比し尙ほ增進を告げたり。其の他歐洲各國に對する輸出貿易は三十八年に於ては概して不況なりしが、三十九年以降商況回復して漸次發達を告げつつあり、對北米合衆國輸出額は清國に次で第二位にありて三十八年に於ては前年に比し七百餘萬圓を減じたれども三十九年には生絲・陶磁器及花莚等の賣行好良なりし爲め、前年の輸出額に比し三千百餘萬圓を增加して一億二千五百餘萬圓に達し、四十年に入りても引續き生絲の賣行圓滑にして前半年間に於ける輸出額は五千四百餘萬圓に上り前年同期間の輸出額に比して七百餘萬圓を增加せり。英領亞

米利加に對する輸出年額は二三百萬圓にして戰後に至り少しく增進の傾向を示し、對濠洲輸出貿易は近年遲々として進歩せず、年額僅かに四百餘萬圓に過ぎず、其の他各國に對する輸出貿易は三十九年以後概して進歩の徵候を表せり。之を要するに輸出貿易は戰後各方面に對し駿乎として發達を告げつつありて、就中東洋方面に對しては進歩の著しきを見るなり。

第三　輸入貿易の概況

輸入貿易は輸出貿易と稍〻其の趣を異にせり。蓋し輸入は開戰前より一般に增加し來りしが唯奢侈品其の他或種の物品は戰爭の影響を受け輸入を減少せり。隨て各通商國に對する貿易も亦之に伴ふて消長せり。

今明治三十五年以降五箇年間に於ける輸入貿易額を擧ぐれば左表の如し。

明治三十五年以降輸入貨物價額國別五箇年對照表

國別	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年
亞細亞洲					
英領印度及海峽殖民地	五〇、九七七、一六八円	七一、二一七、六三九円	七〇、七三七、九八五円	九三、六二四、七一六円	六二、七八三、〇二七円
支那	四〇、五九〇、八五八	四五、四五八、〇五七	五四、八一〇、三三六	五二、六一八、四〇八	五七、三九六、七三七
韓國	七、九五七、九四六	八、九一二、一五一	六、四〇〇、七七七	六、一五〇、五四一	八、二〇五、九四二
蘭領印度	六、五九二、一二九	一〇、八四二、七八〇	一七、九一二、四八四	一四、八三〇、〇〇四	二三、五一九、八二〇
佛領印度	五、六四九、九四六	一五、五七九、六二七	一七、三九九、六六八	一〇、一四七、九五七	七、五〇五、二五二
香港	二、四五四、八八一	一、七三九、七二七	二、四九五、四〇九	一、一二八、五九七	六八四、七四三
比律賓諸島	一、四九三、八六五	三、四二一、五五三	二、四六八、七〇七	一、三六七、六一二	一、一四三、一一六
露領亞細亞	五、九六三、八五八	八、二六七、六五二	四、五二七、七四六	二、七二六、五六四	一、四〇七、二三〇
暹羅	一、六九五、七八〇	三、七二六、二八〇	五、七八五、七一四	四、五八六、五五五	三、一九一、二八一
計	一二三、三七六、四三一	一六九、一六五、四六六	一八二、五三八、八二六	一八七、一八〇、九五四	一六五、八三七、一四八
歐羅巴洲					
墺地利匈牙利	二、三七六、六五六	三、六七六、九九五	一、三七四、六五八	二、二五六、一九六	二、二三五、二三七
白耳義	六、九七七、六五六	七、五七八、五九一	六、一〇四、四七四	一一、〇〇二、一八五	一〇、五五一、〇四三
丁抹	一八、〇六九	一八、〇〇二	九二、〇五九	二四、一九五	六四、九八一
佛蘭西	四、七四五、七七六	五、一〇七、九一三	三、三三四、三二三	五、一二九、二〇八	四、九九七、一五九
獨逸	二五、八一二、九二一	二六、九五八、九七七	二八、六九七、三八二	四二、五七九、九六〇	四二、五〇〇、〇一三
英吉利	五〇、三六四、〇二九	四八、七三六、七五八	七四、九九二、八六五	一一五、三八〇、一〇一	一〇一、三一一、三六二
和蘭	七七二、六六六	八一四、七〇六	四九九、六八八	八七三、五二八	一、二三三、一八四
伊太利	一八六、八一三	三一一、〇二一	六七三、九二〇	五〇二、〇九一	六三六、一七三
葡萄牙	一一、〇六四	一七、九九九	一〇、〇四八	一五、七二〇	一八、一二七
露西亞	一〇三、一一四	二九一、五五九	一、九九五、七二〇	二九、〇四九	四〇、九四一
西班牙	一五四、二八七	一〇一、一九一	一〇二、八一六	二四九、〇八三	一九七、六四七
瑞典及諸威	四四一、二〇四	三一〇、五〇二	六六一、〇三五	二、二七一、一八九	一、三二三、九五九
瑞西	一、九五一、〇四七	二、一八七、九五四	一、九五九、九八八	二、九七四、三〇五	四、四八〇、三三五
土耳古	一、一八九	二、〇四五	二九、四二二	三六、九六四	一一七、四八三
計	九三、九一六、四九一	九六、一一四、二一三	一二〇、五二八、三九八	一八三、三二三、七七四	一七〇、二三七、六四四
亞米利加洲					
英領亞米利加	五一七、二七四	四九九、〇四〇	八三七、四四三	七三二、〇二二	一、〇〇二、三二〇
墨西哥	一、八七九	一、六三九	九、六四三	一六六、八七三	四、四一四
秘露		一八、〇八九	二、〇七八	三、六〇八	五一、六七六
北米合衆國	四八、六五二、八二五	四六、二七三、八七一	五八、一一六、三四四	一〇四、二八六、五二八	六九、九四八、六八一

國別	明治三十六年自一月至六月	同 三十七年自一月至六月	同 三十八年自一月至六月	同 三十九年自一月至六月	同 四十年自一月至六月
亞細亞洲					
支那	二一、八三〇、五〇六円	二〇、五三〇、六〇六円	二一、四五六、七五三円	三〇、〇八二、六〇六円	三〇、二二六、一六九円
英領印度	三九、六九〇、九五八	四二、三五三、二六七	六八、三三三、九一一	四三、六六九、一四六	五四、二四三、八九五
韓國	五、九四八、〇九八	二、四六一、二五九	三、四九一、三五七	三、二三五、五七六	九、〇二六、四九〇
香港	九八三、四四四	一、五七一、七七五	八二八、四三四	三一九、六三三	二九四、六七〇
蘭領印度	三、一八三、〇九一	九、七四五、〇〇四	五、六八四、四八八	九、一六一、八四四	一〇、一六九、四四四
佛領印度	一一、八二一、〇四九	八、七一二、九〇七	七、七二九、五六〇	五、五九九、六四四	四、八九八、四四二
英領海峽殖民地	六七二、四三三	九二四、〇四三	一、八七八、三五四	一、一〇七、三四九	一、四一〇、〇〇三
暹羅	二、二四九、〇七六	二、六八二、三七四	三、一四六、四二六	二、一六六、九二五	一、六九一、二七八
比律賓諸島	一、六二八、一一七	一、六六九、〇七一	五四九、三八三	四一二、二三〇	八二九、一七八
露領亞細亞	二、〇六九、七五一	一、九九四、二一四	二、二四三、八二一	二〇九、九三一	九四二、四三七
計	九〇、〇七六、五二三	九二、六四四、五二〇	一一五、三四二、四八七	九五、九六四、九八四	一一三、七三二、〇〇六
歐羅巴洲					
英吉利	二三、八〇三、六五七	三四、〇九八、七〇四	六五、五〇九、三五五	四九、四八九、九六八	五三、五一四、三二九
獨逸	一二、七二九、三七四	一四、〇二六、二三八	二一、六七六、一一四	一九、九一八、九五二	二二、五七三、八二四
佛蘭西	二、七七九、九六〇	一、六八〇、二〇一	二、三四二、八六五	二、五二六、四四四	三、二九六、七五四
伊太利	九五、二四八	三九六、八六八	一六一、〇七四	一八六、八一九	三四、〇九一、九一四
白耳義	三、七六八、一五四	三、二三四、〇二四	五、〇七四、七四四	五、四五四、四五三	七、二九二、二九一
墺地利匈牙利	二、三〇七、〇二一	六八五、一九二	一、〇三三、二三〇	一、四一一、二三二	一、四四三、一一九
瑞西	一、一一三、五四一	八八六、四〇七	一、三三五、九三八	一、八七八、五一四	一、六二一、九五三
和蘭	一八八、七三六	二四〇、六九七	四三三、四〇二	三一五、六五七	三八五、一四二
瑞典	一五七、〇九一	一六三、四二七	四〇三、五九七	四九八、五二八	六六六、七二〇
西班牙	五五、一〇六	四八、四九七	一四八、三九二	九二、三九〇	一四二、五三二
土耳古	四九	四、七九八	三二、五三七	二〇、三〇九	六六、八二一
丁抹	一一、八〇三	八三、四四四	一四、八一七	一一、一五四	一六〇、〇四二
諾威	七、六六七	四二、三九五	一、〇〇七、三二二	二三九、一〇九	四五七、四四三
露西亞	九七、二三八	一、八八〇、五九三	二二、三九九	九、〇〇三	三二、一二五
葡萄牙	七、七七九	三、四六〇	五、〇八三	四、五一三	九、六六四
計	四七、一二二、四二四	五七、四七四、九四五	九九、二〇〇、八六九	八二、〇五七、〇四五	九二、〇一二、九五〇
亞米利加洲					
北米合衆國	二四、九五〇、四九三	二六、七六三、〇七七	六四、〇九八、二一〇	三八、四八〇、四二八	四七、二九九、六〇六
英領亞米利加	一九八、〇三九	三八七、九五九	三六一、五一二	五〇二、七五三	四九六、六八五

又明治四十年一月より六月に至る前半期に於ける輸入貿易額を前四箇年に於ける同期の貿易額と對照すれば左表の如し。

明治三十六年以降毎年前半期輸入貨物國別五箇年對照表

國別	明治三十六年自一月至六月	同 三十七年自一月至六月	同 三十八年自一月至六月	同 三十九年自一月至六月	同 四十年自一月至六月
計	四九、一七一、九七八円	四六、七九二、六三九円	五八、九六五、五〇八円	一〇五、一八九、〇三一円	七一、〇〇七、〇九一円
其他諸洲					
濠太剌利及布哇	一、六七二、二一八	一、一九九、九三五	四、三九九、〇八五	六、〇〇一、一九七	四、一二八、〇五一
	二、四一八、二六二	二、四〇一、五九八	二、四七六、二五八	二、九九九、一三三	一、六六九、五八九
	二二、七二四	六、二一九	八、三九五	一三、六九二	一四、〇七〇
計	四、一一三、二〇四	三、六〇七、七五二	六、八八三、七三八	九、〇一四、〇二二	五、八一一、七一〇
其他諸國	四六一、九九五	七八二、一八五	二、一七二、九三二	三、三三六、八六七	四、六七四、九二六
不詳	六九一、一五九	六七三、二六二	二七一、三三七	四九三、三六九	一、二一五、五八九
合計	二七一、七三一、二五八	三一七、一三五、五一七	三七一、三六〇、七三九	四八八、五三八、〇一七	四一八、七八四、一〇八

墨西哥	一、五四二円	九七三円	一、四七九円	四、四一二円
祕露				
智利	一、六三六	二、〇七四	一、四六四	
計	二五、一五一、七一〇	二七、一五四、〇八三	六四、四六二、六六五	三八、九八七、五九三
其他諸洲				
滿太剌利	六〇一、七四三	二、二一一、九四八	四、一一三、九八一	二、一九五、九二四
埃及	一、三四三、八七九	一、八六三、五七六	一、四六二、二五三	一、〇九四、五七二
布哇	三、六九八	四、二九二	二、二九三	八、二二六
計	一、九四九、三二〇	四、〇七九、八一六	五、五七八、五二七	三、二九八、七二二
其他諸國	一、三七一、四三七	一、一三一、〇〇八	一、六三二、四五六	二、二九七、五九七
不詳	三七七、四一四	一五〇、五〇〇	二四五、八五八	四四三、六二〇
合計	一六六、〇四八、八二八	一八二、六三四、八七二	二八六、四六二、八六二	二二三、〇四九、五六一

墨西哥	九五二円	四五一、〇七七	二五五、七九〇	四八、五〇四、一一〇
祕露				
智利				
計				
其他諸洲				
滿太剌利	六、〇六八、五七九	二、三六一、八二〇	七、四三三	八、四三七、八三二
埃及				一、七九五、七七七
布哇				七八一、二三二
計				
其他諸國				
不詳				
合計	二六五、二六三、九〇七			

前表に依れば明治三十六年の輸入貿易額は前年に比し亞細亞洲より四千五百七十八萬餘圓、歐羅巴洲より二百十九萬餘圓を增加せしと雖も、亞米利加洲より二百三十七萬餘圓、其の他諸洲より五十萬餘圓を減少せり。對亞細亞洲輸入貿易に多大の增加を來したるは主として印度地方より米及清國より米・小麥・豆類の輸入增加せしに因り、對歐洲輸入貿易に膨脹を來したるは主として鐵類の輸入增加せしに因れり。對亞米利加洲貿易は麥粉の輸入激增せしも、繰綿及石油の輸入著しく減じたるに因り、結局輸入額に減少を來し、其の他の各洲に對する輸入貿易の減少は主として濠洲より羊毛の輸入減少せしに因れり。而して明治三十七年に於ける輸入貿易は前年に比し、亞細亞洲より千三百三十七萬餘圓、歐羅巴洲より二千四百四十一萬餘圓、亞米利加洲より千二百十七萬餘圓、其の他諸洲より三百二十七萬餘圓の增加を來し、對亞細亞洲輸入貿易に於ては海峽殖民地露領亞細亞・韓國及比律賓諸島を除くの外、其の他諸洲よりの輸入は孰れも增進を示せり。就中增加の著しきものを擧ぐれば清國より九百三十五萬餘圓、蘭領印度より七百六百五萬餘圓の增加にして、是れ主として清國よりは毛皮・牛皮・棉花及羊毛、蘭領印度よりは砂糖・佛領印度及暹羅よりは米の輸入增加せしに因れり。又著しく輸入貿易の減退を來したるは對露領亞細亞貿易にして、三百七十四萬餘圓の減少なり。然れども露西亞本國に對する貿易は、開戰前同國より多量に砂糖を輸入せしを以て、前年の貿易額に比し百七十萬餘圓の增加を示せしに因り、差引對露輸入貿易の減少額は二百四萬餘圓にして、輸入貿易總額に比すれば百七十分の一に過ぎざるなり。其の他韓國よりは主として米及棉花の輸入減退せしが爲め、二百五十一萬餘圓の減額を示せり。對歐洲輸入貿易に於ては英國より二千六百二十五萬餘圓、獨逸より百七十三萬餘圓の輸入を增加し、之に反して白耳義より百四十七萬餘圓、佛蘭西より百七十七萬餘圓、墺地利匈牙利より二百三十萬餘圓の輸入を減少せり。而して此等輸入額の增減は主として英國よりは機械類・鐵類・雲齋布及帆布・羊毛・毛絲・電線・石炭及汽船、獨逸よりは汽罐・汽機・製藥・染料其の他諸雜貨の輸入增加し、白耳義よりは玻璃・亞鉛・紙類・砂糖及羊毛、佛國よりは縮緬・呉呂・墺地利匈牙利よりは砂糖の輸入減少したるに因れるものの如し。對亞米利加洲輸入貿易は頗る好況にして、合衆國よりは旋盤・乳膏・罐詰食物・金屬類・革類及石油の輸入著しく增進したるを以て、前年に比し千百八十四萬餘圓の增進を示し、其の他諸洲よりの輸入貿易も亦一般に好況にして、濠洲よりは羊毛及小麥の輸入膨脹せしに因り、三百十九萬餘圓を增加せり。要するに明治三十七年に於ける輸入貿易は一般に活況を呈したり。

明治三十八年以降の輸入貿易を洲別に觀察するときは、對亞細亞洲貿易額と對歐羅巴洲貿易額とは伯仲の間にありて、前者は三十八年に於て輸入額一億八千七百餘萬圓なりしが、三十九年には一億六千五百餘萬圓に減じ、四十年前半年間に於ては一億千三百餘萬圓に上り、之を前年同期間の輸入額に比すれば千七百餘萬圓の增進を告げ、後者は三十八年に於て輸入額一億八千三百餘萬圓なりしが三十九年には一億七千餘萬圓に減じ、四十年前半年間に於ては九千二百餘萬圓に上り、前年同期間の輸入額に比すれば約千萬圓の增加を示せり。對亞米利加洲貿易も亦三十八年には一億五百餘萬圓に上りしが、三十九年には七千百餘萬圓に減じ、四十年前半年間には四千八百餘萬圓に達し、前年同期間の輸入額に比すれば、九百餘萬圓の增加を告げたり。此の如く各洲に對する輸入貿易額は、戰爭の影響を受けて三十八年には著しく膨脹したりしが、翌三十九年には平和克復に因りて貿易の狀態平時に復すると同時に、輸入額に減少を來し、四十年に入りて企業勃興の爲め原料品及機械類の輸入を增加したる爲め、再び輸入額に膨脹を告げたることは既述の如し。更に輸入貿易額を國別に觀察すれば東洋方面に於ては英領印度第一位を占め、清國・蘭領印度・韓國・佛領印度等順次相次げり。對清輸入額は三十八年に於て五千二百餘萬圓なりしが、三十九年には增加して五千七百餘萬圓となり、四十年前半年間に於ては關東州の分を合せて三千萬圓に上り、前年同期間の輸入額に比して三百餘萬圓の增加を告げたり。蓋し同國に對する輸入貿易が歐米貿易と趨勢を異にして戰時中に著しく膨脹を來さざりし所以は、輸入品の大部分が農作物及肥料等にして直接軍需品と關係あるもの少なかりしに因れり。對英領印度輸入額は三十八年に於て米及棉花の輸入增加に因りて九千餘萬圓に上りたれども、三十九年には右二品の輸入減少が主因となりて六千餘萬圓に下り、四十年前半年間には又膨脹して五千四百餘萬圓に達し、前年同期間の輸入額に比して千餘萬圓の增加を示し、對佛領印度貿易の消長も亦主に米穀輸出入の多寡に關せり。對蘭領印度輸入額は三十九年に於て二千三百餘萬圓に上り、前年に比して八百餘萬圓を增加し、又四十年前半年間輸入額は前年同期間に比して百餘萬圓の增加を告げたり。此の如く對蘭領印度貿易の盛況なりしは主として原料糖の輸入增加に基因せり。對韓國輸入貿易は三十五年以降年額六百萬圓乃至八百萬圓臺なりしが、四十年前半年間に於ては既に九百萬餘圓の輸入額を見るに至りたり。之れ畢竟前年南韓に於て米穀の豐收ありたると本邦米價の騰貴とに因り、米穀の輸入を促進したるに主因せり。更に韓國の貿易年表に依り同國より我國へ輸出額の全輸出額に對する割合を算出すれば、三十六年には八割、三十七年には八割二分、三十八年には七割八分、三十九年には八割五分に達せり。此の如く日韓兩國の貿易關係は漸次發達を告げたるも、對露領亞細亞輸入貿易は主として石油の輸入衰へたる爲め、三十七年に於て四百萬圓臺の輸入額は三十八年に於て百萬圓臺に落ち、漸次衰退を表せり。歐洲中輸入貿易に就て、最多額を占むるは英國にして三十八年の輸入額は一億千五百餘萬圓に達し、三十九年には千四百餘萬圓の減少を告げて一億百餘萬圓に下り、四十年前半年間に於ては機械類及鐵類の輸入增加に因りて五千三百餘萬圓に上り、前年同期間の輸入額に比して四百餘萬圓を增加せり。其の他歐洲各國に對する輸入貿易は三十九年に於て前年に比し瑞西よりの輸入額に百餘萬圓の增加を告げ、又諾威よりの輸入額に百餘萬圓の減少を告げたる外、其の他各國よりの輸入額は三十八、九兩年に於て著しき差額を示さず、又四十年前半年間に於ては瑞西より輸入額に僅かの減少を見たる外、其の他各國よりの輸入額は等しく增加を告げたり。對北米合衆國輸入額は三十八年に於ては一億四百餘萬圓に達せしが、三十

九年には棉花・小麥・麥粉革類及機械類等の輸入減少したる爲め、前年の輸入額に比し三千四百餘萬圓の減少を來して六千九百餘萬圓となり、四十年前半年間に於ては棉花の輸入激增したる爲め四千七百餘萬圓に上り、前年同期間の輸入額に比すれば八百餘萬圓の增進を告げ、對英領亞米利加輸入額は從來十萬圓臺なりしが三十九年には初めて百餘萬圓に達し、又四十年前半年間に於ける輸入額は年同期間の輸入額に比して大差なく、對祕露及智利國貿易は從來直接貿易なかりしが、戰後我國の船舶が直接南米航路を開始したるより以來輸入額に增進を告げたり。而して其後南米に對しては我生產品の市場を需め且原料品の供給を受くべく、彼我の貿易の發展の端緒を告げたり。對濠太剌利輸入貿易は三十四年以降年額百萬圓臺なりしが、戰爭中食料品・鉛及羊毛等の輸入增加したる爲め、三十七年には四百萬圓臺に上り、三十八年には六百餘萬圓に達せしが、三十九年には又四百餘萬圓に減じ、四十年に入りて羊毛の輸入激增せし爲め、前半年間に於て既に六百餘萬圓の輸入額を示し、前年同期間の輸入額に比して約二百萬圓の增加を告げたり。畢竟同國よりの輸入貿易は其後に於ける我國製絨業の進步に伴ひ多々益々發達を告げんとしたり。之を要するに輸入貿易は戰後食料品機械類及原料品の供給國に對して發達を告げ、之に反して主に精製品を供給する諸國に對する貿易は、前者に對するが如き發達を示さざるの傾向を示したり。

第四　輸出貿易品

明治三十五年以降五箇年間に於ける輸出重要品の輸出額を擧ぐれば左表の如し。

明治三十五年以降五箇年間輸出重要品價額對照表（△を附したるは前年に比し減少）

品別	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年
安價母尼	二七一、六一二円	三八八、六二八円	△二六八、九二三円	△二〇一、四八六円	二〇五、三六四円
鮑	五一三、〇七四	六〇八、三一八	△四九六、七八九	△四九三、九二五	五七三、〇三七
竹製品	四三三、〇六二	五四四、〇八一	△九六一、五四四	△九〇〇、五五五	一、〇七二、二二四
海參	三五三、四九八	四四四、二三六	△三九五、七四六	五四九、二三七	五九三、二三五
麥酒	五〇五、八三二	六七九、七三八	七五五、〇二九	一、三七七、四四七	一、五六三、六五八
ブラシ（畫磨用）	四七七、一五四	六一八、三五九	六四五、八八一	五七三、九九八	六四六、七七〇
鈕釦	三七一、八六五	四三六、六七一	四六五、四一〇	三六〇、八四二	六一〇、九二〇
樟腦	三、四〇四、八三三	三、五三七、八四四	△三、一六八、一九七	△二、五六六、二三三	三、六三二、七八五
地氈	六五三、三三〇	△六〇〇、〇六一	△五〇四、七三八	△四〇五、七二九	六四〇、四五八
セメント	三〇八、三五〇	五九六、二〇五	△五四八、四九七	△三九五、三九二	一、四一四、〇二四
紙卷煙草	二、一八八、五九四	△二、〇四七、九九二	二、五一二、八四八	三、〇九二、一三三	△一、七七三、四一九
掛時計及置時計	二五六、三九三	三九三、八一二	四六三、九三四	五七五、七四〇	八四三、五七五
石炭	一七、二七〇、四一七	一九、二六〇、五〇三	△一四、八二八、〇九三	△一四、二六七、八六七	一六、二八〇、〇七二
寒天	一、一〇八、五四四	△八一八、一七三	一、〇一三、五九九	△九二二、一二七	△八九五、六九三
荒銅及熟銅	一〇、二六一、九八四	一四、九〇六、〇三三	△一二、九〇七、七七五	一六、〇四八、四五二	二五、一〇四、九五五
珊瑚（加工品とも）	四三六、一四六	八七〇、九八〇	四三六、四七二	五三八、三一五	六七九、一八三
綿縮	三五一、八〇六	四七一、四五四	六六八、七六九	六六九、七八四	六七五、三三四
綿フランネル	五四八、七八七	八七七、四七八	七一五、四五七	八七八、六八九	一、二〇二、八九一
白木綿	一、〇七九、九〇八	△四四八、五七二	九九三、三七九	二、二〇三、九九〇	△一、四三八、六九二
生金巾	一、五二三、〇六一	二、四二四、四五三	二、五五八、八九九	四、〇一〇、六八一	五、二七六、四七一
天竺布	一、一三四、五〇七	△一、〇六〇、八一五	△六八七、九三〇	一、一〇四、七八三	△九三九、〇七五
他の諸綿布	一、三四八、四七七	一、五九二、五三五	二、一一八、九九七	二、六二四、一五七	六、〇八五、四七九

通過物品特別稅ならびに關稅	輸入	輸出	再輸出	總額
計	三八、五七九、二二一	二四、八七七、一二一	一、三二一、三四四	三八、五七九、二二一
綿織物	一、〇九九、〇〇〇	一、〇九九、〇〇〇		一、〇九九、〇〇〇
毛織物	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
絹織物	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
人絹織物	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
麻織物	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
綿糸	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
毛糸	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
絹糸	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
人絹糸	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
麻糸	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇、〇〇〇
綿織物	一、〇二〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇		一、〇二〇

品名	明治三十六年自一月至六月	同三十七年自一月至六月	同三十八年自一月至六月	同三十九年自一月至六月	同四十年自一月至六月
再輸出品價額	二、六二八、〇四八円	三、五三〇、八一九円	三、五三一、三〇四円	△三、二四四、九八七円	四、五七〇、〇一五円
輸出合計	二五八、三〇三、〇六四	二八九、五〇二、四四二	三一九、二六〇、八九六	三二一、五三三、六一〇	四二三、七五四、八九二
鮑	二七八、九四六円	△二一六、五一八円	△二一〇、五二〇円	△二〇三、一二〇円	二四五、一三四円
竹製品	二七九、九五三	五四四、二八六	四一二、五九九	五一六、四四四	五六二、八一一
麥酒（檀入を含まず）	三三六、八五三	△三二七、八六六	八六五、九四一	九一三、四八六	△八二六、五二六
ブラシ（齒磨用）	二六四、九五六	三三五、五七九	△二六〇、二三七	二九〇、四二〇	三五三、三六二
鈕釦	一七二、七〇六	二三七、六八〇	△一六七、五三八	二七六、六五八	四〇二、四二一
樟腦	二、一〇三、七四九	△一、九五二、五四八	△一、四七六、三九一	一、八四七、一〇一	三、〇一六、四六五
地氈	三一二、三四八	△三一九、〇五七	△二一四、二二八	△二七三、二二四	△三〇四、八三八
セメント	三四四、二〇四	△二五三、七一九	△二三〇、九九一	△六二五、七二三	△五四三、一九四
木炭	四〇、九八二	八三、一七二	一八九、五五五	二〇五、三〇四	△一八〇、七一八
紙卷煙草	八〇三、四〇〇	△一、八四五、五五五	△一、五六〇、五五二	△九七九、五二一	九九一、三五七
掛時計及置時計	一八一、一七一	二一一、五六二	二六四、二七四	四二四、〇四二	△三七五、五〇八
石炭	一〇、〇七四、八六五	△八、三一九、三六二	△七、七三一、九八一	八、二七五、三一四	九、四二八、〇八〇
寒天	四八二、四八一	七八三、〇七三	△六三七、一九九	△五八三、六八二	七四一、七一八
荒銅及熟銅	七、九二六、五八四	△五、八八七、四〇九	六、五六六、六七四	一〇、七〇七、四六五	一八、〇三九、三八八
薄板銅	一二八、一四〇	△二八二、〇六三	一二、三八四	四七、一二〇	△三九、三三〇

又明治四十年一月より六月に至る前半期に於ける重要輸出品の輸出額を前四箇年間に於ける同期の輸出額と對照すれば左の如し。

明治三十六年以降毎年前半期重要輸出品價額五箇年對照表（△を附したるものは前年に比し減少）

品名	明治三十六年自一月至六月	同三十七年自一月至六月	同三十八年自一月至六月	同三十九年自一月至六月	同四十年自一月至六月
珊瑚（加工品とも）	二九〇、一九八	△一一〇、九四九	△一七〇、七〇八	△一七一、九三五	△一五三、四九八
白木綿	一三七、五〇三	一九八、一六六	七四八、〇四九	四六七、七三四	八四九、三五七
綿縮	三〇八、六七三	三七三、六五八	△三五四、六二三	三六一、二七九	五四〇、九九四
綿フランネル	五九、二二七	△九五、七九〇	一五九、四五一	一七二、三六五	△一二三、八三五
生金巾及シーチング	八五六、三六六	一、五五三、八八五	△一、一三八、八四〇	二、一八四、四三二	二、九七一、五四五
天竺布	五五七、八三一	四一四、六九八	四五四、三九七	△三二四、六五九	五二〇、八九九
他の諸綿布	五〇六、二七九	八七一、五四三	九〇三、〇八五	一、八一四、四八九	一、九九二、七〇五
綿メリヤス肌衣	一八一、七七三	四四四、八九七	五三四、一九〇	七七一、一〇六	一、〇九三、二〇〇
綿織絲	一三、九七三、八六六	△一三、六〇八、〇七八	一六、七八五、八六四	一六、四〇六、七四七	一八、五五八、五一〇
鰯	六三六、七八〇	九四一、九二五	△八七四、四八九	△六一二、五二六	一、一二一、〇五四
扇子及團扇	四九五、一二八	△四七一、四七五	五五九、五八三	七九七、八四八	八三五、六一七
毛皮	六四〇、四四七	△三九五、一一〇	三五〇、二三六	五八二、四七一	八二六、三六七
人參	一九七、七二一	△一九二、六六一	△九九、六九四	△一三八、一三一	一五三、三二九
玻璃鏡	二七五、七七五	△二一五、四〇二	四一四、四二一	八〇四、四四二	△三八三、七二三
漆器	三八一、六三一	五一一、八三三	五二八、九一二	七七三、八八六	八五八、六二九
ラムプ及同部分品	二八四、九六〇	△二五二、三一三	三〇五、九二七	四四九、〇〇八	△三九八、六七〇
マッチ	四、〇二二、〇四五	四、七五五、二〇九	五、一九九、三六五	△五、三〇五、〇五四	△四、七九七、六〇八
花莚	一、九四三、一一六	二、〇一〇、八七八	二、三六七、九〇五	三、一二〇、〇二七	三、二〇二、七〇三
薄荷腦	一六〇、一四〇	六一六、七〇一	四九〇、三四五	△二七八、四五一	△一一九、九七〇
椎茸	四〇六、〇五三	五八〇、〇九三	四八五、五二四	五五八、一三九	△四八二、〇九七
菜子油	二三、九一七	四九三、八〇六	△五八、四八九	△二六、二〇二	一〇九、〇八〇
魚油	四一八、二三三	四三五、一六〇	△三〇〇、一一三	三三五、〇七八	六一九、七二五
雁皮紙及薄葉紙	一五四、三三八	二一一、八一六	△一六〇、一八〇	一八三、九五〇	二四五、七一八
精糖	不詳	五七、二五〇	八二三、四一八	四、三一二、三二〇	△一、三三八、八三四

（輸油を含む）

薄荷油	五二、二五四円		一六三、一五二円		三三一、六二六円		△	二一八、九五五円		△	九八、四二一円	
磁器及陶器	一、三九〇、一八四		一、六一九、七六八		二、二四五、四三六			三、六一八、七二六			三、七八七、九二八	
米	二、二一〇、〇三〇		三、五五〇、六九六	△	一、六一〇、九〇一			二、〇八五、五六六		△	一、八五六、七九二	
繩索、叺及莚（藁製）	二七四、九四一	△	一四六、六〇〇		二一六、九五一			三二九、〇三四			四〇三、二七一	
清酒	三七六、二七三		六四五、二〇七		二、三四四、九六四		△	九七五、五七六		△	一、一九四、六五八	
昆布及鬚昆布	三二〇、九六六		三七九、九六二		四六二、七五一		△	四六一、一八八		△	四三八、五一三	
乾鰕	一一八、九六一		一三一、〇一二		一五二、二八九	△		一四一、四二四			一四九、六七一	
生絲	二七、〇三七、三七八		二八、一三六、五八八		二八、一九六、四三八			三三、八七五、九一四			三七、六三八、五五七	
賢斗絲及生皮苧	二、八一四、四七二	△	二、二八一、三二五		三、一一〇、八一八			三、六八六、三一七			五、六〇一、六八六	
絹製手巾	一、五一〇、三六二		二、三三五、三八六		二、三五五、二二九			二、三六七、六一二			二、九五〇、三七五	
羽二重	一二、六九五、一四四		一八、一四四、五九〇	△	一四、〇五八、〇九二	△		一五、二四〇、〇八一		△	一三、五二二、四〇二	
甲斐絹（綿入とも）	六三一、三四五	△	一九四、四六五		二三九、五二五			二六三、二八〇	△		一〇二、二五九	
醬油	一七八、四三八		二六七、五二〇		四〇九、四〇一			四三二、四六一			四九四、二一五	
麥稈眞田	一、八二九、〇八六		二、五六八、一四三	△	二、〇〇一、八四一	△		一、五九七、一〇一	△		一、七五一、二八四	
硫黃	四五二、六〇四		六七三、一五九	△	四六三、七九六	△		五四三、四九三		△	四二八、八六四	
線茶（鍋焙）	三、二六八、九三七	△	三、〇四七、九〇一	△	二、二五六、一二九	△		一、七〇七、二八三	△		二、三九一、一一〇	
同（鑵焙）	二、三五七、八一九		二、五二一、八七六	△	一、五六六、七九六			二、三二二、二六三	△		一、六五五、七五九	
其他諸製茶	一七二、二〇七		一八七、三一一		一九一、八三八			二五〇、〇五七	△		一二八、三七八	
茶箱用板	二六七、三七五		二七四、四〇三	△	一七九、八九六			三九四、〇四六	△		二六五、七三九	
鐵道枕木	三一八、六六九		四一五、八一九		四五〇、九六八			七〇一、〇二一			一、〇七〇、四七八	
他の諸木材及板	四七九、二八三		八七八、五七五		一、四八一、一三二			二、四三六、五五五			三、七八〇、七六〇	
浴巾	四四五、二七二		五六九、三三九		八三一、九九八			一、〇八九、〇三〇	△		一、〇七八、一一五	
具瓶	二一八、一七五	△	三〇四、二七二	△	二五二、五七五			四三九、六七二			四四四、九一六	
洋傘	八九二、四六八		九六三、八二一		一、〇七一、三七二			一、三六一、〇六六			一、二五四、一七九	

前表に依れば明治三十六年に於ては、輸出重要品六十七種中前年に比し輸出額の減少したるものは僅に十三種に過ぎず、是れ概ね海外に於ける需要の不足に基けり。蓋し日露交渉の切迫を告ぐるに當り外商中或者は商品の取引を手控へ、又或者は之に反して開戰の曉に於ける交通上の不便を慮り貨物の輸出を急ぎたるものなきに非ざるべしと雖も、要するに開戰前に於て輸出品の蒙りたる影響は實に僅少なるが如し。而して明治三十七年に於ける輸出貨物は前年に比し、工藝品又は全製品の輸出額增加して、原料品又は粗製品の輸出額稍減少の傾向を呈したり。就中輸出額の著しく增進したるものは生絲にして、前年に比し千四百三十一萬圓を增加し、其の大部分は合衆國に需要せられ佛・伊兩國に對しても亦多少の增進を示せり。生絲に次ぐものは羽二重にして其の輸出額は前年に比し千三萬餘圓を增加せり。本品は合衆國に五百萬圓の輸出を增加したる外英・佛及印度向に孰れも增加を示し、絹製手巾は英・佛・米三國向共に好況にして其の輸出額は前年に比し百七十六萬餘圓を增加したるも、甲斐絹は連年不景氣にして前年に比し五十五萬餘圓の減少を示せり。綿織絲は前年に比し輸出數量千四百九十六萬斤、價額二百十五萬餘圓を減少せり。是れ畢竟原棉騰貴の影響を受け、其の價格騰貴したるに因るが如し。此の如く綿絲の不況

木纖	四六七、八九九		七四八、八四一	△	三三一、一六一		△	五〇〇、三三五		△	四五一、六六四	
經木眞田	六一八、六二三	△	五七四、九九五		八五〇、一一七			六五八、五五八	△		四九〇、三二四	
其他特揚せざる諸貨物	一二、三八〇、二八〇		一三、〇九二、三三五		一八、四九九、三二五			二九、四五四、二九〇			三三、四五六、四二三	
通計	一二四、四二二、七八三		一三六、二二九、八〇六		一四一、二三二、二三七			一七四、二七一、八〇七			一九五、二三五、二五八	
再輸出品價	一、四九五、九七三	△	一、二三五、八九七		一、五三五、七一六			二、三九八、九一一		△	一、七一四、九四三	
合計	一二五、九一八、七五六		一三七、四六五、七〇三		一四二、七六七、九五三			一七六、六七〇、七一八			一九六、九五〇、二〇一	

なりしに拘はらず綿布類の貿易は概して好況を維持し、綿フランネル及天竺布外二三種を除き綿縮・白木綿・生金巾・雲齋布及其の他諸綿布の輸出額増加せしを以て、差引前年に比し八十六萬餘圓を増加し其の他浴巾・綿メリヤス肌衣及蝙蝠傘共に好況を呈し輸出額の増加を示せり。就中綿メリヤス肌衣は前年に比し約二倍に増加せり。是れ主として印度地方に販路を擴張したるに因る。此等の綿布類は原絲の騰貴に伴ひ其の價格騰貴したりと雖も、明治三十七年に於ては銀貨暴騰して清國向爲替相場は此の頃稀なる低落を告ぐるに至り一般に銀貨國に於ては購買力を増進せしを以て、東洋地方向の賣行に活況を呈したり。製茶類の賣行は一時活潑なりしも、前年亞米利加洲へ多量に輸出したる反動を受けたるの故か同洲向に百十萬餘圓を減じ、花蓙・陶磁器及經木眞田は主として合衆國に於ける需要増進の爲め輸出額を増加し、樟腦は臺灣に於ける生産額を減少したるに因り輸出額も亦隨て減少せり。此等は概ね戰爭以外の原因に依り貿易に消長を來したるものなり。其の他戰爭の爲め影響を受けたる物品を擧ぐれば先づ指を石炭に屈せざるべからず。本品は開戰以來船舶の増加及或種工場の活動に伴ひ內地に於て其の消費額を増加したると、或地方に對し輸出を控へたる等との爲め、輸出額四百四十三萬餘圓を減じ、食鹽・魚油・鮑及海參は北海及韓海不穩の爲め漁業中止の反應を受け、又洋服・礦水及セメントは主として露領亞細亞及滿洲地方に對する貿易杜絶の爲め輸出額を減少し、又荒銅及熟銅の輸出減少は主として內地に於ける軍需品増加の影響を受けたるに因り、地琵は概ね輸入の古麻袋を原料として製造するものなるに、明治三十七年に於ては該原料の價格暴騰したるに因り本品の價格隨て騰貴し、加ふるに製作を控へ生産額を減少したる結果、遂に輸出額に減少を來せり。其の他前表に掲げざる諸品中乾蝦・鑵詰鮑・銅線・銅製品・鍋及釜・生皮及熟皮・苧麻繩索及漁網等も亦主として時局の影響を受け輸出を減じたるものの如し。之に反して卷煙草及酒類の如きは、時局の爲め滿韓地方に需要を増進し、隨て輸出を増加したるの傾向あり。

明治三十八年以後に於ける輸出貿易品の消長を觀察するに、輸出貿易品中の最重要品たる生絲の輸出額は三十八年に於て前年の輸出額に比すれば不振を呈したれども、三十九年に於ては輸出額一億千餘萬圓に達し、同年に於ける總輸出額の四分一强に當り、前年の輸出額に比すれば三千八百餘萬圓卽五割四分の増進を告げ、四十年前半年間に於ては三千七百餘萬圓に上り、前年同期間の輸出額に比すれば三百餘萬圓の増加を示し、熨斗絲及生皮苧は輸出年額五六百萬圓臺にして著しき消長なし。右の如く戰後生絲の輸出旺盛なりしは、歐米に於ける機業界の好調に連れ需要増加したるに、三十九年中淸國にては繭の不作に加ふるに銀價暴騰を告げ、輸出不引合を來したるに因り、我國より供給高を増加し、佛國に對して千百餘萬圓、伊國に對して二百餘萬圓、米國に對して二千五百餘萬圓を増加し四十年前半年間に於ては主に米國に對して増加を告げたり。羽二重は三十七年に於て過多の輸出を爲したる反動に因りて、三十八年に於ける輸出額に減少を告げたるが、三十九年に於ては前年に比し四百餘萬圓の増加を告げ、其の內三百餘萬圓は英國に對して増加し、米國に對しては反て減少を來し、佛國に對しては僅かに増加を爲したるに過ぎず。而して四十年に入りては原料騰貴の割合に本品の價格引立たず、之が爲め機業家は一般に打擊を受け、遂に輸出額に減少を來すに至れり。右の如く本品の輸出好況ならざりしは三十八年以降佛國にては輸入稅を賦課して內地の製造を奬勵し、又米國に於ても本品の製造を計畫し、可成原料にて輸入するの傾向あるを以て生絲の賣行圓滑なるにも拘らず、本品の貿易不振に陷りたるものの如し。絹製手巾は年々輸出額を増加しつつありて、四十

年に入りては歐米向共に好況なりしも、甲斐絹の輸出額は三十五年以降著しく減退を告げ、三十九年に於ける輸出額は三十五年に於ける輸出額の五分一に充たざるなり。綿織絲の輸出額は三十八年に於て增進を告げ、三十九年に於ても亦累進を示したれども、價格騰貴の爲め、三十九年に於ける輸出數量は前年に比し少しく減少を來し、四十年に入りて清韓向共に賣行圓滑にして、前年の同期に比して二百餘萬圓の增進を告げたり。綿布類は清韓貿易好況の爲め三十八年以降輸出額增進し、綿メリヤス肌衣は年々輸出額增加しつつありて主なる需要地は印度地方なれども、其の他清韓向も亦賣行好良なり。マッチは三十八九兩年間は輸出好況を呈したれども、戰後生產費騰貴の割合に賣價引立たざるを以て事業困難なりしのみならず、清國向不況の爲めに四十年前半年間の輸出額は前年同期間の輸出額に比して減少を來せり。花莚及陶磁器は何れも對米貿易の好況に連れ輸出額增進を告げ、漆器も亦三十八年以來輸出好況にして主に歐洲向に增加し、玻璃鏡及洋傘は三十八九兩年に於て清國向に增加したれども、四十年に入り商況不振を告げ、三十九年十月以降原料に對し戾稅制度を施行したるにも拘らず、四十年前半年間の輸出額は前年同期間の輸出額に比して減少を示し、製茶貿易は此頃打續き不振にして、四十年に入り輸出額減少を告げたり。米は戰爭前には年額五六百萬圓の輸出ありたれども、內地の消費額年々增加すると同時に價格次第に騰貴し、戰後輸出額に減少を來し鮑海參鰑及魚油は漁業の豐凶に依りて年々輸出額に消長を呈し、麥酒は三十八年以降輸出額著しく增加し三十九年に於ける輸出額を三十六年に於ける輸出額に比すれば八十八萬餘圓、卽ち十三割の增加を告げたり。清酒は戰爭の影響に依り、三十八年に於ては滿韓地方に對し輸出額激增したれども、三十九年に至り少しく減退せしが、四十年前半年間に於ては前年同期に比して又少しく增進を示せり。而して本品の三十九年に於ける輸出額を、三十六年の輸出額に比すれば二百餘萬圓卽ち二十七割の增進を告げたり。精糖は三十六年に於て僅かに輸出額七萬餘圓なりしが、三十八年には三百餘萬圓に增進し、三十九年には一躍して千萬圓を超過し、清韓市場を獨占せんとする勢なりしが、四十年に入りて香港糖の競爭を受け、清國向輸出著しく減退したるを以て、前半年間の輸出額を前年同期間の輸出額に比すれば、約三百萬圓の減少を來したれども、韓國向は引續き輸出好況を呈せり。紙卷煙草は三十八年中滿韓地方に過多の輸出を爲したる反動に因り、三十九年に於ては輸出額減退したるが、四十年前半年に於ける輸出額は前年同期間の輸出額に比して又少しく增加を示し、麥稈眞田は三十八年に於て輸出額減少し、三十九年に於ては前年に比して數量に增加を見たれども、競爭販賣の結果、價格下落したるを以て輸出額減少し、四十年前半年間に於ても同一の理由に因り輸出數量は增加したれども、價額は反て減少を示し、經木眞田は三十八年に於て輸出額增加し、三十九年に入り市況不振にして輸出額衰へたるが、四十年に至り輸出數量は前年の同期に比して增加を告げたれども、價額は反て減少を示せり。樟腦は三十八年に於て歐洲の市況不振を呈し輸出額減少せしが、三十九年に入りて市況回復を告げ、輸出額增加し、價格次第に騰貴したるを以て生產額も亦增加したるに因り四十年に入りて輸出額激增し、銅は戰時中內地の需要增加したる爲め輸出額に減少を來したれども三十八年に至り內地の需要衰へ海外にては造船·電氣等の事業進步に連れ、需要增加したるを以て輸出額は次第に增進し、四十年に入りて愈〻價格暴騰したるに因り、勢ひ生產額を增加し、一面には韓錢を輸入し之を鑄潰して輸出を爲したるを以て、四十年前半年間の輸出額は前年同期間の輸出額に比して約八百萬圓の增加を告げたり。石炭は戰時中船舶の數增加し、加ふるに諸工場擴張の爲め內地に

於て消費額を増加し、價格騰貴したるを以て三十八年には輸出額減少し、三十九年に至り價格益〻騰貴したるに因り、輸出額は前年に比し二百餘萬圓の増進を示したれども、數量は反て十餘萬斤の減少を告げ、四十年に入りて價格下落を告げたるを以て、輸出額も亦前年同期に比すれば百餘萬圓の増進を告げたり。セメントは桑港震災の影響を受けて三十九年以後輸出額激増し、又毛皮は戰後内地の需用衰へたる爲め輸出額激増せり。其の他前表掲載諸品の内珊瑚・乾薑・人參・礦水・昆布・硫黄及木材等の如き粗製品及竹製品・扇子及團扇・ブラシ・鈕釦・時計・ラムプ・屏風及翫具等の如き工藝品の輸出貿易も亦戰後好況にして輸出額増加せり。要するに戰後輸出貿易は一般に好況を呈し、輸出品は概ね増進を告げ、四十年に入りて前掲諸品の外テーブル・クロース・絹製品・船舶等の輸出額著しく増進を告げたり。

第五　輸入貿易品

明治三十五年以降五箇年間に於ける輸入重要品の輸入額を擧ぐれば左表の如し。

明治三十五年以降輸入重要品價額五箇年對照表（△を附したるものは前年に比し減少）

品別	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年
アニリン染料	一、六五三、二二〇円	△一、四三〇、〇四三円	△一、〇四六、四六九円	一、六七九、八九二円	二、四九六、五八二円
豆類	五、七八六、七〇七		八、六二四、八四六	一〇、五九三、一一二	△九、七一八、二九〇
板紙	三五一、八〇六	△六九〇、七五六	△一五三、八九五	三一六、五八〇	三三四、四九九
自轉車及同部分品	八五六、九四九	九七二、九四八	△九五三、二〇〇		二、一〇六、三四〇
格魯兒酸剝篤亞斯	七八五、三五六	△七五〇、五八七	七八五、四七八	△七六七、三一一	一、〇九八、六二〇
石炭	一、二九八、三七四	一、九七二、九二三	一二、一九九、八八五	△五、四六四、七二二	△二五、九九〇
繭	五四六、三六五	九二七、〇一九	△四〇一、三一六	五三一、二六二	七九九、一四〇
乳膏	八六三、九四五	九七九、九九〇	一、一七八、〇九九	一、六〇八、三七九	△一、五〇八、七七四
棉子	七八七、六六八	八二九、〇一八	△七九四、九四三	△一、〇八八、〇一五	△一、〇一八、三二一
繰綿	七八、七七九、八五八	△六八、二〇六、七二五	七一、四六六、八四四	一〇九、二六〇、一五七	△八一、二九三、八六〇
生綿	一、〇〇四、九一四	一、三一一、三八五	一、九五三、五四二	△一、三六三、〇二六	一、三六七、九九九
綿フランネル	七〇四、八一二	△五三六、九四六	二七二、一一五	四八一、五三三	一、〇五四、二三二
更紗	二、六〇二、〇三二	△一、九七五、三七六	△五三二、〇九三	一、三九二、九七七	二、五七二、三三〇
綿繻子及綿天鵞絨	三、〇一九、六一三	△一、九〇〇、五六七	△九五〇、一二三	二、八六四、〇一三	二、九〇〇、九四〇
生金巾	五、〇七〇、六五一	△三、六〇五、八七六	△二、三五、七〇二	六、二五三、一二一	七、四五〇、〇七一
晒金巾	一、一九一、七七七	△六四八、四九二	△六三七、五六二	一、六九九、八二六	△一、二八四、一八四
他の諸金巾	四三五、六一六	△四四九、七六四	△四八、五七六	二八五、六八八	△一三六、九一三
傘用綿布	八二七、三二二	△五六〇、八八九	五八七、三四六	七九二、三三四	一、五九三、三四八
其他諸綿布	一、二〇五、四〇一	△一、〇八三、五六八	三、八一四、七一五	四、六六三、六六三	△二、四三三、〇六六
綿絲	一、七四七、八七五	△七六六、二八七	三四三、二九〇	一、七〇一、八六六	四、六五六、三四二
生絲	一、一九六、四五五	△八一五、三三七	四九三、〇一二	九五三、三五八	一、一七六、九三二
苧麻	一、六〇二、七九九	一、七五八、〇六五	二、二六二、二五八	三、三五八、二五一	三、三七四、〇九九
麥粉	三、二七八、三二四	一〇、三二四、四二〇	△九、六二五、三九八	△九、九五一、三六七	△八、一九〇、九八二
牛皮及水牛皮	八一三、八三四	八二五、八一四	二、三一九、二二六	二、〇七七、九九六	△一、三六〇、八八四
乾藍	三、〇九七、九八一	四、三五〇、八一六	△二、一一七、六七八	二、八二九、七三九	四、四四六、八七二
鐵及軟鋼	九八二、三二六	一、二五六、九一〇	二、二四八、二六五	五、五三四、〇一四	△三、八二二、六六七
塊	三、五一九、一二六	三、五五七、九四二	四、三〇一、五〇六	七、一九七、七六五	△五、七二九、七三五
條及竿	四、三九九、七四七	五、〇八五、五七四	五、〇九三、二二三	九、〇四二、九九七	△八、八九五、七九三
板	一、四五一、一二五	一、五〇九、九九四	一、九六〇、〇五五	二、六〇九、四三一	二、六二〇、九一四
釘	一、〇七三、六三八	一、四八二、二五〇	△一、三一一、七五七	二、一三六、八九九	△一、九九三、七六三
筒及管					

| | | |

鍵	乾	牛	毛	麥	苧	電	綿	共	傘	他	生	綿	更	綿	雲	生	帷	棉	乳	石	自	ブ	豆
		皮								他			糸								轉	ラ	
及	麦	及				燈	綿	諸	用	の	諸	金	及	帆	蚕						車	ン	
軟		水	牛					綿	金				綿	天	鵜						及	ケ	鈴
鋼		皮	皮	紡	麻	線	絲	布	布	巾	巾	紗	布	布	綿	綿	綿	子	膏	炭	同部分品	ッ	十
																						ト	二
																							類

鋼（軟鋼に非ざる）	三八七、四六五円	△	三一二、七五七円	一、二八一、八五八円	△	七七六、四六五円	一、二五一、四六三円
海底及地下電線	三一八、九八三	△	五六、九一三	一、六四五、八八二	△	六七、六三二	七五七、一九八
赤・白砂糖	九、〇三七、〇九五		一三、五二二、〇三五	五、〇〇〇、三〇二	△	八、六九一、八三九	八、八五九、二七八
木材及板	七九一、六二九	△	一八九、八八一	四九六、三二三		六七一、二二三	九五四、二六九
錫（塊及錠）	二七八、七九四		四三三、八四五	九四八、四三八	△	四七二、二四一	七〇〇、三八四
葉煙草	九四七、一七七	△	三一三、一四六	九一九、六〇一	△	二五五、五一七	二五五、六三〇
汽船	八〇七、三六七		五、五六一、九〇一	六、〇二八、二七九	△	一、四二七、四八二	△
小麥	九二二、九六五		一、二〇五、九八四	一、五〇四、九九五	△	一、二二四、五四三	一、三三九、八七〇
聰玻璃片	六〇〇、〇二四	△	五五八、九八一	三二一、二二四	△	一、二四六、七一七	△
羊毛	一、八九三、八二八		四、二〇三、七二七	四、二九八、〇九二		四、四二三、四八七	一、一二六、九一二
縮緬呉呂	二、四九一、八九九	△	八七七、五四一	一、二二二、八八四		一、七三六、九八八	九、〇三八、六八九
羅紗	六〇七、六八四	△	四〇八、三〇〇	八、四二一、〇四八	△	七、四八八、一六一	△
同（毛綿の）	一、一九九、一四一	△	一一七、七一四	二、五七四、四九五	△	三九四、三九〇	五一〇、六六七
其他諸毛布	一、一九二、一四三	△	一、一七七、九九九	一、三一六、八八四		一、五九九、三一二	八七一、三七一
毛絲	二七四、一四二		九一七、三二四	三、一九〇、二〇〇	△	六一三、七一六	一、五一八、七四三
亞鉛（板）	四六五、二四三		五五五、六二三	一、一〇一、八五〇	△	六一四、六八一	九九九、九八一
其他特揚せざる諸貨物	二〇、三六四、五四九		二四、四五五、〇二六	三九、六一六、〇二七	△	三六、四三三、八四一	四四、七四一、二〇四
通計	一六五、八七三、九一五		一八二、三九六、九五五	二八五、九四九、九七四	△	二二二、六四二、二六四	二六四、七〇五、六二〇
再輸入品價	一七四、九一二		二三七、九一六	五一二、八八七	△	四〇七、二九七	五五八、二八七
合計	一六六、〇四八、八二七		一八二、六三四、八七一	二八六、四六二、八六一		二二三、〇四九、五六一	二六五、二六三、九〇七

（備考）＋生シーチングを含む。○晒シーチングを含む。□セルヂスを含む。＊掲載品目改正の爲め三十八・九兩年分と一致せず。

前表に依れば明治三十六年に於ける輸入品中小麥・麥粉及米の輸入激增したるは、主として同年に於ける麥作の不饒及前年に於ける米穀の凶作に因ると雖も、日露交渉の切迫も亦本品の輸入に勢力を添へたるものと言ふを得べく、羊毛・石炭及鐵類の如きは戰局に伴ひ消費の增加と同時に輸入を增加したるものなるべし。而して明治三十七年に於ける輸入品は時局の影響を受け、輸出品に比して著しく貿易額に增減を來したり。今前年に比し增加額の著しきものを擧ぐれば、棉花に七千三百餘萬圓、石炭に千二十二萬餘圓、羊毛に五百十六萬餘圓、毛絲に百七十六萬餘圓、牛皮及水牛皮に百四十九萬餘圓、靴底革及諸熟皮に二百八十三萬餘圓、葉鐵及葉鋼に百七十三萬餘圓、苧麻に五十萬餘圓、機械類に百七十五萬餘圓等にして、此等は孰れも時局の爲め需要を促進したるものなり。之に反して繭・柞蠶絲・綿絲・綿布・毛布・染料・生卵及聰玻璃片等の輸入減少を來したるは多少內地に於ける工業發達の反應に依ると雖も、主として勤儉貯蓄の風行はれたるが爲め、消費力を減少したるの影響と言はざるべからず。油糟は牛莊貿易杜絕の爲め前年に比し、輸入額六百七萬餘圓を減じ、其の反動を受けたるの故か燐酸肥料の輸入四十三萬餘圓を增加せり。豆類は滿洲貿易杜絕せしも長江沿岸より供給を仰ぎたるに依り、前年に比し、價額に於て六十三萬餘圓の增加を來したるも、數量に於ては却て十萬斤の減少を來し、鹽鮭及鹽鱒は露領沿岸に於ける漁業中止の影響を受け輸入額に九十八萬餘圓の減少を來し、小麥及麥粉は前年の輸入夥多なりしを以て稍〻減退を示し、米は前年豐作なりしに拘はらず時局の影響を受け、前年に比し七百八十三萬餘圓を增加し、輸入額五千九百餘萬圓に上り、棉花に次で輸入品中第二位を占めたり。石油及砂糖は非常特別稅賦課の爲め、見越輸入を爲したるに依り輸入額に膨脹を來し、傘用綿布・葉煙草・格魯兒酸剝篤亞斯及無味香蠟は蝙蝠傘・紙卷煙草及燐寸の輸出多量なりしを以て其の原料として輸入を增加し、板紙・印刷料紙及其の他の洋紙類は內地に於ける製紙業發達

の影響を受けたるの故か孰れも輸入額減退し、其の原料たるパルプの輸入額は前年に比し二十二萬餘圓を增加せり。繰綿は其の價格一時暴騰したるに因り輸入を手控へ、十月までは前年同期間の輸入額に及ばざりしも、在荷次第に減少し內地に於ては年末に近づくに隨ひ需要昂進し、剩へ米棉豐作の爲め價格下落したるに因り遽に輸入を促し、十一及十二兩月間に於ける輸入額千九百六十四萬餘圓に達したるを以て、結局前年に比し生綿を合せて輸入額三百九十萬餘圓を增加せり。要するに同年輸入額に膨脹を來したるは、主として時局に關する諸貨物の輸入激增したるに因るものにして、內地に於ける消費力は例年に比し却て減少したるが如し。

明治三十八年以降に於て織物の原料たる棉花・羊毛及苧麻の三種は機業の發達に伴ひ輸入額漸次增進したり。就中棉花は三十七年米國棉花豐作の影響を受け價格下落したるに因り、同年末より三十八年前半年に亙りて輸入額激增したるを以て、三十九年に入り持越品巨多ありしのみならず之に加ふるに棉價騰貴したるを以て輸入を控へたりしが、四十年に入りて在荷次第に不足を告げ、又輸入を增進し、羊毛は戰時中軍用絨の製造を奬勵したる爲め自然製絨業の發達を促し、戰後も引續き輸入を增加し、苧麻類は紡織用の外、製綱業の進步に因りて印度より黃麻、支那より苧麻及比律賓諸島よりマニラ麻の輸入何れも增加し、繭及柞蠶絲は戰後機業界の好況に連れ、輸入增加し、綿織絲も亦機業界の回復に依りて三十八・九兩年中夥多の輸入を爲したる爲め、四十年に入りて其の反動を受けて減退を告げ、羅紗及綿布類は戰後財界の好況に乘じて投機的に過多の輸入を爲したるに因り、在荷停滯して四十年に入り輸入額俄然減退し、縮緬・呉呂は內地の製造發達に因りて年々輸入額を減少し、鐵材及鋼材は戰時中輸入額一時に膨脹し、其の反動を受けて戰後に至り輸入額減少したれども、造船業の發達に伴ひ四十年に入りて又輸入額に增進を告げたり。軌條は戰後鐵道の延長及改善を計る爲め輸入額增加し、鐵釘は戰時中軍用建築物の增加に因りて輸入を促進し、戰後又財界の好調に乘じて建築事業勃興したるに因り、一層輸入額に增進を見るに至り、葉鐵は軍用罐詰の製造衰へたると同時に三十九年以後輸入額衰へ、鉛は戰時中軍用の爲め輸入增加したるが、戰後に至り板鉛及鉛管製造事業發達の爲め尙ほ輸入額に膨脹を來し、亞鉛板及錫も亦軍用の爲め一時輸入額膨脹したるが、戰後に至り輸入額減退せり。諸機械類は旣に述べたるが如く戰後輸入一時衰へたれども、四十年に入りて又增加を來し、機關車・客車及貨車は戰後輸入額減少したるが、爾後交通機關に整備を要するものありて四十年に入りて輸入額增進し、アニリン染料及乾藍は戰後機業界の好況に因りて三十八年以降輸入額增進を告げ、板紙及洋紙類は內地の工業日を逐ふて進步し、之れが爲めパルプの輸入は戰後著しく增加したりと雖も、工業の程度未だ幼稚にして未だ良質のものを製造すること能はず、一方內地の消費額は漸次增加し來りたるを以て輸入額增進し、牛皮及水牛皮は戰時中夥多に輸入したる反動に因り三十九年に於ては輸入額衰へたれども漸次製革事業の發達に連れ、四十年に入りて又輸入額增加し革類は三十七・八兩年に於て夥多の輸入を見たるが故に、戰後在荷潤澤にして價格下落したるに因り三十九年に於ては輸入額減少し、四十年に入りて市況漸く回復し輸入額に增進を示せり。砂糖の內精製糖の輸入は內地精糖業の發達に伴ひ減少を來せるも、其の反對に精糖原料に供すべき粗製糖の輸入は年々增加したり。蓋し三十八年には前年見越輸入を爲したる反動に因り輸入減少したるも翌三十九年には精糖の輸出高八千四百餘萬斤に達し、其の原料を外國に仰ぎたると內地の消費高も亦年々增加せるを以て、同年の輸入額は前年に比して千餘萬圓を增加し、四十年前半年間に於ても粗

製糖の輸入額は前年同期間の輸入額に比して増進を告げたり。米穀は三十七年に於ける内地の米作豐饒なりしにも拘らず、三十八年は戰爭の影響を受けて豫想外に夥多の輸入を見たるに因り、平和克復後其反動を受けて三十八年に於ける内地の米作豐饒ならざりしにも拘らず、三十九年の輸入額は前年の輸入額に比して減少を告げ、四十年に入りて内地の米價騰貴に因り外國米の輸入を促し、前年同期に比して輸入額増進せり。小麥及麥粉は戰時中多量に輸入を爲したるを以て、戰後輸入額減少したるも、内地に於ける麥粉の需用年々増加の傾向あるを以て、新に製粉會社を興すものありたるに因り、四十年に入り小麥の輸入額は前年の同期に比して増加を呈せり。豆類は三十八年に於て滿洲貿易回復の爲め一時輸入を激増したるに因り、三十九年の輸入額は前年に比して少しく減少を示したれども、三十六七年の輸入額に比して百餘萬圓の増加を告げ、又四十年前半年間の輸入額は前年の同期間に比して少しく増進せり。石油は戰時中非常特別税の賦課を受けたるより以來内地の石油業に活氣を添へ、産額の増加を見るに至りたるを以て戰後に至り其の輸入額は戰爭前に比して減少の傾向を呈し、殊に露油の輸入額は日露戰爭後石油生産地方の擾亂に加ふるに國油の競爭を受けて著しく減少を示せり。油精及燐酸肥料は戰爭前より引續き農事の改良に伴ひ、年々輸入増加し、三十九年の輸入額は三十五六年の輸入額に比して、油精は約一倍半燐酸肥料は約七倍の増進を來せり。其の他自轉車・乳膏・生卵・格魯兒酸剝篤亞斯・奇性曹達・無味香蠟・木材及板・硝玻璃片等も戰後生活程度の進歩、諸工業及建築事業の勃興に因りて輸入額増進せり。

之を要するに輸入品の内、軍需品と關係ある物品は既に敍述したるが如く、戰時中輸入額著しく膨脹せしが平和克復後は著しく減退を示し、未製又は粗製の生産原料品、生産補助の機械、交通機關の整備に要する材料及肥料類は戰後内地の事業勃興に伴ひて輸入額に増進を告げたり。今茲に輸入品中戰爭の影響を受けて増減の著しき物品を擧ぐれば左の如し。

品別	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年
機械類	八、〇五二、五二八円	八、一三〇、八七一円	九、八八二、七五〇円	二〇、九二三、三五一円	一八、七〇五、九八二円
機關車・客車及貨車	二、五三二、八〇九	二、七七二、八一二	三、二〇五、四一九	四、三七六、九〇六	二、九一三、二〇八
乳膏	八六三、九四五	九七九、九九〇	一、一七八、〇九九	一、六〇八、三七九	一、五〇八、七七四
麥粉	三、二七八、三二四	一〇、三二四、四二〇	九、六二五、三九八	九、九五一、三六七	八、一九〇、九八二
鑵詰食物	一二一、二二五	一五五、八六四	一、九一〇、一〇九	五五二、三七一	二五七、一二七
石炭	二七八、一〇六	二三五、七七七	二一六、七五八	四七九、二五三	一九七、〇八三
酒精	二〇一、三六三	四一〇、〇三五	五五五、〇八八	二九五、四四二	一八四、一一二
グリセリン	一八六、二二二	二一八、五〇五	二四九、五三二	四二三、七五三	一五八、〇三〇
小麥	二四〇、〇五〇	四、七六七、八三九	一、五三六、七七三	四、〇一二、〇九二	一、三七一、七四八
米	一七、七五〇、八一七	五一、九六〇、二七二	五九、七九一、九一一	四七、九八一、二六五	二六、一七二、〇七九
毛皮	五九、六六四	五三、九九八	九一五、〇七九	一、一六五、四三八	五五、二三六
牛皮及水牛皮	八一三、八三四	八二五、八一四	二、三一九、二二六	二、〇七七、九九六	一、三六〇、八八四
革類	一、三四六、〇九九	一、五三二、二六八	四、三六四、九六七	一四、〇五〇、三七一	三、〇二二、九一一
條鐵及竿鐵	三、五一九、一二六	三、五五七、九四二	四、三〇一、五〇六	七、一九七、七六五	五、七二九、七三五
筒鐵及管鐵	一、〇七三、六三八	一、四八二、二五〇	一、三一一、七五七	二、一三六、八九九	一、九九三、七六三
其他の鐵及鋼材	六、九七四、三四六	七、七九二、二四五	九、二〇五、二七六	一八、七七一、六九八	一六、四六八、〇五〇
葉鐵及葉鋼	七九七、〇八九	九七二、六二一	二、七〇六、七六九	四、六九八、〇六三	五三九、四三三
電線	七九九、九八三	七三三、二六九	一、〇四四、七六七	一、二〇六、〇六八	一、一三七、九八七
アルミニューム	八四、一五一	一四三、四三〇	五三九、八七〇	一、〇九三、三九八	七八八、九六三

亞鉛（塊及錠）	二五五、〇〇一円	二三八、七一六円	五四二、九〇一円	二、一七八、四一四円	六一九、八七七円
鉛（塊及錠）	五一〇、七一三	六二六、〇九五	八〇八、〇九六	一、二九五、七八六	一、四五七、四九八
ニッケル	二六六、一八八	二四一、九七五	七二三、三〇二	一、一七七、六四二	六六六、四六六
錫（塊及錠）	五〇一、〇〇八	五四四、六七七	一、三〇二、五三〇	一、六二八、一五〇	一、一八八、六七九
雲斎布	九六、六九〇	一〇八、六四四	一、二二一、七〇二	一、〇一二、二九二	九七、一七二
綿帆布	七六、五四六	七四、二九八	一、〇〇五、九六九	一、七〇八、二一一	一一二、五〇一
毛絲	九二二、一四七	一、一四四、〇七三	二、九一二、七一一	五、一五〇、三九九	二、四三九、五八八
羅紗	三、四三〇、〇四六	三、五六五、二四六	二、五八〇、二三八	一五、四二八、七六七	一四、五八二、四六四
麻帆布	三三、六三八	一六、一三六	四八〇、七〇一	二、三八一、二一四	一五九、三四六
ブランケット	一二三、五七七	一六六、二六九	六、四二三、一一三	四、七〇八、〇六六	三五四、五八三
石炭	一、二九八、三七四	一、九七二、九二三	一二、一九九、八八五	五、四六四、七二二	二五九、九九〇
海底及地下電線	八五、四三一	三三二、一六七	一、〇三六、九六一	二、五六九、一七四	二〇七、六四一
汽船	一、四八八、〇一二	一、七三三、四二七	九、三一九、六九四	七、六六〇、二九三	一、七四二、二八二

第二項　金銀の輸出入

明治三十五年以降五箇年間に於ける金銀貨幣及地金の輸出入額を擧ぐれば左表の如し。

明治三十五年以降五箇年金銀輸出入對照表

年次	輸出 金貨及金地金	輸出 銀貨及銀地金	輸出 計	輸入 金貨及金地金	輸入 銀貨及銀地金	輸入 計	差額
明治三十五年	四五、三一三円	一、五七五、六六九円	二、〇二八、九八二円	三〇、一八三、六七〇円	一、九七七、六八八円	二、四五二、一〇〇	三二、一六一、三五八円 入超
同三十六年	一六、六九八、一三〇	二、三〇二、九六九	一九、〇〇一、一九九	二五、三五五、三六九	二、四五二、一〇〇	二七、八〇七、四六九	八、八〇六、一七〇 入超
同三十七年	一〇六、〇二六、五六二	一、七六九、二九七	二〇七、七五五、八五九	五、四五六、三三三	二八、四九〇、三三三	三三、九四六、六五六	七三、八四九、一〇三 出超
同三十八年	一四、七〇八、四一三	一、六四六、三四四	一六、三五四、七五七	三〇、一八三、六七〇	二一、三三、九七八	三二、五〇六、九七三	一五、二五二、二二六 入超
同三十九年	三三、九三、六三一	二、八〇〇、八〇五	二五、七八四、四三六	三七、〇二二、八二七	一〇、一八九、三七〇	四七、二二一、一九七	二二、四三六、七六一 入超
同四十年自一月至六月	八、三八一、三九二	三七、六三六	八、四一九、〇二八	二、七〇三、四九二	三二、〇四四	三、〇〇三、五三五	五、三九五、四九三 出超

明治三十六年に於ては普通貨物の輸入超過額二千七百餘萬圓に上りたるも、特別品の輸出額千餘萬圓に達したるに因り差引千七百餘萬圓の輸入超過となれるを以て、單に貿易統計上より觀察すれば金銀の流出を見るべき筈なるに之に反して前表に示すが如く金銀の輸入額八百餘萬圓を超過したる所以は貿易統計表が貿易上に於ける國際貸借の關係を表明せざると、前年に於ける賣債金の回收未濟其の他我國の債權に屬すべきものありしに由らずんばあらず。又明治三十七年に於ては時局の影響を受けて普通貨物の輸入激增し、加ふるに前年末に購入したる軍艦代仕拂等の爲め外國に於て資金を要せしのみならず、前年末より運賃及保險料は孰れも騰貴し、且內國船徵發の爲め外國船に依りて輸出入する貨物次第に增加し、剩へ多數の外國船を借入れたる等の爲め、國際貸借上我國の債務に屬すべき金額次第に增加したるを以て外國爲替相場は一月以降下落を告げ、爲めに正貨の濫出を見るに至り既に前半期間に於て約七千萬圓の輸出超過を呈したるに因り、其の反應として日本銀行の正貨準備は五月に至り六千萬圓臺に下り、前年末に於ける準備金一億千五百餘萬圓に比すれば四千餘萬圓の減少を告げたり。此時に當り一面には外債の成立するあり、又外國貿易は輸出時期に移り外國爲替の需要稍〻衰へたるを以て、後半期に至り爲替相場は漸く順調に復し、隨て正貨の流出減少し又內地に於ては銀の需要增加し、後半期に於て銀貨及銀地金の輸入額二千萬圓臺に達したる

を以て差引後半期に於ける正貨の流出額は前半期に比し著しく減少したりと雖も、結局年計に於て七千三百餘萬圓の輸出超過を呈したり。

明治三十八年に於ては普通貨物の輸入超過額のみにても一億六千七百餘萬圓に上り、其他軍用特別貨物の輸入夥多なりしにも拘らず、同年三月及七月の兩度に於て外債の成立を告げたるを以て、正貨の輸出入額は前表に示すが如く却て千五百餘萬圓の輸入超過を告げたり。而して三十九年に於ては貿易の趨勢一變して四百餘萬圓の輸出超過を告げたれども、四十年に入るや再轉して又輸入超過を示すに至り未だ全く貿易の逆勢を免るるの時機に到らずと雖も、一面には內國債の輸出及外債金の回收等ありて三十九年に於ける正貨の流入高は二千百餘萬圓に達し、又四十年前半年間に於ては普通貨物の輸入超過額六千八百餘萬圓に上りたれども、國際債務の銷却に振當て得べき外債金の未だ回收を終らざるものあるを以て正貨の流出高は僅かに五百餘萬圓に過ぎざりしなり。

第二款　戰時に於ける軍費の外國仕拂

抑〻時局に關する政府の仕拂は巨額に上ると同時に、此等の仕拂中には海外に對し正貨拂を要するもの亦隨て大なるは必然の勢にして、之を自然の狀態に放任せんか、國際貸借の關係は忽ち其の均衡を失ひ、正貨濫出の虞ありたるものにして、政府は豫め此の點に深く顧慮する所ありたり。卽ち一面に於ては各省と交渉して成るべく正貨海外拂の節約を圖り、且戰地に於ける仕拂には軍用切符を使用する等種々の手段を執り、又他の一面に於ては正貨增加の方法を講じ、內地に在りては金銀地金の輸納を奬勵して之が吸收に勉め、外國市場に在りては前後數回に公債を募集して仕拂の用に供し、及正貨準備の充實に資し、又輸出爲替を買入れて外國拂に便ならしむる等百方畫策する所ありたり。此等種々の施設に依り幸にして正貨準備の基礎に動搖を來すことなく、我經濟財政の信用を安固ならしむることを得たるものにして、以下其の施設の要點に就き款を分ちて記述すべし。

臨時軍事費は時局の開始より明治四十年三月に至るまでの仕拂總高十四億九千三百六十三萬七千四十四圓九十四錢八厘の巨額に達し、右の內外國拂見込額は二億三千三百七十三萬五千二十一圓に上れり。之を陸海軍に區別すれば左の如し。

臨時軍事費外國拂調

陸軍の部		
一金四千五百五十五萬四千三百六十四圓	明治三十七年中	
一金一億四百五十一萬二千五百十一圓	明治三十八年中	
一金二千三百十八萬八千七百五十八圓	明治三十九年中	
一金四百三十九萬二千八百七十一圓	明治四十年一月より三月まで	
計金一億七千七百六十四萬八千五百四圓		
海軍の部		
一金千六百一萬千三百二十圓	明治三十六年中	
一金二千三萬二百十三圓	明治三十七年中	
一金千六百三十八萬九百十八圓	明治三十八年中	
一金二百二十四萬四百五圓	明治三十九年中	
一金百四十二萬三千六百六十一圓	明治四十年一月より三月まで	
計金五千六百八萬六千五百十七圓		

右集計

一金千六百一萬千三百二十圓　明治三十六年中
一金六千五百五十八萬四千五百七十七圓　明治三十七年中
一金一億二千八十九萬三千四百二十九圓　明治三十八年中
一金二千五百四十二萬九千六十三圓　明治三十九年中
一金五百八十一萬六千五百三十二圓　明治四十年一月より三月まで
合計金二億三千三百七十三萬五千二十一圓

前記の外圓形銀塊の仕拂高歳出拂千三百四十八萬四千四十三圓（定額戻入を控除したる高）交換拂五百二十九萬千九百二十二圓（交換受入を控除したる高）合計千八百七十七萬五千九百六十五圓あり。之れ亦直接間接に戰地の用に供したる分にして正貨拂に準ずべきものなりき。

臨時軍事費の仕拂總高は十四億九千三百六十三萬七千四十四圓九十四錢八厘にして、其の仕拂に供したる金種類を區別すれば左の如し。

臨時軍事費仕拂金種類調

一金一千萬圓　金貨
一金千三百四十八萬四千四十三圓　圓形銀塊（歳出拂高を掲ぐ）
一金九萬千七百九十三圓二十六錢二厘　韓錢
一金一億八千五十八萬二千四百五十六圓十錢　軍用切符
一金十二億八千七百三十三萬九千五百六十圓五十八錢六厘　兌換券及補助貨
一金二百十三萬九千百九十二圓　一覽拂手形
計金十四億九千三百六十三萬七千四十四圓九十四錢八厘

前記兌換券及補助貨等仕拂額の内、實際外國爲替を取組み又は銀行券に替へ仕拂ひたるものあるも、茲には現に國庫より拂出したるものに依りて計上す。

政府の外國拂は直接たると間接たるとを問はず、本邦より正貨の拂出を要するものなるも、固より之が爲め自ら外國に正貨を輸送したることなく、或は國庫保有の金貨を日本銀行に交付し、同行をして倫敦に於て振替拂を爲さしめ、或は倫敦保有の英貨を以て直接に仕拂に充てたることあれども、其の大部分は專ら爲替作用に依りたるものとす。前に述べたるが如く國庫の仕拂は主として兌換券を以てせりと雖も、其の内事實外國爲替を取組みたるもの少なからざるを以て、此等は正貨の仕拂となるものとす。而して横濱正金銀行をして買入しめたる輸出爲替及政府外債募集金の一部は、直接間接に右爲替資金となりたるものなり。此の如く軍費に關する正貨の仕拂は既に述べたるが如く二億三千三百七十三萬餘圓にして、之に正貨拂に準ずべき圓形銀塊拂千八百七十七萬餘圓を合算するときは總高二億五千二百五十一萬餘圓なりとす。

第三款　外國拂の緊縮

正貨準備の充實に關しては一方に於て外國拂の爲替資金を準備し、且本邦へ正貨を吸收するの策を執れりと雖も、他の一方に於て外國拂を惹起する所の原因に對して緊縮を加ふるの必要あるや勿論なり。故に外國輸入品の使用を節し、且輸入品代以外の外國拂に就ても亦努めて之を減縮するの方針を實行せり。

正貨拂の節約に就ては努めて外國拂を要する經費の緊縮を圖れり。卽ち正貨準備を確實にする

は、時局に際し國家の信用を保持するの必要特に重大なるが故に、一般經費の節約を行ふは勿論、海外拂に係るものは緊急措くべからざるものの外は見合はすべき旨を以て明治三十七年三月各省と交渉を遂げ、尙又同年五月前述の趣旨を敷衍し、且實行上に制限を設け、明治三十六年末より同三十七年末に至る各省の外國拂月額を限定し、其の總額を七千九百八十五萬餘圓（臨時軍事費に就ては既に第二款に記述せるも便宜上玆には臨時軍事費を包含したる高を掲ぐ以下之に倣ふ）とせしが、其の後時局の發展に伴ふ各種の仕拂其の他已むを得ざる使途の爲め漸次增加を要し、終に一億四千三百三十八萬餘圓となれり。然れども其の內明治三十七年末までに現に仕拂を爲したる金額を推算すれば、一億二千四百二十七萬餘圓にして、此の外圓形銀塊の歲出として仕拂はれたるもの及軍用切符と交換の爲め仕拂はれたるものの合計額千百九十一萬餘圓あるを以て、之を合算すれば總計一億三千六百十八萬餘圓に上れり。

明治三十八年分に就ては前年の方針を繼續し、同三十七年九月外國拂豫定月額を各省に通牒せり。其の總額は九千四百六十七萬餘圓なりしも、時局に關する支出は到底此の範圍內に於て支辨し難き事情あり、且其の他緊急措く能はざる支出の請求ありたるに依り、同三十八年三月を以て更に豫定月額を改定して一億七千四十五萬餘圓と爲し、其の後新に募集したる外債の利子及外務省臨時事件費・陸軍省臨時軍事費・臺灣總督府用品代等合せて六千六百六萬餘圓の仕拂を要するものあり。是亦追加を爲したるが爲め、明治三十八年分總豫定額は二億三千六百五十一萬餘圓となれり。其の內明治三十八年末までに仕拂濟となりたる金額を推算すれば、一億九千六百二十萬餘圓にして、此の外圓形銀塊の仕拂高歲出拂及軍用切符と交換拂の分を合せて七百十五萬餘圓ありたるを以て、之を合算すれば其の總計二億三百三十五萬餘圓なりき。翌明治三十九年に至ては既に平和條約締結後に屬し正貨拂に就ては敢て顧慮するの要なかりしが如しと雖も、正さに時局の後を承けて陸海軍に關する諸費、國債の元利拂其の他諸般の經營に關し支出を要するもの巨額に上り、又他の一面に在りては官民共に戰時に於ける事業の緊縮を緩ふし、海外に對する需要を增加する等、正貨の外出を促すべき情況少なからざりしを以て、尙從來の方針を繼續し、同三十九年四月を以て各省外國拂豫定總額を三億二百七萬餘圓とし、各省に對し之れを通牒せしも、其の後海軍省其の他增額の必要あるもの八百八十六萬餘圓を追加したるが爲め、明治三十九年分總豫定額は三億千九十三萬餘圓となれり。而して之れを前年の總豫定額二億三千六百五十一萬餘圓に比較するときは七千四百四十二萬餘圓の增加となりたるも、此の內より國庫債券の償還に要するもの一億三千餘萬圓を含有したるを以て、假りに之れを控除するときは前年に比し五千六百餘萬圓を減縮したる計算なり。而して前記總豫定額の內明治三十九年末までに仕拂濟となりたる金額を推算すれば二億六千八百十三萬餘圓にして、此の內より圓形銀塊の定額戾入となりたる額三十六萬餘圓を控除し、更に同銀塊を軍用切符と交換の爲めに仕拂ひたる額七萬餘圓を加算するときは、其の總計二億六千七百八十四萬餘圓なりとす。

明治四十年分に就ては前年の方針を繼續し、同四十年五月外國拂豫定月額を各省に通牒せり。其の總額は二億八千九百二十五萬餘圓にして、其の內四十年三月までに仕拂濟となりたる金額を推算すれば、三千二百三十七萬三百二十二圓なりとす。

外國拂節約の爲め輸入品中使用を節し得べきものは努めて之を節し、又內國の生產品を以て代用し得べきものは之を使用する等外國品使用高の減縮を圖れり。

第四款　外國爲替の運用

時局に際し臨時事件費其他外國拂に關する狀況は前述の如くなるが、此等諸般の緊要なる仕拂を爲すに就ては、政府は横濱正金銀行をして輸出爲替の買收を行はしむると同時に輸入爲替の取扱に制限を加へ、以て外國に於ける仕拂資金の貯藏に努めしめたり。然れども一面に於て時局に關する用品其他民間需要の各種輸入品代仕拂に付爲替取組の爲め、在本邦の諸外國銀行の手元は資金過剩の結果を生じ隨て外國に向け資金の廻送を要するも、爲替不利の爲め現送の方法に依ることと爲し日本銀行に對し正貨の取付を爲すもの少からざりしかば、日本銀行は此等外國銀行に對しては時々機宜に應じ建相場に比し幾分か割高に爲替を取組み、以て正貨の流出を抑制するの方法を行へり。

(一)　輸出爲替の買收

時局の切迫と共に政府は日本銀行に内命し、横濱正金銀行をして在本邦の本支店に於ては成るべく輸出爲替の買入に努めしむると共に、輸入爲替買控の方針を執らしめ、特に倫敦支店に於ては資金の餘力を蓄ふるの策を執り、他の海外支店は倫敦へ向け送金せしむることと爲さしめたり。而して横濱正金銀行が輸出爲替の買收を爲すに就ては、在本邦の諸外國銀行と競爭を爲すの必要あり、隨て其の價格の如きも建相場より若干方割高とせざるを得ざる事情ありしが、其の結果として右買入れたる爲替金を政府の仕拂に供用するに際しても、通常の建相場に依ること能はざるを以て、政府の爲替取組に就ては特に相場を豫約し、以て同行が政府海外拂の爲替資金に差支なき樣輸出爲替の買收を爲すことを得せしめたり。而して其の豫約相場は第一回に金三千六百二十萬圓を電信爲替一志十一片十六分の十五、參著爲替二志の割とし、第二回に金二千三百六十四萬圓を電信爲替二志零片十六分の一の割とし、第三回に金一千萬圓を電信買爲替に比して零片八分の三の差を以てすることを承認し、又第四回に金千五百萬圓を參著爲替相場二志零片十六分の五の割を以て政府に買上げたり。

(二)　輸入爲替取扱の制限

横濱正金銀行は民間輸入爲替に就ては成るべく其の取扱を爲さざる方針を執りしのみならず、政府需用の諸物品に關する輸入爲替と雖も、該輸入商人の請求に係る分は果して政府の注文に基くものなるや否やを明かに認めたる上爲替取組を實行することとせり。然れども國民需用上の必要に基く民間輸入爲替の外國銀行の手に依り取組まるるもの少からず、隨て之が爲めに生じたる外國銀行の餘剩資金は之を本國に廻送を要するものなるも、爲替關係の逆なるが爲め、寧ろ現送を利とし、其の結果正貨の流出するもの夥しきに至れり。依て政府は一箇月約三百萬圓を限度とし正金銀行をして外國銀行以外の會社、個人を選擇して先物賣爲替開始の爲め新に輸入爲替の增加を誘ふことなき限度に於て先物賣爲替の途を徐々に開始せしめたり。

第五款　外債募集金の運用

外債募集金に關しては國庫は必要に從ひ、或は之を日本銀行に賣却して一面正貨準備の充實を圖ると同時に、右賣却代金を以て日本銀行借入金を返償し、或は爲替資金に供し、或は現送し、或は一時日本銀行に預け入るる等、適當と認むる方法に依り運用したり。即ち以下述ぶる所の如し。

英貨及米貨を日本銀行に賣却の上借入金の返償に充てたるものの内譯は、明治三十八年六月末ま

での分左表の如し。

外債募集金に依る借入金返償高表（△印は英貨又は米貨とす）

区分	受入 入月日	受入 英貨又は米貨通貨額	日本銀行へ買却高 買却月日	日本銀行へ買却高 英貨又は米貨通貨額（×印は假賣の分）	借入金返償 返償月日	借入金返償 金額
英貨	明治三七年六月九日	△ 一、六三〇、〇〇〇、〇〇磅 二、九七、五七四、九九〇	明治三七年六月九日	△ 一、一五〇、〇〇〇、〇〇磅 一、一一三、四五五、九三	明治三七年六月九日	一一、〇〇〇、〇〇〇円
	六・三〇	△ 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、二一〇、〇五〇、〇五	六・三〇	△ 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、二一〇、〇五〇、〇五	六・三〇	二、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	七・二六	△ 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、二一〇、〇五〇、〇五	七・二六	△ 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七・二六	二、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	八・三一	△ 二、〇五〇、〇〇〇、〇〇 一、九七、七六八、四二一	八・三一	△ × 二、〇五〇、〇〇〇、〇〇 一、九七、七六〇、〇〇〇・〇〇〇	八・三一	一、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	一二・九	△ 一、三五〇、〇〇〇、〇〇 一、一三〇、〇四〇、五六	一二・九	△ × 一、一三五、〇〇〇、〇〇 一、一三〇、〇四〇・〇〇〇	一二・九	一一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	明治三八・一・一〇	△ 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 一、〇四〇、〇五〇、〇〇	明治三八・一・一〇	△ × 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 一、〇四〇、〇〇〇・〇〇〇	明治三八・一・一〇	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	二・八	△ 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 一、〇四〇、〇五〇、〇〇	二・八	△ × 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 一、〇四〇、〇〇〇・〇〇〇	二・八	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	三・六	△ 五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 五、〇四〇、〇五〇、〇〇	三・六	△ × 五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 五、〇四〇、〇〇〇・〇〇〇	三・六	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	四・一九	△ 二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 二、〇四〇、〇五〇、〇〇	四・一九	△ × 二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 二、〇四〇、〇〇〇・〇〇〇	四・一九	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	五・一三	△ 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、八〇四、七三〇、六二八	五・一三	△ × 二、三〇〇、〇〇〇、〇〇 二、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・一三	二、三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	七・二一	△ 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 九、〇八七、九三一・二六三	七・二一	△ × 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 九、〇八七、九三一・二六三	七・二一	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	一二・二八	△ 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 九、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一二・二八	△ × 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 九、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一二・二八	九、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	明治三九・五・三〇	△ 一、七五〇、〇〇〇、〇〇 一、七〇九、三八六、六四一	明治三九・五・三〇	△ 一、七五〇、〇〇〇、〇〇 一、七〇九、三八六、六四一	明治三九・五・三〇	一、七五〇、〇〇〇・〇〇〇
	六・六	△ 一、七五〇、〇〇〇、〇〇 一、七三六、二四五・五五〇			六・八	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
米貨	明治三七年一二月八日	△ 一、一四七、八四五・〇〇 二、八四六、〇四〇・三六			明治三七年一二月八日	二、五〇〇、〇〇〇円・〇〇〇
	一二・二四	△ 一、一四七、八四五・〇〇 二、八四六、〇四〇・三六	一二・二四	× △ 一、一四七、八四五・〇〇 二、八四六、九三五・六四〇	一二・二四	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	明治三八・一・二六	△ 一、一四三、四四七、三六五・四〇 一、一四七、八四五・六三	明治三八・一・二六	× △ 一、一四三、四四七、三六五・四〇 一、一四七、八四五・六三〇	明治三八・一・二六	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	四・二二	△ 七、三六一、四〇六、五六五・〇〇 七、三六一、四〇六、四九五・三三	四・二二	△ × 七、三六一、四〇六、五六五・〇〇 七、三六一、四〇六、四九五・三三	四・二二	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
	五・一一	△ 七、三六一、四〇六、五六五・〇〇 七、三六一、四〇六、四九五・三三	五・一一	△ × 七、三六一、四〇六、五六五・〇〇 七、三六一、四〇六、四九五・三三	五・一一	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
計		一九、〇四〇、〇三〇、〇〇〇・〇〇磅 三、七七〇、三五四円・三六 三八、四四〇、三五六・二六八		三、七七〇、三〇〇・〇〇〇磅 三、七七〇、三五四円・六六 三八、四四〇、〇三〇・〇九五		四、〇〇〇、〇〇〇円・〇〇〇
			六・一五	△ 一、一〇〇、〇〇〇、〇〇 一〇、七四八、〇九一・六〇三	六・一五	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
			六・二〇	△ 二、二三五、〇〇〇、〇〇 二、二三五、〇〇〇・〇〇〇	六・二〇	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
			六・二九	△ 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 九、七四〇、九九二・三六六	六・二九	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇

（備考）一、前表中五月三十日百七十五萬磅、六月八日七十五萬磅、同月十五日百十萬磅、同月二十九日百萬磅の分は國債整理基金所屬英貨を賣却し返償に充てたるものなり。

二、假賣の分は其の後隨時必要に應じ國庫に買戻しの上、軍用手形を以てナる貸替資金又は銀塊買入充とし、或は政府に於て公債利子等に振替送金の爲め使用し、又は日本銀行へ賣切（此相場は英貨に於て一圓に付二志零片二分の一乃至二志零片十六分の十三、米貨に於て四十九仙四分の三の割合）とせしを以て、四十年三月末日に於て假賣として整理中の額左の如し。

英貨三百八十萬九千百三十八磅十六志十一片

三、受入月日金額の記載なきは爲替回金等に依りしれが區分を得ざるに依る。而して三十八年七月二十一日賣切英貨の分は正金銀行より買入たる分なり。

外國仕拂金に就ては前に述べしが如く輸出爲替を買收し、其の資金の一部に供したるの外、尙外債金の一部をも之に充用し、其の他軍用切符を以てする爲替取組資金にも之を充用したり。明治四十年三月末までに於ける振替爲替の取扱額左表の如し。

外國債募集金に依る振替爲替取扱額表

年月日	公債利子及發行費	帝國諸公債利札買入代リ英貨賣却	印紙稅	軍票爲替資金	軍票買入資金	海軍省經費	公債利子、利札買入代リ英貨並印紙稅分備考
	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	
明治三八年・三・一日	一三七、六〇四・〇三、〇四	円	円	一〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇	円	円	
六	一、二五〇、〇〇〇・〇〇〇			九六四、八二四・一二一			帝國五分利公債利子
三・一				一〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇			
四・八	三、三二〇、〇〇〇・〇〇、〇〇			九六四、八二四・一二一			
八	一、六〇七、一〇〇・〇〇						第一回、第二回、六分利付英貨公債利子
	三、三二一、七五〇・〇〇〇						同
二・一	四五、〇〇〇・〇〇						公債證書製造及發行費
二・二	九〇、二五〇・〇〇〇						
五・二・三				一、三七、三九五・一六、八			
				一、三五、六八・一四一			
六・三	一、四二一、九六・一二、〇四			一、五〇、〇〇〇・〇〇、〇〇			
	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇〇			一、四四七、二三六・一八一			
五				一、五〇、〇〇〇・〇〇、〇〇			整理及軍事公債利子
九				一、四四七、二三六・一八一			

年月日	公債利子及發行費	帝國諸公債利札買入代リ英貨賣却	印紙稅	軍票爲替資金	軍票買入資金	海軍省經費	公債利子、利札買入代リ英貨並印紙稅分備考
	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	外國通貨換算	
七・一	一、九二一、六〇〇・〇〇〇	円	円	一、九二一、七九五・〇〇〇	円	円	四分利付英貨公債利子
一〇	一、九四五、五七六・一〇七			一、九四五、五七六・一〇七			第一回四分半利付英貨公債利子
八・九	一、四四八、〇九二・五六四			一、四四八、〇九二・五六四			同
一九	三、三七七、五〇〇・〇〇、〇〇			一、九二〇、一四六・八一八			
	三、二九五、〇一二・〇〇〇						
二四							
三〇				一、九二八、八三六・三三四			帝國五分利公債利子
九・九	一、六四三、六一五・〇〇						
	三、二九五、〇一二・五〇〇						
一九	三、二九七、五〇〇・〇〇、〇〇			一、九三〇、四三〇・八三五			
	三、二九五、〇一二・〇〇〇						
一〇・四				一、九二九、九六六・九七六			
三〇							
一九							
七				一、九二九、八九二・七三二			第一回、第二回六分利付英貨公債利子
一一	六、四四三、五六〇・〇〇〇						
	六、六〇〇・〇〇、〇〇						
二一				一、九四一、四三二・三四三			
三一				一、九三九、九七七・五一三			
一一・一〇							紐育より倫敦へ回金に對する印税
	二、一〇六、五五九・〇五、〇〇						獨逸大藏省證券買入約定書に貼用せし印税
一一	四二、九四〇・八九、七五五						

	明治三九・一・九	一〇	一一	一二・一・四	二・一一・一三	二・一二・一七	二・一二・二四	二・一二・二七	三・一二・一二	四・一・五	四・一・二四
債券元利二回四分年利付英貨公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　公債證書製造及發行費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
帝國五分利公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
庫券償還、券等郵便利息、札買五分入代利り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債券元利二回四分年利付英貨公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　同　金内國債國庫債券買入代り	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　同　内國債利札買入代り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
書類に貼用せし印紙稅買入約定	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
國庫債券元利買入代り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
付第一回、第二回公債第二回利子、六分利	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

	明治三八・一・一〇	一・一七	一・二九	二・二・七	二・二・一四	二・二・一七	二・三・一一	二・三・一三	二・三・一七	二・三・二一	二・三・二八	二・四・一	二・四・一五	二・四・一八	二・四・二五	二・五・二	二・五・七	二・五・一一	二・五・一八	二・五・二五
債券元利二回四分年利付英貨公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　公債證書製造及發行費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
帝國五分利公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
庫券償還、券等郵便利息、札買五分入代利り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
債券元利二回四分年利付英貨公債利子	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　同　金内國債國庫債券買入代り	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
同　同　内國債利札買入代り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
書類に貼用せし印紙稅買入約定	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
國庫債券元利買入代り金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
付第一回、第二回公債第二回利子、六分利	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

年月日					
明治三九・八・一七	一、六四三、六五〇・〇〇	三、三五〇・〇〇			第一回四分半利付英貨公債利子
二一	三、二九五、〇二二・五〇〇	三、三七、五〇〇・〇〇			同
九・五	一、二七、六八四・〇四、〇四〇	一、二五〇、〇〇〇・〇〇			帝國五分利公債利子
一〇・一三	六、六〇、〇〇〇・〇〇〇・〇〇				第一回、第二回六分利付英貨公債利子
一一・一二	六、四四三、五六〇・〇〇〇				紐育より倫敦へ回金に對する印稅
一三					獨逸大藏省證券買入約定書に貼用せし印稅
一六	三六、五五〇・〇〇弗		△三五、〇〇〇・〇〇〇・〇〇	△六、二〇〇・〇〇〇・〇〇磅	殘額返戻
一二・二〇	六三四、五九五・〇〇〇		△三八、四三五・一一〇	△五九、八六七・二〇九	新四分利付英貨公債利子
明治四〇・一・一五	一、〇九五、七五〇・〇〇				第二回四分半利付英貨公債利子
二一	二、九六、六七五・〇〇〇				公債證書製造及發行費
	二四四、〇四五・〇〇〇				同
二・七	一五、〇〇〇・〇〇〇・〇〇				第一回四分半利付英貨公債利子
	一四六、四四五・〇〇〇				
一五	一、六四三、六三五・〇〇	二、九二一、二六二・〇〇〇磅			
	三、二九五、〇二二・五〇〇	二、八三五、三五三・九六			
三・一四		三、六六六・〇〇〇			
		三二、二六八・一五八			
二八					
二九	五五、六八一・一三、〇四四磅	三、三五六、〇七六・〇七、〇四四磅	六、二五二、三九五・二六、〇六六磅	二、八三五、三五四・五一四	公債證書製造及發行費
	五五、四五〇・一二	三、四九三、八七七・七五三	六〇、三九九、二四八・九三三	三、〇七四、六四二・〇六四	
計	六、四九五、一六四・二二、〇六六磅	三五六、〇七六・〇七、〇四四磅	六、二五二、三九五・二六、〇六六磅	二九二、八〇〇・〇〇〇磅	
	七、九九五、二五五・〇〇	三、四九三、八七七・七五三	六〇、三九九、二四八・九三三	二、八三五、三五四・五一四	
	二六、〇八、三六七・五〇〇				
	一、三三、〇〇〇・〇〇				
	六三二、三九四〇・〇〇				

外債募集金の內或は之を以て日本銀行借入金を返償し、或は現送し、或は爲替資金に充用し、或は日本銀行へ賣却し、又は海軍省の經費にして海外に仕拂はるるものの振替拂を爲し、及外國に於て仕拂はるる公債利子の振替仕拂等に充用し、尙殘額ある場合には、明治二十七年法律第十六號に依り隨時日本銀行に預入し、同行をして英國に於ては英國大藏省證券・英國國庫債券等を購入し又は利付預金として運用せしめ、米國・獨逸並佛國に於ては日本銀行へ寄託とし、同行をして更に他の確實なる銀行・會社へ利付預金として保管せしめ、又獨逸に於ては獨逸大藏省證券を購入運用せしめたり。又戰時中募集したる六分利付國庫債券にして、外國人應募の爲め海外に流出したるものを倫敦及紐育に於て償還期日以前に割引買入を爲したり。此の購入したる國庫債券の總額は、四十年三月迄に倫敦に於て券面二千七百二十八萬二千五百七十六圓五十錢此の購入代英貨二百七十五萬二千七百七十四磅十七志二片、紐育に於て券面九百二十六萬七千二萬二千二百三十弗二十四仙なりき。而して此等國庫債券は時々本邦へ回送し、到著の上時々償還を受けたるものにして、之れ一面に於ては償還に便宜を與へ、一面に於ては運用を計りたるものなり。又當初より同月迄に購入したる英國大藏省證券額面は二千五百八十一萬磅にして、之れが買入割引歩合は四歩乃至一歩三十二分の一英國國庫債券額面は九十二萬七千五百磅にして、買入相場は額面八十四萬二千五百磅は一〇〇、三十二分の十九乃至一〇〇、十六分の七、八萬五千磅は三歩乃至二歩二分の一の割引なり。又獨逸大藏省證券の額面は九千八百六十萬麻にして、買入割引歩合は四歩八分の三乃至二歩八分の一なり。又利付預金の利子割合は時々變動あるも、今當初より四十年三月迄の最高最低を以てせば、英國最高五歩四分の一最低二歩二分の一、米國最高三歩最低二歩、獨逸最高五歩

四分の一最低一歩四分の一、佛國最高二歩最低一歩八分の五なり。而して資金の保管運用は米・獨・佛等に於てするよりも英國に於てする方確實且つ便利なるを以て、隨時必要に應じ日本銀行へ爲替資金を交付し置き漸次市場の狀況を圖り之れを英國へ爲替回金せり。

第三節　世界大戰時の對外金融

第一款　對外貿易と對外勘定

第一項　對外貿易

第一　概說

歐洲戰亂勃發以降の本邦對外貿易を敍述するに先ち、其の戰前に於ける狀況を觀るに、本邦の對外貿易は從來年々增進の傾向を示したるも、其輸出入合計額が初めて十億圓を突破して新記錄を作るに至りしは大正元年にして、其總額十一億四千五百萬圓に達し前年に比し一割九分餘の增加にして其の增加率の大なる日露戰役後未だ曾て見ざりし所なり。然れども其の增進の主因は輸入にありたるものにして、卽ち總額中輸出五億二千六百萬圓（四割六分）に對し輸入六億千八百萬圓（五割四分）、結局輸入超過九千二百萬圓を示せり。輸出品中增加の主なるものは、生絲・綿絲・眞田・銅其の他の原料用製品及綿織物・雜貨等の全製品にして、輸入品中に於ても最も多く增加したるは棉花・羊毛・燐鑛石等の原料品及原料用製品たる各種鐵類なり。就中棉花は二億圓を超ゆるの大輸入を爲し、此の一品にして前年より增加すること五千四百萬圓に上れり。此の如く同年に於て本邦の對外貿易が活躍せるは之れ我國の供給力と需要力とが共に增進せることを示すものにして、殊に其の內容を檢するときは、輸入の增加亳も憂ふるに足らざるものあるが如しと雖も、唯我國が國際貸借の關係上一大債務國たるの實情に鑑み、前記の如き輸入の大超過に對し甚だ悲觀的の意見を唱ふるもの尠からざりき。之を要するに大正元年度の對外貿易は全體を概括して明治四十四年に於ける關稅改正の影響尠少ならざるが如く、新關稅は保護政策の色彩濃厚なるものあるを以て、其の保護に浴せる種類の工業は多少とも殷盛を告ぐるに至りし結果、自ら原料、其の他の需要を增加し、且つ又之に伴ひて、輸出をも增進せしめたるものと見る可きなり。

然るに翌大正二年に至りては、對外貿易總額は前年に比し更に二億千餘萬圓を增加して十三億六千百萬圓に上り、輸入超過額も亦四百萬圓を增加して九千六百萬圓を超えたり。此の內輸出六億三千二百萬圓（四割六分）、輸入七億二千九百萬圓（五割四分）にして、輸出の增加は生絲・羽二重・綿絲・綿織物等にして、輸入品中增加せしものは棉花・紡織機・米・砂糖・鐵材を以て主なるものとす。棉花・紡織機の增加は內地紡織會社の事業擴張に基く增錘に因れるものにして、米・砂糖は內地米の凶作と臺灣糖の不作に因り、鐵材は本邦海軍の製艦計畫の變更と民間海運業者の造船とに因りて需要增大せるものなり。

戰亂勃發の年たる大正三年上半期に於ける貿易狀況は輸出三億千二百萬圓、輸入三億八千二百萬圓にして、前年同期に比し輸出の增加二千七百萬圓に對し輸入は却て二千二百萬圓を減少し、此の結果輸入超過額も亦七千萬圓に下り、前年同期に比し四千九百萬圓の減少となり、卽ち同年上半期に於ける著しき現象は、輸出增加の反對に曾て見ることなかりし輸入の減少せしことと、貿易總額の增加

僅少なりしこと是なり。尤も貿易總額は前記の輸出增加に依りて前年同期に比し五百萬圓の增額を示したりと雖も、從來年々の增加度合に比較せんか殆ど問題と爲すに足らず。

	輸出入合計額	前年同期に比し增加額
明治四十三年上半期	四五一、一八六、〇八五円	四九、六六七、八一五円
同　四十四年上半期	五一四、二七八、九五〇	六三、〇九二、八六五
大正元年上半期	五七九、五二八、三六二	三五、二四九、四一二
同　二年上半期	六八九、五三五、四〇四	一一〇、〇〇七、〇四二
同　三年上半期	六九四、八〇三、三九〇	五、二六七、九八六

之れ畢竟前年來の內地財界の不況及政府財政の緊縮等其の主因を爲せるものにして、此の形勢を以て推さんか、下半期に於ても輸入は殊更增加すべき理由なきと共に、輸出に於ては巴爾幹戰爭已に終局し、米墨關係も漸次鎭靜せんとする模樣なりしを以て、歐米市場に對する輸出に惡影響を與ふ可き事情存せず、從て大正三年全年の入超は更に減少し、本邦對外貿易の狀勢は此處に一轉機を劃するに至るべしと觀測せられたり。歐洲戰亂勃發前數年間に於ける本邦對外貿易の大勢は大略以上の如し。

然るに大正三年七月偶々墺塞兩國の間紛議を生じ、遂に有史以來未だ曾て見ざりし歐洲大戰亂の幕は玆に端なくも切らるるに至れり。若し這般の事變にして單に墺塞兩國間の葛藤に止まりしものならんには、其の本邦對外貿易に及ぼす可き影響の如きは眞に云ふに足らず。而して本邦と塞國との間には直接貿易皆無なり。今墺匈國と本邦との貿易狀況を檢するに左の如し。

	日本より輸出	墺匈より輸入
明治四十四年	八八二、〇七七円	三、〇八二、九八九円
大正元年	一、三二二、二五四	三、二四、〇六七四
同　二年	九三九、五〇八	三、八九〇、〇一七
同　三年	五四四、七九五	一、九、〇六、〇九、〇

右大正二年度に於ける貿易品中、一萬圓以上の輸出品（銅塊及屑絲を主とす）及五萬圓以上の輸入品（毛絲・鐵材・紙類及麥芽を主とす）を數ふるも共に僅々十種に上らず、而して輸出額は本邦輸出額の千分の一乃至二、輸入は總額の千分の三乃至五に過ぎざる狀態なりき。

而して露・獨・佛・白・英列强の之に參加するあり、續いて本邦亦參加宣戰するの已むなきに至り、更に翌年に入るや伊太利之に加り、大正六年四月北米合衆國も亦其の渦中に投ずるに及びて、全世界の主要國一として交戰狀態に在らざる無く、交戰狀態は異常にして毫も異常ならず、偶々中立を固く標榜せるものは却て世界の大勢に交涉を有すること薄き劣等國たることを自ら表示するに過ぎざるが如き奇異なる現象を呈するに至りたるものにして、斯くの如き全世界に亙る大戰亂が各國の經濟上に及ぼす影響の甚大なるべきは洵に當然なる所なりしなり。

歐洲戰亂に依りて本邦經濟界に齎されたる特異の現象は、內にありては各種事業計畫の大膨脹、外に對しては貿易の大出超を以て其の主要なるものと認めざる可らず。本邦對外貿易が該戰亂の影響を受け、其の貿易品の內容及貿易方向に變化を生じたるは人の知る所なるが、更に特書すべきは實に貿易大勢の轉變是れなり。過去二十有餘年間我國が多大の債務を外國に對して負へるにも拘らず、連年輸入超過の大勢を轉化すること能はず、爲に一部の人士をして甚しく悲觀的の言說を唱へしむるに至りしに、戰亂勃發以降局面玆に一變し、一方に於ける輸入貿易の減退に對し、他方輸出貿易は

空前の發展を遂げしかば、舊來の輸入超過國は轉じて輸出超過國と化し、從て國際金融上に於ける本邦の地位亦茲に一變して、對外債權の發生竝に對外債務の辨償及在外正貨の增加を見るに至りしのみならず、延ては內國の財界事業界何れも之が恩惠に浴せざるものなきに至れり。是れ本邦對外貿易の意外なる一大轉化にして、當時に於ける本邦經濟界の盛況は一に其の對外貿易上の大勢轉變の賜物なりと斷ずるもまた決して過言にあらざるなり。

然らば該戰亂物發以降本邦對外貿易は如何なる變化を生ぜしや、之れ本項記敍の主眼とする所にして、今先づ其の考究に便せんが爲め、戰亂以降の本邦對外貿易狀況を戰前と比較對照して表示せん。

年次	輸出品價	前年を1000としたる各年の比較	輸入品價	前年を1000としたる各年の比較	輸出入品價	前年を1000としたる各年の比較	百分比例 輸出品價	百分比例 輸入品價	輸出超過（△印輸入超過）
明治四二	四二三、一二二、五二一円	一、〇九二	三九四、一九八、八四三円	九〇三	八〇七、三一一、三五四円	九九一	五一	四九	一八、九一三、六六八円
同四三	四五八、四二八、九九六	一、一〇九	四六四、二三三、八〇八	一、一七七	九三一、六六二、八〇四	一、一四二	五〇	五〇	△五、八〇四、八一二
同四四	四四七、四三三、八八八	九六六	五二三、八〇五、七〇五	一、一〇八	九六一、二三九、五九三	一、一〇四	四七	五三	△六六、三七一、八一七
大正元	五二六、九八一、八四二	一、一七七	六八八、九九二、一七七	一、一〇四	一、一四五、九七四、一一九	一、一九二	四六	五四	△九二、〇一〇、四三五
同二	六三二、四六〇、二一三	一、一〇〇	七九九、四三一、六四四	一、一七八	一、三八一、八九二、八五七	一、一八八	四六	五四	△九八、九七一、四三一
同三	五九一、一〇一、四六二	九九四	五九五、七三五、七二五	八一六	一、一八八、八三七、一八八	八七一	四七	五〇	△四、六三四、二六四
同四	七八一、三〇六、九七七	一、一九八	五三二、四四九、九三八	八九三	一、二四〇、七五六、九三五	一、〇四五	五七	四三	一七五、八五七、〇五九
同五	一、二七七、四六八、一一八	一、五九二	七五六、四二七、九一〇	一、四一〇	一、八八三、八九六、〇一八	一、五一八	六〇	四〇	三七一、〇四〇、一一八
同六	一、四〇三、一〇五、〇四八	一、四二二	一、〇〇五、八一一、一〇七	一、三六九	二、六三八、八一六、一五五	一、四〇〇	六一	三九	五六七、一九三、九四一
同七自一月至八月	一、二九八、八三八、九四〇	一、三一七	一、〇九三、一〇六、七三八	一、八一七	二、二九一、〇四五、六六八	一、四四七	五二	四八	一〇五、六三一、一〇二

（備考）＊印は大正六年同期との比較を示す。

戰亂物發以降に於ける本邦の對外輸出入貿易に關しては後段更に記述する所あるべきも、今先づ貿易の大勢に就て略說せんに、前表に依て明なるが如く本邦對外貿易は戰亂物發の當初にありては其の影響を蒙りて輸出入共に（殊に輸入に於て）減退を免れざりしも、爾後漸く順調に復し船腹の不足、運賃保險料の暴騰、諸外國に於ける通商の禁制或は海上運送の危險等種々の故障ありしにも拘はらず月を追て盛況に赴き、就中輸出貿易は大正四年來空前の增進を告げ六年に及びて其の極度に達したるが如く、輸入貿易も亦戰亂の影響に依りて輸入杜絕し若くは輸入困難となりし貨物少なからずと雖も、却て之が爲め內地產業の發展を促し、輸出の增進と相俟て事業勃興の機運を釀成せしかば、勢ひ各種外國產原料品に對する需要を激增し、從て輸入貿易も大正五年下半頃より漸次好況を傳ふるに至れり。

尙ほ輸出入總額に就て觀るに、戰爭開始の年たる大正三年に於て十一億八千六百萬圓、翌四年は十二億四千萬圓にして、共に未だ戰前大正二年の總額に及ばざりしも四年の總額中輸出入の百分比例を見るに、前者の五割七分に對し後者は四割三分にして、從來我國の貿易狀況が上半期入超、下半期出超を示し、結局輸入超過に終るを以て例年の常例と爲せるに反し、同年は上下兩半期共に出超を示し全年の輸出超過額一億七千五百萬圓に上り多年の逆調は茲に一變するに至れり。而して大正五年には總額十八億八千三百萬圓、輸出入の割合は六割對四割に進み出超三億七千百萬圓を算す。斯くの如き貿易の好調は翌大正六年に於て其の最高潮に達し、同年の總額は前年に比し四割强を增して一躍二十六億三千八百萬圓を超え、內輸出六割一分に對し輸入三割九分、從て輸出超過は五億六千七百萬圓を示したり。最後に大正七年一月乃至八月の八箇月間に於ける貿易統計を見る時は、本邦對

外貿易の大勢が更に又變轉の途にありたることを知るべし。即ち同期間に於ける貿易總額は二十二億九千二百萬圓、其の内譯輸出十一億九千八百萬圓、輸入十億九千三百萬圓にして、輸出超過額は一億五百萬圓なり。之を前年同期に比較すれば貿易總額に於て七億九百萬圓(四割四分强)の增進を示したりと雖も、これ主として輸入の激增に基くものにして、輸出の增加二億千四百萬圓(三割一分强)に對し輸入は四億九千五百萬圓(八割二分强)の增進を示し、從て出超額は二億八千萬圓(七割二分强)の減少を告げたるものとす。

以上歐洲戰亂勃發以降に於ける本邦對外貿易の狀況を計數に依て概觀したるを以て更に其の類別表に依て其の内容を檢せば我國對外貿易の趨向を窺知することを得べし。

輸出入品價類別表

品別		大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年自一月至七月
食料品	輸出	五五、〇一三千円	六二、一四三千円	六三、五三三千円	八〇、一一七千円	一〇四、五五六千円	一七三、一八七千円	一二五、一七一千円
	輸入	七二、〇五四	一一〇、五八二	七七、七四〇	三八、一四一	三一、四四七	三六、八四四	六七、〇二三
原料品	輸出	四四、四六一	五一、二四〇	四五、四九二	四五、四二二	九九、〇一三	八一、四八四	五七、一七〇
	輸入	二三九、三五四	三五三、五四二	三八、七四一	三三三、四〇一	四三一、九〇三	五六四、六〇九	五四九、七七八
原料用製品	輸出	二六五、〇四二	三八、〇八三	三〇六、三五九	九八、三七六	五四〇、九二三	七二五、五七七	三九二、三八五
	輸入	一三二、八〇五	二六、九二七	六六、二五二	二四二、八六六	二〇一、五六一	三三二、五二七	二六〇、六六八
全製品	輸出	一五五、七三〇	一八四、九一四	一六七、八八九	五一、四七三	三八〇、七二三	五八八、一五四	四四五、〇五五
	輸入	一三一、一七〇	二四四、〇一八	八七、二四九	一六、四九九	八五、〇〇一	一〇三、七二五	九〇、五八七
其他雜品	輸出	六、七二四	五、九七九	七、八三六	一六、四九九	四二、二五〇	三五、六〇一	二三、二九五
	輸入	三、六〇七	四、三五一	四、七五一	四、六三三	六、五二四	八、二四四	五、八八八

歐洲戰亂の本邦對外貿易に及ぼしたる影響は上記の如く甚だ佳良なるものありと云ふ可く、而して其の理由と認むべきもの尠からざるべしと雖も其の主要なるものを數ふれば大約左記の如し。

(イ) 東洋及南洋方面に對し歐洲品の代用として輸出の增加したること。

(ロ) 新に南阿及南米方面に市場の開拓せられたること。

(ハ) 戰亂以降北米合衆國經濟界の活躍に伴ひ生絲を初め各種本邦產貨物の賣行盛況を告げたること。

(ニ) 聯合與國に對する軍需品の輸出增加したること。

(ホ) 内地產業の發達に伴ひ原料品及原料用製品竝に機械類等の輸入增加したること。

前記の諸理由の外、尙開戰以來内外各國に於ける物價の暴騰の爲め自ら輸出入貨物の價格を增大し、從て貿易額の膨脹を來したることも亦尠しとせざるなり。

第二　輸出貿易

戰亂以降に於ける本邦對外貿易の大勢は既に前段記述せる所の如しと雖も、更に玆に輸出貿易額を掲げ戰前大正二年に對する增減の割合を示すときは次の如し。

大正元年	五二六、九八一、八四二円		
同　二年	六三二、四六〇、二一三		六分五厘强減
同　三年	五九一、一〇一、四六一		一割二分弱增
同　四年	七〇八、三〇六、九九七		七割八分二厘强增
同　五年	一、一二七、四六八、一一八		十五割三分四厘强增
同　六年	一、六〇三、〇〇五、〇四八		

大正七年自一月至八月　一、一九八、八三八、九四〇円

今、輸出貿易の變遷經過を看取するの便として月別表を左に揭ぐべし。

輸出貨物月別表

月次	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
一月	三一、四七四、八五五円	四六、〇七四、三四七円	五一、六〇九、三九〇円	四〇、九八六、五六九円	五七、三七四、七一八円	九八、九六一、一〇三円	一〇六、一四一、六〇九円
二月	三六、六八八、三六二	四四、五五五、九三七	五一、二七二、四四九	四九、〇〇七、四一四	七四、五〇五、七七四	九三、四五五、五八一	一〇〇、四〇一、五九二
三月	三七、九二一、六七九	四七、八〇一、四一九	五五、七五五、三七六	五三、六三二、九八六	八六、九七九、五七九	一二五、三〇七、五〇八	一二〇、六三一、四六一
四月	三九、九九八、三六二	五三、一六九、六五五	五五、七六一、六三六	五一、一四六、〇四三	七七、二七七、八九八	一三〇、七六一、二五四	一五七、〇四九、四五六
五月	四三、三七七、六九八	四九、七三、六〇三	五三、九一七、〇四四	五五、一一三、七七九	八八、〇九九、五七〇	一四五、八九二、七二五	一九、六二二、七三五
六月	四〇、〇二四、六九〇	四三、〇二八、六三四	四八、一一三、七七九	三二、〇六九、六七四	八五、三八、二五一	一一四、一一四、九九	一四三、九八四、四七二
上半期合計	二三九、四七五、五四六	二八四、五五三、五九五	三二、〇六九、六七四	五六、三五五、六七一	四六、六六、五五五、七五〇	七八、五一九、六四〇	八九六、九三三、七二五
七月	四三、五六九、四九三	五二、八七六、三三〇	五六、三五五、六七一	五三、〇〇七、四一四	九三、七七七、九六四	二八、七六五、四七八	二六六、一五四、八九九
八月	五〇、二五〇、九五五	五五、五三三、七九八	四二、九八二、七二九	六五、五五、九八一	九七、二三二、九四六	二七、四八七、三八七	一六五、七六一、三一六
九月	四六、一七四、〇四七	五七、八九九、一八五	四三、二五二、六九七	六六、八二四、五六五	一〇四、九八八、七二三	二五六、一三一、九一三	一八六、八八六、六四〇
一〇月	五四、八八九、九七五	六二、九七八、七六四	四三、七二〇、七三三	六八、八五二、三三八	一二四、〇九四、二三三	一四七、一二六、一九一	一八二、七七〇、八〇九
一一月	四九、八九九、三七九	五七、四二九、一〇一	四一、〇九三、〇八五	七一、四三三、二八〇	一二三、〇四一、七九一	一五一、五三〇、一四八	二〇七、八六三、七五四
一二月	五二、七三一、四四七	六一、一八九、四五〇	五一、七一六、八八二	七八、三〇六、九九七	一三四、八一八、七二一	一、六三、三一四、二九一	二〇七、八六三、七五五
全年合計	五六、九八一、八四二	六三二、四八〇、二二三	五九一、一〇一、四六一	七〇八、三〇六、九九七	一、二七、四六八、一一八	一、六〇四、〇〇五、〇四八	一、九八二、一〇〇、六六八

上揭月別表に依て觀るときは、歐洲戰亂勃發以降に於ける本邦輸出貿易は之を時期に依て、不振・恢復・好況・盛況の四期に劃することを得べきが如し。

第一期は戰亂勃發當時より翌大正四年一・二月の交に至る期間にして、之れ從來の平和的狀態より戰時狀態に推移せんとする過渡期に當れるが爲に、交戰國は云ふも更なり世界各國の經濟界悉く恐慌狀態に陷りたると共に、海上運送の危險も亦貿易不振の因を爲せること尠しとせず。

第二期の恢復期と目すべきは大正四年二・三月より同年六月に至る間にして此の恢復は露國及英國に對する軍需品の輸出多額に上れるに依るものとす。

第三期好況期とは大正四年七月より翌大正五年初に至る約半箇年間にして、輸出貿易は此の期間に於て全く好況に轉化したり。而して之が主因は蓋し前期に引續きて軍需品の輸出益々增大せるのみならず、中立國に對する輸出も好況を呈し、又大戰亂の好影響を蒙れる北米合衆國に對する我が輸出は此期よりして頓に增進したる外、尙印度・南洋及濠洲方面に對しては交戰國より此等地方に對する輸出激減したる爲め其の代用として本邦商品に對する需要漸次膨大したり。

第四期は輸出貿易の旺盛の時期にして、大正五年二月以後本邦輸出貿易は空前の活躍を示し、殊に大正五年九月以後休戰に至る迄僅に大正六年一月及二月を除くの外、其輸出月額一億圓を下ることなく之を戰前に比較せば常に約二倍の割合を維持せり。之れ前述せる軍需品輸出及對北米輸出の好況を保持せるのみならず、更に東洋及濠洲方面に對する輸出目醒しき進展を遂げたると共に、南米諸國に對する輸出亦著しく增進したるに因るものとす。次に輸出品價類別表を揭げ以て其の大勢を知るの資と爲すべし。

輸出品價類別表

品別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年至自一月
穀物穀粉澱粉類及種子	七、〇〇三千円	六、八九三千円	九、〇一七千円	一一、四六六千円	一三、〇一一千円	九、七一六千円	七、一七〇千円
飲食物及煙草							
第一（茶）	一三、四六三	一〇、〇四五	一一、七〇九	一五、四〇一	一六、〇八一	一一、七五六	一一、七七七
第二（水産物）	一一、六九〇	一三、七〇九	一三、四一六	一〇、一三八	一一、四八六	一四、一八九	七、九九一
第三（砂糖、蜜果類）	八、五四四	一五、九五三	一一、四七〇	一一、〇九三	一七、四三〇	二七、六一一	一四、一九三
第四（酒類）	三、〇〇九	三、〇三三	三、一五〇	三、一七七	四、八五五	七、一二七	八、〇四四
第五（其他）	一〇、三九八	一一、八一	一〇、七一一	一一、三九七	一六、六九九	一八、八四四	一五、四〇九
第六（煙草）	一五三	一九六一	一三一	一三一	八七七	一、八〇一	九六六
計	四七、六四一	五四、九六六	五一、八四四	五四、一〇九	六八、一三一	九一、四五一	五七、〇六一
皮毛角牙類及同製品	三、一二四	四、一一九	三、二二四	六、〇一一	五、七六六	七、五八八	四、五一一
油、脂、蠟及同製品	七、五一九	九、九九一	八、二九七	一〇、一四六	一一、六三七	一六、九九六	三〇、一二四
藥材化學藥類及顔料塗料	一一、三四一	一四、一一八	一三、八一九	一三、八三五	八一、四〇三	七一、四一六	五、七四〇
絲絹羅紗及同材料							
第一（絹）	一六、三三八	一〇、三一六	一六、九七一〇	一六、一一六一	二八、一六一七	三六、一六一四	一四九、四一
第二（其他）	五五、三三五	七三、一〇三	四一、一四一	七〇、七一	八七、七九	一一九、一三六	一〇三、六一一
計	一一八、六六四	一一七、五一九	一三〇、六六三	一三一、七四四	一三六、三四六	一五一、八〇〇	一五一、八一四
布帛及同製品							
第一（絹絲織物）	一三〇、一〇〇	一三六、三四七	一四四、〇一一	一四一、一一九	一三〇、六一一	八一、八九七	八六、三一
第二（綿織物）	一三五、七六一	一三五、八〇五	一四四、四〇	一八六、一一一	八〇、〇三〇	一一七、四一八	一三一、四七七
第三（其他の布帛）	一、一九三	九三〇	一、八九九	一九、八八三	一四、〇三三	一四、一三一	一〇、一八九
第四（布帛製品）	一四、一六〇	一四、〇八八	一〇、七四五	一一、八一一	一一、一一五	一一、一八一	一八、八四一
計	七一、一一五	八、〇一一	八一、一〇九	一一四、九一六	一四六、一一六	一三五、七〇六	一三九、八一〇
總計	五六六、九一	六三一、四六〇	九九一、一〇一	七〇八、一三六	一、一一七、四八六	一、〇三一、〇〇五	一、一九、八一八
再輸出品計	二、一三六	二、九三一	四、一三四	四、一三六	一〇、七一三	一八、五一八	一三、一三四
通過郵便計	五三四、六一四	六六一、一七七	九五六、七七七	一一三、九一六	一、一一七、四八六	一、一七三、三一四	一、一七三、三一四
小包郵便計	五、五七七	五、一一〇	六、〇四四	一二、八六六	一三、八六二	一八、七一七	一六、八四〇
雜貨							
時計學術器械車及機械類	四、九〇〇	六、四四八	五、一二六	一〇、一三一	一四、一一四	一一、七一七	一一、七七〇
金屬及製品類	三、一三七	三、六四四	四、四九〇	七、一四六	一一、四一四	一五、一六一	一六、九九一
鑛物及金屬製品類	二一、七九	三一、四五五	三一、六九六	四一、六一九	一一〇、四三一	一七、七一六	一七、九一一
陶器及硝子製品	八、八〇一	一〇、九〇四	八、九一四	一一、四一一	一三、一〇一	一六、八九一	一三、〇一〇
磁器及同製品	二一、九四五	二四、九九一	一四、四一一	一六、四一一	一四、一三一	一三、一六七	一四、八一一
紙及同製品	一、七四四	一、四四四	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一	一、一一一
衣類及同附屬品	三三、八六	三五、八九一	三三、八七六	三六、三三一	六六、八五五	六四、八六六	四六、一六六

第三　輸入貿易

歐洲戰亂以降に於ける本邦輸入貿易額並に歐洲戰前大正二年に對する之が增減の割合を見るに次の如し。

第四章　對外金融	同	同	同	同	同	大正	元	年	
	六	五	四	三	二				
	年	年	年	年	年				
第三節　世界大戰時の對外金融	一〇、三五八	七五六、四一一	五三二、四四九	五九五、七三五	七二九、四三一	六一八、九九二	七二七、四四六	七四七、四四五	七四七、四四五
	四割二分強	三分七厘強增	二割七分強減	一割八分三厘強減					

大正七年自一月至八月　一〇九三二〇六七三八円　十一割二分九厘弱増（大正二年同期に對する増、同年全年に對しては四割九分八厘強増）

更に輸入貨物月別表に依りて其の經過を窺ふに左の如し。

輸入貨物月別表

月次	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年
一月	四六、一九一、二六四円	五四、〇三三、二七〇円	六〇、二二九、一八一円	四〇、九五〇、三六四円	五一、四〇五、二二九円	六九、〇八〇、三九六円	一二五、七三二、八六九円
二月	五七、四八六、九八三	六七、五〇八、六七四	六三、二六二、九二七	四〇、五九九、二四三	五五、〇一〇、六四一	七四、九〇三、八五〇	一三六、五〇八、七三三
三月	六二、〇二四、一〇四	六八、九三二、七〇四	七五、四八一、五九九	四五、六八八、二五五	六九、三九三、一四九	八二、四一三、二四一	一四八、三三一、六五五
四月	六八、六二五、八三三	七一、五六六、五六六	七七、五〇六、八三五	五九、九三五、八〇〇	六三、五二四、四七四	六二、五七七、二三四	一六二、六三三、六七七
五月	六三、三二一、六三六	七七、七八二、九九九	六二、四四一、九九四	五七、四一九、三一〇	七〇、〇六二、〇八二	七四、三二五、一三一	一四四、二三四、一四六
六月	五二、四一三、八八六	六五、一五七、六〇六	六六、一四九、六〇九	四四、一四九、九六二	七一、〇四五、四七七	八四、六五八、三四九	一四二、四八九、〇九四
上半期合計	三三〇、〇三二、八一六	四〇四、九八一、八〇九	三六二、七三三、七一六	二八八、七四二、五三四	三八〇、四四〇、九五三	四四七、九四八、一八二	八三九、八八二、一二四
七月	四八、〇六三、七三六	五六、二九九、一九六	四五、六〇〇、九一三	四一、七一〇、〇五六	六二、五七二、九一四	七七、七三五、一二四	一三四、〇〇三、四七七
八月	四四、七五二、一八七	五三、二三七、三〇四	三八、七四二、五七三	三九、五六六、四七四	五三、〇四一、一二九	七二、五一八、八〇一	一一九、二六一、一二七
九月	三六、〇一八、六三八	五〇、三九八、一一三	三一、二二九、六七一	四〇、七九八、五九七	六二、七五一、一三四	一〇二、三一七、二四二	一三二、七六二、一〇三
一〇月	四八、九八六、七七一	四九、八一六、七二八	二六、〇九六、六〇六	三九、四九二、二四六	六三、九二〇、六九九	九七、五六五、九一五	二六八、一六二、六八三
一一月	四四、五二二、三七一	五六、一八八、七〇一	二九、三九三、九一〇	三八、三二九、三一五	六〇、四八九、四一〇	一〇七、四三六、一九三	一五二、二五二、七〇一
一二月	四六、六〇五、七五八	三九、五〇九、三九四	四一、九四八、三四六	四三、九三〇、八五六	七三、二二一、五〇三	一三〇、三六九、五六〇	一六三、七五九、六〇七
全年合計	六一八、九九二、二七七	七一九、四三一、六四四	五九五、七三五、七二五	五三二、四四九、九二八	七六六、四二七、九一〇	一、〇三五、八二一、一〇七	一、六六八、一四三、八三三

戰亂勃發の影響に因りて輸出入共に減退したることは已に屢々記したる所なれども、殊に輸入に於て其の打擊を蒙りたる程度甚しく且つ又其の不振の時期も長かりき。前表に依て見る時は開戰當時より大正五年四・五月の交に至る迄は其の毎月の輸入額何れも戰前に及ばず、若し以上の時期を以て輸入不振の期間と爲さんには、同期以降大正六年八月に至る期間は輸入恢復乃至好況の期間とも見るを得べく、其の以後現今に及びては正に輸入活躍の時期（輸出貿易も亦盛況を持すること已に前段に記したり）にして僅に大正六年十月を除きては毎月の輸入額一億圓を下らざるの有樣なり。而して斯くの如き輸入の増進は之れ内地事業界の活躍に伴ふ原料品・原料用製品竝に機械類の輸入激増に基けるものにして、大正五年・同六年及大正七年一月乃至七月の輸入全額中是等諸品の輸入常に其の八割五分内外を占むるを見る。然らば輸入の増進又決して悲觀すべからざるは勿論否本邦經濟界の爲め大に慶賀す可きものと云はざる可らざるなり。左に輸入品價類別表を掲げて其の一般を察するの便と爲すべし。

輸入品價類別表

種類別	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年自一月至八月
植物及動物	千円 四三八	千円 五三七	千円 九九	千円 二三六	千円 九八	千円 九九	千円 二三九
穀物穀粉澱粉類及種子	五二、四九四	七九、二三五	五三、七一七	二四、八〇二	一九、五七九	二七、六一七	七三、六一六
飲食物及煙草							
第一（砂糖及菓子）	一六、一八三	三六、九六七	二二、八三三	一四、九二二	一三、一三三	一四、八三〇	一四、九一〇
第二（酒類）	五四〇	八五二	七五九	六一〇	九三五	一、一四九	一、一四九
第三（其他）	四、八四二	五、三九四	四、七五二	三、六六七	一、九一七	五、三二二	五、八八七
第四（煙草）	一、二三八	一、二四四	一、五一六	九一五	六四六	五六二	一、七一三
計	二三、六九四	四四、四五九	二八、八七二	二〇、二一七	一八、六四二	一八、八九九	二三、六六一
皮毛骨角牙殼類及同製品	八、五六四	八、六六八	八、八七二	二三、六三三	一八、四四七	一六、五四五	一八、〇〇八

油、脂、蠟及同製品	二一、四〇四千円	一〇、二一〇千円	一七、〇七七千円	一七、二五〇千円	一七、三六五千円	一〇、八二二千円
薬材化學薬製藥類及殺菌薬	三三、六九二	三五、六〇三	三三、三三三	三〇、九六六	三五、四三九	四三、九五七
染料類顔料塗料及墨類	九、九九九	一一、四四一	八、〇六〇	七、三三四	八、四八一	九、二三九
絲綿麻毛及同材料	二三七、八三六	二三七、四三五	二三〇、二六四	二六二、七三〇	三三六、六六〇	四四〇、八六七
布帛及同製品	九、三四六	一四、六六八	五、二三九	四、六六六	四、〇三九	三、〇三〇
第一（綿織物）	一、二六一	七四六	六四一	三九三	六四一	三四七
第二（羊毛織物）	八、七四六	一一、四四四	一〇、二三五	三、六三三	五、一六〇	六、一一九
第三（其他織物）	三、一一五	一一、八八八	一、九六一	一、八四一	二、九一六	四、三三四
第四（其他）	三一、三五九	二六、一四四	一六、〇九五	一〇、三三六	一一、八二七	一四、〇三〇
衣類及同附屬品	一、二三〇	一、二六五	八九七	三六九	七〇五	九三五
紙、紙製品、書籍及繪畫	一一、六四三	一三、〇八六	一〇、四三五	九、七六六	一六、二四〇	八、四一〇
硝子及同製品	一一、六四四	一四、三一一	一三、六九九	九、三一一	一〇、六六六	一一、九九九
陶磁器、硝子及硝子製品	三、八二七	八〇〇、四四	一一、八九四	一、三三一	一一、六四三	三、〇九〇
第一（礦）	五八、四九五	五八、三四九	四一、六六一	三六、二三一	九一、四一〇	一〇五、四一七
第二（其他）	三三、八六一	一四、四三一	一一、一三六	一一、四四三	九、四一七	一四、三四七
計	七一、五六九	七一、六六一	五三、七九九	五八、六六九	一〇〇、〇八四	一一〇、四三七
金屬製品	一〇、六二一	一五、四三五	八、四六八	四、一一八	一〇、六六四	一八、一一四
時計外科器械電信電話及機械類	一、二三七	一、二三六	九三五	七六三	一、四四一	二、一八一
第一（時計）	一、二三六	一、二三六	九三五	七六三	一、四四一	二、一八一
第二（學術器械及醫療器）	三、三八九	二、六六五	一、七六六	九六六	一、二九一	一、〇三六
第三（電信電話及無線電）	一一、一〇一	一〇、三八七	八、〇八一	三、八六二	一一、六六七	一三、〇七一
第四（機械類及船舶）	三九、三六六	三六、六八一	二三、四二一	九、〇六四	一六、二三〇	三六、六三七

總輸入品計	六六、九九二	七三、四四一	三三、六九九	二一、一六六	一六、四四一	四七、一九五
再輸出品計	六六、一六〇	六六、六六六	三四、〇三九	一一、一九三	一四、三三一	四六、四九三
通過品計	三六六	二、一九三	一、七六五	一、一六六	一、四九九	二、一六六
各種小包郵便物	一、三六六	一、六六六	一、〇三四	一、一六六	一、一六六	一、〇九七
携帯品計	一、六六六	一、六六六	一、〇三四	一、一六六	一、一六六	一、〇九七
郵便物計	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三四	一、一六六	一、一六六	一、〇九七

第四　輸出入の禁制

歐洲戰亂勃發以降大正六年十二月に至る間に於て輸出入の禁制を目的として發布せられたる重要法規は頗る多く、玆に一々說述するの煩を避くと雖も、試に大正七年に入りて公布せられたる此種の法規中重要なるものを記せば、其一は四月二十五日勅令第九十二號及同第九十三號にして、前者は外國米の輸入等に關し、後者は農商務省に臨時外米管理部設置の件に關し夫々規定したるものにして、所謂外米管理令なるもの卽ち之なり。而して其の管理規則は翌四月二十六日農商務省令第十三號を以て公布せられしが、是等の規定に基き、同日以後外國米は農商務大臣の指定したるものにあらざれば、之を輸入又は移入することを得ざることとなれり。該管理令公布の趣旨は當時米價は空前の暴騰を來し、爲に一部の社會が異常なる困厄に陷らんとしたること、敵ふ可らざる事實にして嘗て時局に際し國民經濟上斯の如き變調を來せしは憂慮すべきことなるを以て政府當局は斯かる米價の暴騰を來せし原因を探求し、之を消費の激增と之に伴ふ投機者の跳梁に帰し、之を輸入の方策を講ずるの必要を認めたるを以て一方投機に對しては銳意之が取締を爲すと共に、他方實米の供給增加の方策を講ずるの必要を

威じ、遂に自ら外國米を管理して需給の調節を計り以て米價調節の目的を達せんことを期したるなり。其二は同年八月二十六日大藏省令第三十八號竝に同省告示第百三十二號を以て公布せられたる金銀製品及金銀合金の輸出制限是にして、該規定によりて同日以後金若くは銀を主たる材料とする製品又は金若くは銀の合金を輸出せむとする者は大藏大臣の許可を受くることを命ぜられたり。曩に本邦に於ける金銀擁護の必要に基き大正六年五月大藏省令第二十六號及同第二十八號を以て金銀貨幣竝金銀地金の輸出には大藏大臣の許可を要することと爲したりしが、右省令は金銀製品及金銀の合金の輸出を制限するものにあらざりしを以て金銀に多少の加工を爲し名を製品に藉りて事實金銀の輸出を自由に爲すもの尠からざりき。新制限令は卽ち斯くの如き奸策を防止し以て其の金銀擁護の目的を貫徹せんことを圖れるものなりとす。

第二項　對外貸借勘定

第一　概　說

歐洲戰亂勃發以降本邦對外貿易の大勢一變し、戰前に於て我國が外國に對し巨額の債務を負へるにも拘らず、猶連年貿易の逆調持續せられ、爲に益々債務國たるの域を脫すること能はざりしもの開戰以後にありては多年の入超國變じて出超國と化したると共に國際金融上に於ける本邦の地位亦此處に一轉するに至りしこと既に前項に述べたるが如し。戰亂以降本邦對外經濟關係の激變は上述の如く貿易の狀況順調に變じたること其の主因を爲せるや勿論なれども、尙他方に於て聯合國に對する軍需品の供給、運賃等を初め其の他貿易外の對外貸借勘定に於ける受取勘定の著しき增加を來せること亦與て力ありとす。今大正元年以降に於ける本邦の對外貸借勘定總額を見るに左の如し。

項目	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年上半期
輸出入超過額	△一一七、一〇〇、一五九円	△一一七、六二八、八九六円	△一三、〇四八、六一八円	一六九、四三二、八〇〇円	三七九、一〇三、〇二二円	五七五、一六九、三九三円	四五、〇五七、〇七七円
貿易外受取勘定	三七、三一七、三〇六	二九六、六三九、二八〇	一九三、八四八、五九七	二五七、九一七、九二九	四五四、八六八、〇七一	六七六、六三三、四六七	四九一、四九三、〇〇〇
同上支拂勘定	一八四、九五九、四一〇	一八八、九六〇、一三八	三〇一、四一〇、一七二	二五七、八二九、四七八	六一五、六六七、八二〇	五九八、三〇〇、六三九	二九八、五八二、〇〇〇
差引受拂超過總額	△六四、八四二、二六三	△一九、九七九、七一六	△三〇、六二〇、一九三	一六九、五二一、二五一	二一八、三〇三、一七二	六三三、五〇二、一二二	二二七、九六八、〇七七

（備考）貿易外受拂勘定中大正七年上半期分は日本銀行調査の推算額を採り其の他は大藏省の調査に依る。△印は差引支拂勘定（又は輸入）の超過を示す。

一國の對外貸借勘定に依る受拂額なるものは結局一の推定たるに止まるものにして、或は資料の異同、及其の取捨選擇の差別或は計算方法の差異等に依りて自ら其の額に相違あるを免れず、故に的確なる計數を求むることの困難なるは素より當然にして、又一國の所有する正貨の增減中其の幾何が果して對外關係に基けるものなるかを知り、竝に對外勘定受拂未濟額を算出すること亦甚だ難事にして、往々其の實數より離隔することあるを避け難きは豫め一言し置くの要あるべし。扨て上表の示す所に依て見るときは、大正元年に於ては輸入超過額一億千七百十萬圓なれども、貿易外受取勘定超過額五千二百二十五萬七千圓なるを以て、結局六千四百八十四萬二千圓の支拂超過總額を示せり。而して同年末に於ける本邦所有の正貨（政府竝日本銀行所有正貨合計）は三億五千百九萬四千圓にして前年末に比し千百二十三萬二千圓の減少を示すと雖も、同年中對外關係に依る正貨の減少額は日本銀行の計算に依れば（註）二千二百七十五萬七千圓に上るを以て、差引對外勘定支拂超過未決濟額は

四千二百八萬四千圓と認むるを得可し。然れども若し同年度の貿易外貸借勘定中或は公債の募集償還、借入金の借入返濟放資回收等一時的原因に基く收支と認む可きものを除外せんか、受取勘定は一億千五百五十六萬八千圓を減少して一億二千百六十四萬八千圓となり、支拂勘定も亦二千八百七十三萬九千圓を減じて一億五千六百二十二萬圓となり、差引三千四百五十七萬千圓の支拂超過となるを以て之に入超額を合算せば對外勘定支拂超過總額は實に一億五千百六十七萬千圓に達するものとす。

（註）對外關係による正貨增減額の計算には、正貨受入高中より內地產金造幣輸納高を控除したるものと、拂出高中より日本銀行の支拂ひたる金貨及賣却したる金地金中內地に於て使用せられたりと認むる額を控除したるものとの差額を採れり。

日本銀行の金貨支拂及金地金賣却高中幾何が內地に於て使用せられ若くは內地に保留せらるるかを正確に知ることは難事なれども玆には金貨支拂及金地金賣却高と同期間に於ける金貨及金地金輸出高との差額を以て內地使用若くは保留のものと推定したり。

大正二年にありては、輸入超過額は更に增進して一億二千七百六十三萬八千圓に上りたれども、貿易外の支拂勘定が前年に比し僅に四百二萬圓を增加せるに止まれるに反し受取勘定の增加五千九百四十二萬一千圓に上れるを以て、對外支拂超過總額は千九百九十七萬九千圓に減少したり。然るに同年末に於ける本邦所有正貨は前年に比して却て二千五百三十九萬七千圓の增加を示し此の內對外關係に依る增加額千五百八十三萬二千圓なるが故に同年に於ける支拂勘定未決濟額は三千五百八十一萬二千圓に上れるものなり。而して既述の例に從ひ一時的原因に基く收支例へば大正二年三月及四月に募集したる佛貨國庫債券、英貨鐵道債券竝に英貨鐵道證券の實收額一億八十八萬九千圓其の他を受取勘定より除き、又支拂勘定にありても英佛貨公債の償還額八百二十五萬八千圓等を創るときは受取勘定は一億四千二百七十萬九千圓、支拂勘定は一億五千九百六十萬五千圓、差引千六百八十九萬六千圓の支拂超過にして之に入超額を加算したるもの卽ち一億四千四百五十三萬五千圓は之れ大正二年度の支拂超過總額を示すものとす。

以上は歐洲戰前に於ける本邦の對外貸借勘定の狀況なるが、開戰の年たる大正三年にありては貿易外の受取勘定減少して一億九千三百八十四萬八千圓となれるに反し、支拂勘定は却て二億百四十三萬圓に增加し結局貿易外の支拂超過額七百五十七萬一千圓を示せるも、他方對外貿易は戰亂の影響を蒙り、就中輸入貿易の減退甚しかりし結果として同年の入超額は僅に二千三百四萬八千圓に止りたり。從て對外勘定支拂超過總額は三千六十二萬圓なりき。而して同年中に於ける本邦所有正貨の增減を見るに、前年末の三億七千六百四十九萬二千圓に對し同年末三億四千百十一萬九千圓にして卽ち三千五百三十七萬三千圓の減少を示したるも、同年中對外關係に依りて減少せりと認む可き額は四千七百四十二萬九千圓に達せり。又一時的原因に依る收支と認む可きものを除外せば、同年の貿易外受取勘定は一億三千二百三十八萬圓、同上支拂勘定一億五千四十四萬四千圓、加ふるに入超額二千三百四萬八千圓を算入し、支拂超過總額四千百十一萬二千圓にして之れ又從來に比して其の額減退したり。

本邦の對外經濟關係が歐洲戰爭の好響に依りて變轉し、其の舊態を改むるに至りしは實に大正四年以降にして、此の年よりして、本邦は輸出超過の國となりしのみならず、又假令少額にもせよ聯合與國に對する資金の貸與者たることを得るに至りし等國際金融上に於ける本邦の地位は頓に改善せ

られたり。即ち同年に於ける輸出超過額は一億六千九百四十三萬二千圓、又貿易外の受取勘定超過額は前表に示すが如く八萬八千圓、從て對外勘定受取超過總額は一億六千九百五十二萬一千圓に達せり。而して本邦所有正貨の額も亦著しく增加して、前年末三億四千百十一萬九千圓に對し同年末五億千六百八萬二千圓即ち一億七千四百九十六萬三千圓の增加を示せるが此の内對外關係に依る增加分一億五千二百五十九萬圓を算したり。尙同年の貿易外受拂勘定中、一時的原因に依るものと認む可きもの例へば受取勘定中の政府海外特別收入・公債（英貨鐵道證券等）社債の募集・銀行會社借入金・本邦人海外放資回收其の他、又支拂勘定にありては政府海外特別支出・公債社債償還・本邦に於ける外國政府の起債・銀行會社海外放資・有價證券輸入共の他の項目に屬する收支を夫々控除せんか同年の貿易外受取勘定は一億五千九百九十九萬四千圓、支拂勘定一億五千三百六十九萬一千圓にして、出超額を加算せば受取勘定超過總額は一億七千五百七十三萬五千圓に達す。翌大正五年にありては、貿易外受取勘定は前年に比し一億九千六百九十五萬圓を增加し四億五千四百八十六萬八千圓となれるに對し、支拂勘定は六億千五百六十六萬七千圓、即ち前年より約三億五千七百八十三萬八千圓を激增したる爲め、貿易外の支拂勘定超過一億六千七十九萬九千圓を示したるも、輸出超過額三億七千九百十萬三千圓に上れるが爲め、結局二億千八百三十萬三千圓の受取勘定超過を生じたり。而して本邦所有正貨の額は同年末に於て七億千四百四十四萬四千圓、前年に比し一億九千八百三十六萬一千圓を增加したるが、此の内對外關係に依りて增加したるもの一億八千六百三十三萬七千圓に上れり。前述の如く同年度に於ける貿易外の受拂勘定は頗る其の額を增大し、殊に支拂勘定に於て特に著しきものあれども、若し一時的原因に依る收支を控除せんか、受取勘定三億五千七萬九千圓、支拂勘定一億六千三百五十五萬六千圓にして受取超過額一億八千六百五十二萬二千圓に上り、之に出超額を合算すれば對外勘定受取超過總額は五億六千五百六十二萬五千圓に上るなり。

更に大正六年度に於ても貿易外の受取超過額は七千八百三十三萬二千圓を算したるに、本邦對外貿易の好調は此の年に於て其の高度に達せしものの如く、輸出超過額五億七千五百十六萬九千圓に上りたる結果、本邦の對外勘定受取超過總額は六億五千三百五十萬二千圓に達せり。而して本邦所有正貨も亦激增し、此の年三月・六月及十二月に於て行はれし、政府並に日本銀行所有正貨の價額引下千六百三十二萬五千圓を計算外に置くも、年末現在高は十一億四百八十三萬七千圓に上り、前年末に比し三億九千三十九萬二千圓を增加したり。此の内對外關係に基くもの三億八千六百三十五萬七千圓にして、差引受取勘定未決濟額は同年分のみにて二億六千七百十四萬五千圓に達せり。若し例に依て貿易外の一時的原因に依る收支受取勘定の一億八百六十五萬圓、支拂勘定の三億八千三十六萬五千圓を除外するときは、貿易外受取勘定超過額は三億五千四萬七千圓にして、出超額を合算せば受取勘定超過總額九億二千五百萬圓を超ゆるなり。

最後に大正七年以後の本邦對外貸借勘定に關しては、大正七年の受拂額は貿易外の受取勘定超過額四億一千九百七十一萬七千圓にして之れに輸出超過額二億九千三百九十五萬七千圓を加算する時は七億一千三百六十七萬八千圓にして之れ即ち大正七年に於ける對外勘定受取超過總額なり。而して本邦所有正貨は前年末に於ける十一億五百萬圓に對し大正七年六月末現在高十二億一千萬圓（價額銷却七百五十七萬九千圓を算入せず）にして即ち一億五百萬圓の增加なりと雖ども同期間中對外關係に基きて增加したる額は一億千五十九萬二千圓と認めらるべきを以て結局受取勘定未決濟額は

一億二千七百三十七萬五千圓に達せるものと認められたりき。

以上は卽ち歐洲戰亂勃發前數年間竝に開戰以後大正七年六月に至る間に於ける本邦の對外貸借勘定の概況なるが、更に今參考の爲め開戰以降卽ち大正三年八月より大正七年六月に至る期間に於ける本邦の對外貸借勘定推算額を一括して揭ぐる時は大約次の如し。

自大正三年八月至大正七年六月本邦對外貸借勘定推算		
貿易上受取勘定超過額		
貿易外受取勘定	一、九四七、五六四、四六七円	
同　上受拂勘定	一、八四七、七七二、九三七	
差引受取勘定超過額	九九、七九一、五三〇	九九、七九一、五三〇
計　對外勘定受取超過總額(甲)		一、一一一、〇〇六、四三五、五五円
本邦所有正貨實際增加額(＊)	八八〇、七八八、九七四	
對內關係增加額(△)	三六、五九五、五一二	一、三一九、八五五、八八五
差引對外關係增加額(乙)	八四四、一九三、四六二	八四四、一九三、四六二
甲乙差引受取勘定未決濟額		四七五、六六二、四二三

(＊) 正貨實際增加額の算出に當りては大正六年度及大正七年度に於て行はれたる價額引下通計二千三百九十萬四千四十五圓を加算せり。

(△) 對內關係增加額とは內地產金造幣輸納高(八千六百五十二萬八千九百四十九圓)と日本銀行の金貨支拂及金地金賣却高中內地使用若くは內地保留高(四千九百九十三萬三千四百三十七圓)との差額なり。

卽ち以上の計算に依れば戰亂以降大正七年六月に至る間の本邦對外貸借勘定受取超過額は十三億千九百八十五萬五千圓、差引受取勘定未決濟額は四億七千五百六十六萬二千圓を算す。然れども其の實際の數額に至りては思ふに此の額を超過せること僅少ならざる可し。

尙ほ歐洲戰爭勃發以來本邦が聯合與國援助の爲め且つ又金融調節の一策として內地に於て外國債を發行したる高、或は外國債にして內地に於て賣出されたるもの、及政府竝に日本銀行所有在外正貨を以て聯合與國の公債に應募し若くは本邦外國債の一部を買戻せる額竝に國債・地方債・社債・借入金の償還高等に就ては別に「聯合國に對する金融上の援助」の款に於て委曲を悉くせるを以て玆に之を省略すべしと雖も、唯參考として對外債務累年比較、竝に對外債權累年比較の二表を揭ぐるときは次の如し。

(一) 對外債務累年比較表

年次	外國債	流出內國公債(見込額)	地方債	社債	借入金	計	前年比較△減
大正元年末	一、四一七、六八三、六八六円	七九、四三三、〇〇〇円	一、七一、二五二、五六五円	一四七、五三九、八〇〇円	一四、〇〇九、九五〇円	一、八四五、九一九、〇七一円	
同　二年末	一、五二四、六〇七、五四二	八二、三八五、〇〇〇	一、七七、一四七、一八五	一六六、八八四、四〇〇	二五、九四七、四六三	一、九七六、九七一、五九〇	一三一、〇五二、五一九
同　三年末	一、五二四、〇〇三、六六三	八四、七五七、〇〇〇	一、七七、〇一三、七六五	一六六、七九九、八〇〇	二八、六九一、〇一六	一、九八一、八六四、二六四	四、八九二、六七四
同　四年末	一、四九三、一五五、八四七	八〇、六八八、七〇〇	一、七六、八九四、三三二	一六六、五三九、八〇〇	一、九五二、六〇〇	一、九一九、三九八、二七九	△六一、六三四、九八五
同　五年末	一、三八四、八五三、四一五	六八、五二七、五五〇	一、七五、一〇五、三四六	一六六、三三一、七〇〇	一、五七八、一〇〇	一、七九六、二八六、一一一	△一三三、九四三、一六八
同　六年末	一、三四八、五八七、〇三二	四九、四四五、三〇〇	一、七二、四五一、〇九四	一六五、八〇〇、八〇〇	二一五、四七七	一、七三六、五一九、七〇三	△五九、七六六、四〇八

(備考) 大正六年末內國公債流出高を除き他は凡て大藏省の調査に據る。

(二) 對外債權累年比較表

年次	對外債權（支那を除く）支那政府	支那地方廳	支那銀行會社等	計	合計
開戰當時	円	円	円	円	円
大正四年末	七五、八四三				
同　五年末	二四三、二九〇、七四六	六三、五五二、〇〇〇	三、一五七、〇〇〇	四〇、五〇九、〇〇〇	一〇七、三二八、〇〇〇
同　六年末	四〇九、〇五一、八三三	六四、九三六、〇〇〇	四、六八二、〇〇〇	一一〇、三八〇、〇〇〇	二一、一二五、八四三
同　七年六月末	四八九、〇五一、八三三	七九、四二四、〇〇〇	七、五四八、〇〇〇	四三、一四三、〇〇〇	三七五、四三五、七四六
		九九、五九八、〇〇〇	八、六八一、〇〇〇	一八〇、〇〇八、〇〇〇	五八九、〇八九、八三三
		一五一、三八四、〇〇〇	一七、四三三、〇〇〇	七四、九四〇、〇〇〇	七三二、八二八、八三三

第二　貿易外受取勘定

貿易外受取勘定内譯を大藏省の調査に據りて示すときは左表の如し。

項目	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年上半期
第一　本邦政府海外收入	円 一一四、三三二、二八二	円 一二、〇九四、九〇三	円 一八、七三五、二六七	円 七二、四九八、八二五	円 一〇二、五九八、九七二	円 八〇、四七二、三四五	円 二八、四二四、〇〇〇
第二　國債元利收入	一二、二八七、〇七九	一〇七、二五一、六六八	二六、九五三、七九二	二八、二九二、二三六	二三、三一六、〇四九	九、四三〇、六六三	—
第三　運賃收入	三四四、四〇六、四三六	四二、三九六、四四九	四三、〇五三、六一〇	五九、八〇八、五九〇	二三五、八三四、〇三九	二四三、八四四、六三七	二七六、七〇六、〇〇〇
第四　船舶關係收入	一五、〇九一、六七三	一六、九五九、三七三	一四四、二七二、七四一	二一、三三三、九八九	五〇、八四一、三四九	七四、八三二、一九〇	三六、六四八、〇〇〇
第五　外國人本邦内消費	一五、三二五、八四二	一六、六九四、二九七	一六、〇四六、六八九	一八、九五六、一四七	二七、六三九、〇四九	三五、六九九、一五六	三三、二四四、〇〇〇
第六　外國人本邦内放資	九一、四六三、七九九	三〇、九一〇、〇六二	一六、五四六、六〇七	二、三四二、一〇〇	三、八五、一三七	二七、八一七、六二二	一〇、〇五九、〇〇〇
第七　本邦人海外放資回收	一、八八〇、〇三六	一〇、五三四、一五一	四、五三、三一〇、六一三	二、三四一、一五〇九	一、〇六七、〇七五	九、三六〇、八〇六	—
第八　本邦人海外事業利益	四六、二五一、一八一	五〇、九六五、三三七	四六、二五二、四〇一	四六、三九六、八〇一	六八、五三〇、七九八	八二、〇四六、六二一	四九、一二一、〇〇〇
第九　本邦人海外放資利益	二、三四八、四〇三	三、一〇八、〇八九	二、三五二、七三三	二、五九〇、七三三	三、六四二、一一〇	七、五三一、〇一四	二、一〇六、〇〇〇
第一〇　保險關係收入	—	五、七三五、〇一〇	六、三〇〇、六八三	一四、一四七、一〇九	二、一〇八、三、九〇〇	四三、九七九、四四〇	二六、四六六、〇〇〇
第一一　特別貿易品收入	—	—	—	—	一八、四三九、五八四	二、六一七、九八五	一五、五九九、〇〇〇
合計	二三七、三一七、三〇六	二九六、六六九、六一〇	一九三、八四八、五九七	二七七、九七、九二九	四五四、八六八、〇七一	六七六、六三三、四六七	四九一、四九三、〇〇〇

（備考）大正七年上半期分は日本銀行調査に係る推算額に依る。

上表に據りて、開戰後其の增減の程度顯著なるものに就き簡單に說明を試むれば第一に本邦政府海外收入の大正四年以降增額したるは、特別收入殊に交戰國に對する兵器賣却代金の增加に依るものなり。

	政府海外收入	特別收入	兵器賣却代
大正三年	一八、七三五、二六七円	一四、〇八六、〇一五円	一〇、五四三、六〇一円
同　四年	七一、四九八、八二五	六五、二〇七、七五〇	六二、七二四、六〇三
同　五年	一〇一、五九八、九七一	九二、三六一、九四六	八八、一三四、九八九
同　六年	八〇、四七二、三四五	六三、五二五、八八七	五九、八八五、五七三
同　七年上半期	二八、四二四、〇〇〇	一九、九四一、〇〇〇	一九、九二一、〇〇〇

第二に國債元利收入は從前にありては本邦政府が海外に於て公債を募集するか、或は內國公債の海外に流出せる場合に限り生じたるものなりしも、大正二年以降に於ては新に外國政府債利子其の他の受入高なる勘定加へらるるに至れり。其の歐洲開戰前に於けるものは專ら對支放資に因るものと見るべく、最近にありては上記のものの外、開戰後本邦內に於て發行せられ若くは賣出されたる聯合國公債に依る收入却て大なり。

第三に運賃收入は外債の募集ありし場合を除きては本邦貿易外受取勘定の重要項目を成せるものにして、常に其の五分の二內外を占むるものなり。開戰後の狀況に就て言はば、大正四年に於て五千九百八十二萬圓なりしもの、翌大正五年には一躍して一億三千五百八十三萬圓に達し、更に六年に

至りては二億四千三百九十四萬圓を超えたりしが、大正七年上半期に於ては已に二億七千六百七十萬圓に上れり。之れ世界的船腹不足に依る運送賃率の暴騰其の因を爲せること蓋し輕少ならざるべしと雖も、又一に開戰後殊に大正五年以降に於ける本邦輸出貿易大盛況(大正七年に於ては輸出入貿易共)の賜と云はざる可からず。輸出入貨物運賃の外、國際取次商業上の貨物運賃卽ち本邦船舶が外國諸港相互間に於ける貨物運送の任に當りて獲たる運賃收入も亦戰前數年間に於ては每年一千萬圓內外に止まりしもの大正四年には千九百十二萬圓、大正五年四千九十三萬圓、大正六年七千四百八十四萬圓に激增したり。此の種運賃收入の增加と第四の船舶關係收入中の傭船料(卽ち外人が本邦船舶傭入の爲め支拂ひたる料金)が大正二年には僅々三萬圓に過ぎざりしもの、大正三年には二十七萬圓、大正四年には一躍して二百五萬圓に上り、大正五年には更に三千九百九十四萬圓に、大正六年には六千百五十九萬圓、大正七年上半期二千八百五十七萬圓と云ふ、殆ど奇蹟の如き急激なる大增加を來せし事實とを併せ考ふるときは、何人も歐洲戰亂が本邦海運界に對し其の現實に夥多なる利得を與へし點に於てのみならず、將來の世界海運界に於ける本邦の地歩を擴大し鞏固と爲す上に於て如何に多幸なりしかを看得せざるを得ざるならん。

第六の外國人本邦內放資の開戰後減退したるは、此の種收入は外國人の內國の銀行及事業會社に於ける株式購入及出資高竝に一時借入金存するに止まり、地方債及社債等の海外募集皆無なる爲にして、斯かる募集の皆無なるは從來の資本供給者たる諸外國何れも其の財力を傾けて敵と相爭へる戰時經濟にありては素より當然なれども、他方に於て戰後本邦の資力增大せしことも亦與て力あるべし。尙ほ保險關係收入の增加は本邦對外貿易の活躍に伴ふ自然の結果なりとす。

最後に大正五年以降新に貿易外受取勘定中に加はりたる項目は特別貿易品收入にして、そは民間の交戰國に對する兵器・火藥等賣却代金及貿易表揭記外の船舶賣却代金よりなる。

第三　貿易外支拂勘定

貿易外支拂勘定の內容を示せば左の如し。

項目	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年上半期
第一　本邦政府海外支出	一九、〇一八、七三五円	二二、二三四、八〇九円	一五、三六一、九六四円	一五、二五六、二九〇円	一七、七四二、二〇七円	二〇、二四五、五一六円	二二、一四七、〇〇〇円
第二　國債元利支出	七六、九三九、九四四	七八、六五五、一四六	九一、六二一、四六五	一二〇、三五三、六一四	四八一、三三九、三七三	三五二、六一〇、九〇五	一九八、九〇七、〇〇〇
第三　運賃支出	—	—	—	—	—	—	—
第四　船舶關係支出	一三、七〇八、七六一	一七、八六三、八八八	一六、一一七、四一六	二〇、二五二、一六三	二七、四一七、七五九	三三、八三五、八二四	二二、六六二、〇〇〇
第五　本邦人海外消費	六、九九七、一三四	八、八三七、一一〇	九、一九三、六七一	七、九九三、二五二	一〇、四一五、四六六	一四、一八八、四四三	九、二二〇、〇〇〇
第六　本邦人海外放資	三四、四四二、一八二	二三、一八三、七九七	一九、五八〇、五六二	一二、七一〇、〇四九	二三、四三一、三六二	六四、一二四、四四一	五、六八五、〇〇〇
第七　外國人放資回收	三、五八九、四〇〇	三、四二二、〇二一	一二、三二一、一四三	二九、一一三、〇六五	一三、九八四、〇四二	一九、八一一、九八〇	二、一七〇、〇〇〇
第八　外國人內地事業利益	六、六一五、三四三	七、七〇三、三五六	八、七二〇、六五九	七、四五〇、四九四	七、六四八、八一七	九、七〇三、三一一	五、八二一、〇〇〇
第九　外國人內地放資利益	一七、六一八、九二三	二〇、〇一〇、一〇二	二一、一八八、二二五	二〇、三三九、六九〇	一九、一六一八、九二三	二一、五一四、四〇〇	一一、八〇四、〇〇〇
第一〇　保險關係支出	五、八五一、四〇六	六、八五八、三一七	七、一五八、五六四	一四、一〇〇一、一〇三	一八、九三一、一三七	六〇、三七三、一五一	三〇、一八六、〇〇〇
第一一　特別貿易品支出	一七七、五九二	三一一、六九二	一七六、五〇五	一五六、八五八	六、三七七、六〇四	一、八九二、七六八	九七八、〇〇〇
合計	一八四、九五九、四一〇	一八八、九八〇、一三八	二〇一、四二〇、一七二	二五七、八二九、四七八	六一五、六六七、八二〇	五九八、三〇〇、六二九	二九八、五八二、〇〇〇

(備考)　大正七年上半期は日本銀行調査、其の他は悉く大藏省調査に據る。

貿易外支拂勘定の內容に就ては、取立てて注意す可き項目多からず。唯特に一言すべきは、第二の國債元利支出の項目にして、戰亂以降本項に依る支出は本邦の貿易外對外支拂額の過半を占め、對外